

2018年度(平成30年度)

公立図書館における蔵書構成・管理  
に関する実態調査報告書

平成31年3月

全国公共図書館協議会

## はじめに

デジタル・ネットワーク社会の本格的な到来は、図書館サービスの基盤である蔵書を巡る状況にも影響を及ぼしています。

公益社団法人日本図書館協会が毎年実施している『日本の図書館2018』調査によると、公立図書館数は3,277館で、30年前に比べ約1.8倍に増加しました。一方で、図書館の資料費は1996年をピークとして減少傾向にあり、同時に年間受入冊数の減少も続いています。

出版界に目を向けると、出版物の推定販売金額が減少しているのに対し、電子書籍の市場規模は年々拡大しています。

情報量が飛躍的に増大する中、従来の印刷資料だけでなく多様な情報源にアクセスできる環境を限られた予算でいかに整備していくか、各図書館で再検討することが求められています。また、毎年増え続ける蔵書への対応を迫られ、保存スペース（書庫）狭隘化の問題を抱える図書館も増えており、どのような資料・情報を収集し保存するかということが、公立図書館共通の課題となっています。

このような状況を踏まえ、全国公共図書館協議会では、調査・研究事業の一環として、平成30年度・31年度の二か年で「公立図書館における蔵書構成・管理」をテーマに調査研究に取り組むこととしました。

過去の類似調査では、蔵書構成プロセス中の「資料選択」に関わる調査が多く、とりわけ収集方針や選定基準を策定しているかどうかに関心の中心でした。

今回の調査では、デジタル化の進展など情報環境の変化や出版界の動勢にも留意しながら、資料選択のほか、蔵書評価、除籍、保存、都道府県域での資料保存の取組など幅広く取り上げることとし、初年度である平成30年度は全国の公立図書館を対象に実態調査を実施しました。実践女子大学図書館の伊藤民雄氏を助言者として迎え、アドバイスいただきながら、全国調整委員及び編集委員が調査票の作成を行いました。また、実態調査の集計及び執筆は編集委員が分担しました。

本報告書では集計結果を図表等にまとめ、簡単な解説を付しています。今後、公立図書館における蔵書構成・管理やサービス充実のために、また、出版と図書館を考える基礎資料としてご活用いただき、図書館の一層の発展に寄与できれば幸いです。

最後に、この報告書をまとめるに当たり、アンケート調査にご協力をいただいた各図書館の皆様に、厚く御礼申し上げます。

平成31年3月  
全国公共図書館協議会  
全国調整委員会

# 目次

|                             |     |
|-----------------------------|-----|
| 調査概要                        | 1   |
| 第1章 図書館基本情報                 | 3   |
| 1 自治体に関する基本情報               | 3   |
| 2 中心館に関する基本情報               | 10  |
| 第2章 収集（資料選択）                | 17  |
| 1 収集の方針                     | 17  |
| 2 資料選定                      | 28  |
| 3 リクエスト                     | 42  |
| 4 電子情報源                     | 47  |
| 5 収集（資料選択）全般                | 57  |
| 第3章 蔵書評価                    | 59  |
| 1 蔵書評価の実施状況                 | 59  |
| 2 蔵書評価の頻度、評価者、評価内容、評価方法     | 59  |
| 第4章 除籍                      | 63  |
| 1 除籍に関する方針・基準の明文化及び公開       | 63  |
| 2 除籍の内容                     | 64  |
| 3 除籍の体制                     | 69  |
| 第5章 保存                      | 73  |
| 1 保存の原則                     | 73  |
| 2 保存環境                      | 78  |
| 第6章 都道府県域での資料保存の取組          | 86  |
| 1 全国的な状況                    | 86  |
| 2 取組の実態                     | 86  |
| 3 共同保存の実施に当たっての課題、障害        | 89  |
| 付録 「公立図書館における蔵書構成・管理 実態調査票」 | 91  |
| 都道府県立図書館、市区町村立図書館 共通        | 93  |
| 全国調整委員会委員・編集委員会委員名簿         | 102 |

# 調 査 概 要

## 1 調査の目的

この調査は、全国の公立図書館における蔵書構成・管理の実態を把握するとともに、現状を分析し、課題等を整理することにより、公立図書館における蔵書を基盤としたサービスの充実に資することを目的としたものである。

## 2 調査内容

以下についての実施状況等の調査を行った。

- (1) 図書館基本情報
- (2) 収集（資料選択）
- (3) 蔵書評価
- (4) 除籍
- (5) 保存
- (6) 都道府県域での資料保存の取組

調査に用いた調査票は、付録「公立図書館における蔵書構成・管理 実態調査票」のとおりである。

## 3 調査対象館

図書館法第2条2項の地方公共団体が設置する公立図書館を対象とした。私立図書館は含まない。自治体において図書館を複数設置している場合、自治体で1館の回答を基本とした。

資料の収集や保存等について中心的役割を担う図書館（以下、「中心館」）が、本館（中央図書館）と別にある場合、設問に応じて中心館が記入、又は本館（中央図書館）が中心館に聴取し、内容をとりまとめて1つの調査票で回答することとした。

## 4 調査対象期間

対象期間は、設問で特別の指示がある場合を除き、平成30年4月1日現在の状況、実績とした。

## 5 調査方法

調査票の配布と回収の流れは以下の(1)(2)のとおりである。配布は電子メール、回収は電子メール及び郵送により実施した。

### (1) 調査票の配布

全国公共図書館協議会事務局 → 都道府県立図書館の本館（中央図書館） → 市区町村立図書館の本館（中央図書館）

### (2) 調査票の回収

市区町村立図書館の本館（中央図書館） → 都道府県立図書館の本館（中央図書館） → 全国公共図書館協議会事務局

## 6 調査票の回収状況

調査票の回収状況は以下のとおりである。

### (1) 回答館数

| 区分    | 回答数    |
|-------|--------|
| 都道府県立 | 47件    |
| 市区町村立 | 1,326件 |

## (2) 回答自治体数

| 区分   | 図書館設置自治体数 | 回答自治体数 | 無回答数 | 回収率    |
|------|-----------|--------|------|--------|
| 都道府県 | 47        | 47     | 0    | 100.0% |
| 市区町村 | 1,332     | 1,326  | 6    | 99.5%  |
| 計    | 1,379     | 1,373  | 6    | 99.6%  |

## 7 計画立案から報告書の作成まで

### (1) 実施計画の策定

平成30年4月から6月まで

### (2) 実施計画の確定

平成30年6月（全国公共図書館協議会総会にて了承）

### (3) 調査票案の作成

平成30年8月から11月まで

### (4) 全国調整委員会の開催

平成30年11月9日に伊藤民雄氏を助言者に迎え、編集委員会で作成した調査票案等について全国調整委員会において協議を行った。

### (5) 調査の依頼

平成30年12月4日に都道府県立図書館（本館（中央図書館））へ依頼文を送付した。その後は、5(1)にあるような流れで調査票を配布し、調査を依頼した。

### (6) 調査票の提出期限

平成31年1月10日

### (7) 集計・報告書案の作成

平成31年1月から2月にかけてデータの集計を行い、その結果を踏まえ編集委員会で報告書案を作成した。

### (8) 報告書内容の確定

平成31年3月、全国調整委員による報告書案の調整を経て、内容を確定した。

## 8 報告書の集計上で留意した点

本報告書では、調査票で得た数値を客観的に説明するにとどめ、具体的な分析や提言は次年度に委ねることとした。

## 9 その他

報告書の全文及び調査票の記入要領は、全国公共図書館協議会のホームページ内に、PDF ファイルで掲載した。

<https://www.library.metro.tokyo.jp/zenkoutou/report/index.html>

# 第1章 図書館基本情報

本章では、調査対象の自治体及び図書館中心館に関する基本情報について調査結果をまとめる。  
 本調査においては、組織上の中心館を「本館（中央図書館）」、資料の収集や保存等について中心的役割を担っている図書館を「中心館」と定義して調査を実施した。

## 1 自治体に関する基本情報

本項では、調査対象とした図書館を設置している自治体の区分、人口規模、自治体が運営している公立図書館数、図書館予算、図書館運営について整理する。

### (1) 自治体区分及び人口規模

今回調査した自治体の区分及び人口規模は以下のとおりである。

自治体区分では「市」が 55.3% (759 館) と最も多く、「町村」が 38.2% (524 館) と続く。(図 1.1)

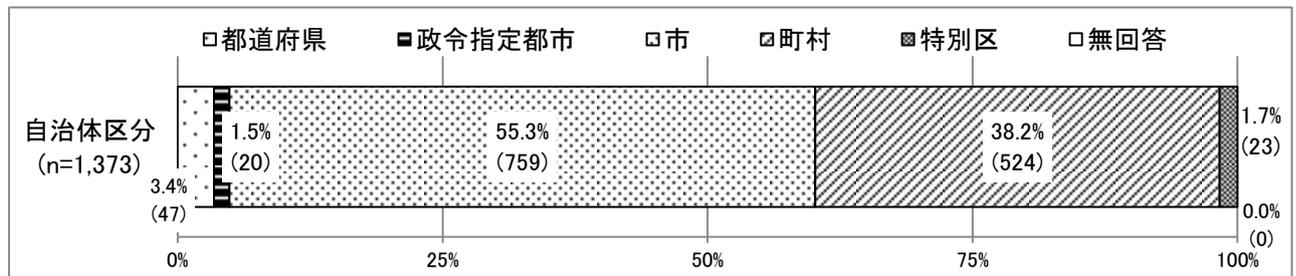


図 1.1 自治体区分

人口規模は、都道府県では、「100 万人以上 150 万人未満」が 27.7% (13 館) と最も多かった。市区町村では、「1 万 5 千人以上 4 万人未満」が 29.2% (387 館) と最も多く、次いで「4 万人以上 10 万人未満」が 26.4% (350 館) だった。(図 1.2)

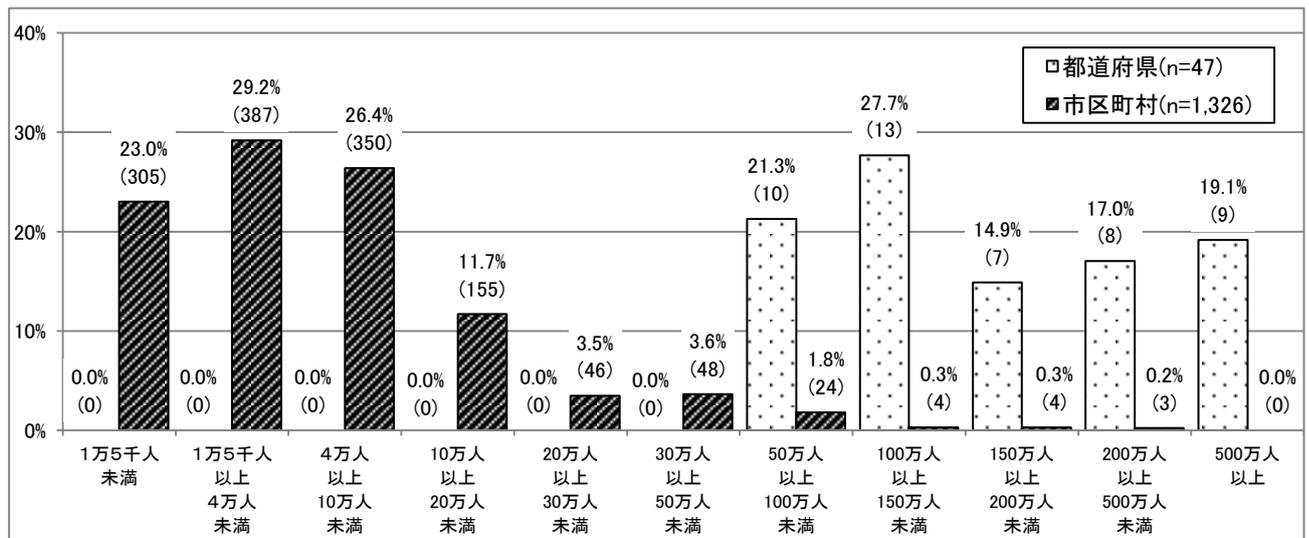


図 1.2 自治体人口規模

## (2) 自治体が運営している公立図書館数

自治体が運営している公立図書館数を尋ねた。(図 1.3)

「1館」が最も多く、都道府県では80.9% (38館)、市区町村では56.6% (751館)だった。次いで「2館」が都道府県では17.0% (8館)、市区町村では15.0% (199館)だった。

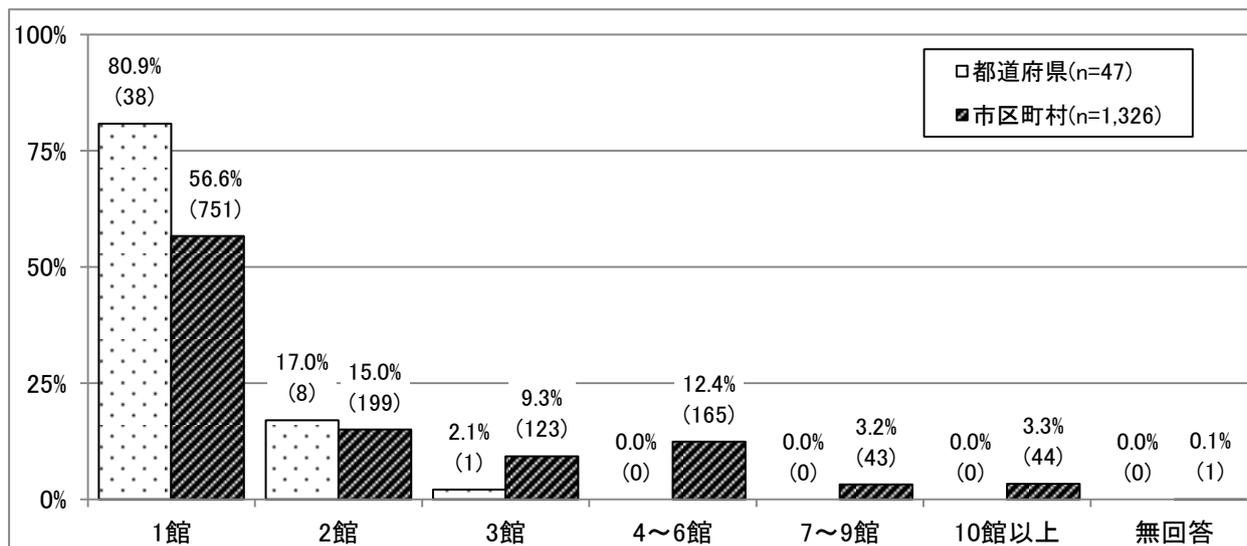


図 1.3 自治体が運営している公立図書館数

## (3) 図書館予算

### ア 予算管理

自治体内の図書館の予算管理をどのように行っているか尋ねた。(図 1.4)

都道府県、市区町村ともに「自治体内全図書館の予算を1館で一括管理している」の割合が高く、それぞれ85.1% (40館)、78.0% (1,034館)を占めた。

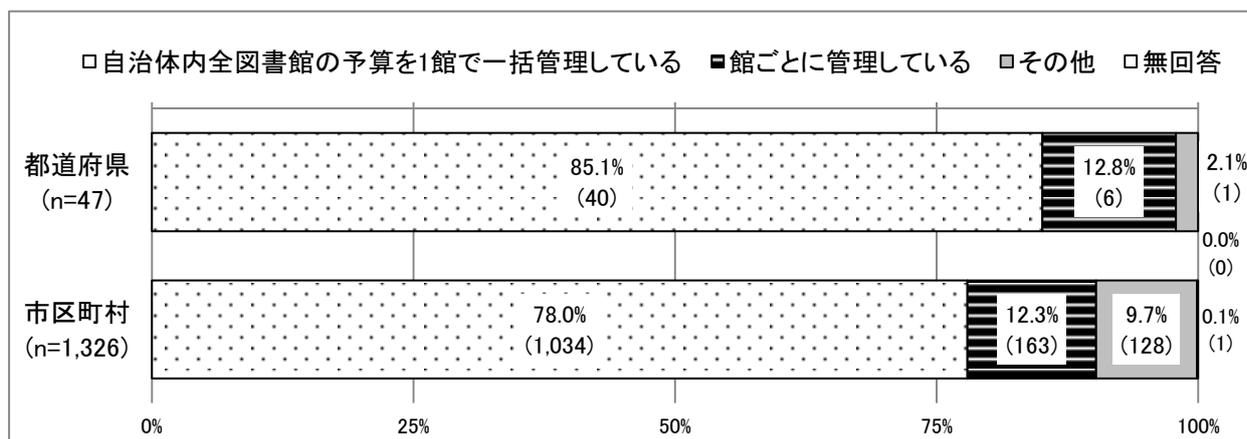


図 1.4 図書館の予算管理

### イ 予算金額

次に、各自自治体内図書館（一括管理の場合は全体の金額、館ごとの場合は中心館）の図書館費、資料費等の予算金額について尋ねた。資料費は、「図書費」「雑誌新聞費」「図書費・雑誌新聞費以外の資料費」の3項目に分け、図書費、雑誌新聞費等の内訳が不明な場合は空欄で可とした。

図書館費は、都道府県では「2億円以上」が36.2% (17館)、市区町村では「5,000万円未満」が57.6% (764館)で最も多かった。(図 1.5)

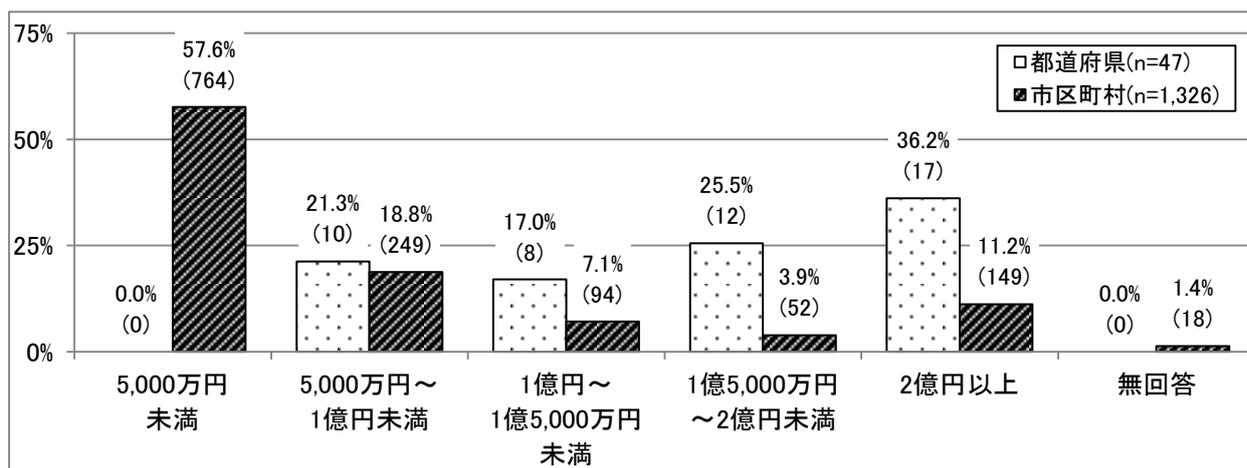


図 1.5 図書館費

次に、資料費は、都道府県では「3,000万円以上」が85.1%（40館）、市区町村は「500万円未満」が25.4%（337館）で最も多かった。（図 1.6）

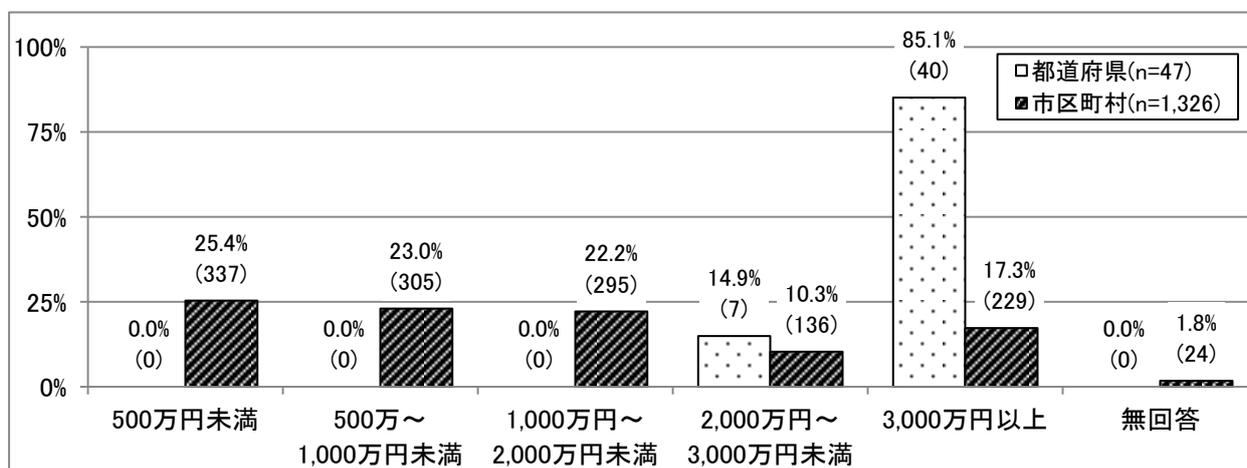


図 1.6 資料費

資料費のうち、図書費は、都道府県では「3,000万円以上」が63.8%（30館）、市区町村では「500万円未満」が33.5%（444館）で最も多かった。（図 1.7）

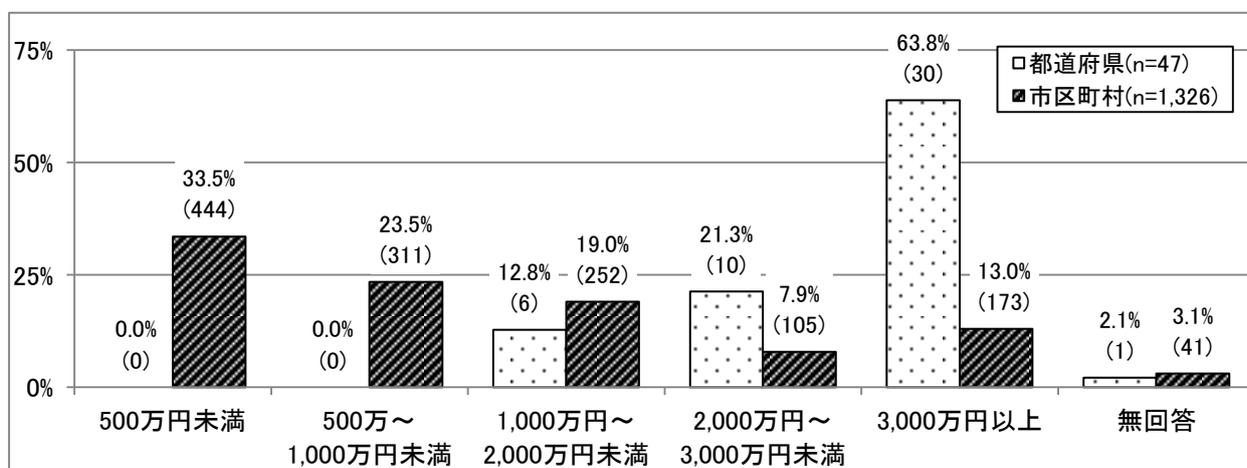


図 1.7 図書費

雑誌新聞費は、都道府県では「500万円～1,000万円未満」が40.4%（19館）、市区町村では「500万円未満」が78.4%（1,039館）で最も多かった。（図1.8）

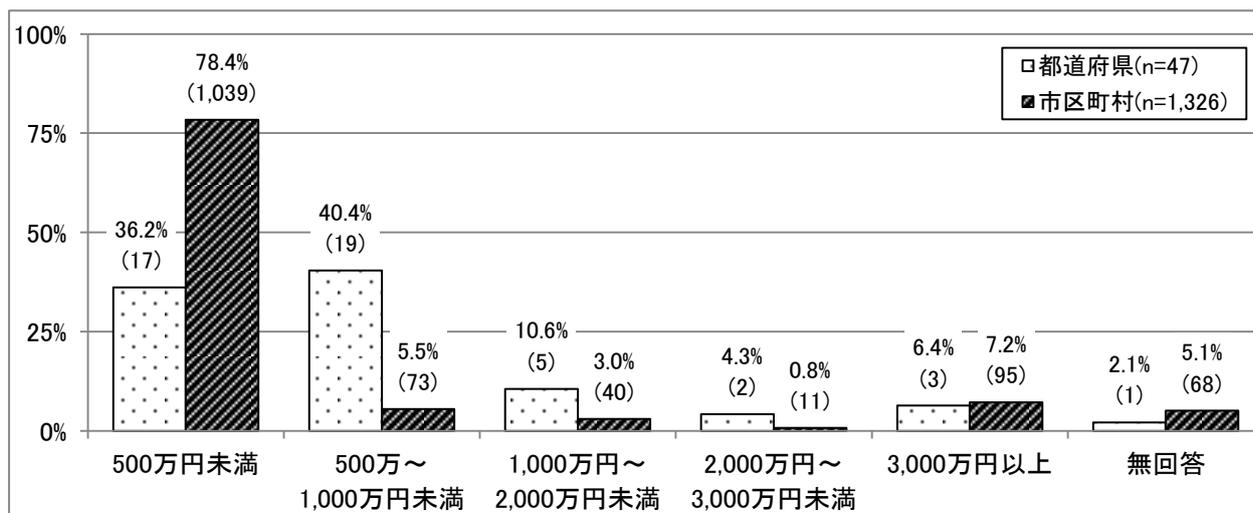


図1.8 雑誌新聞費

図書費、雑誌新聞費以外の資料費については、都道府県、市区町村ともに「500万円未満」が最も多く、それぞれ57.4%（27館）、62.8%（833館）だった。（図1.9）

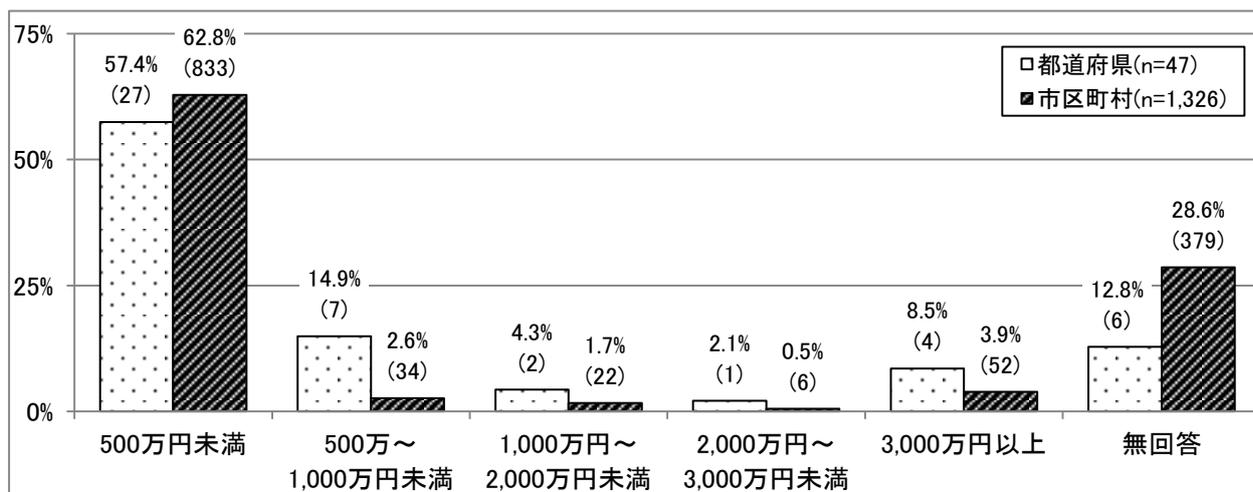


図1.9 図書費、雑誌新聞費以外の資料費

### ウ 資料費の予算金額の変化

資料費の予算金額が5年前の2013年度（平成25年度）から、どのように変化しているか尋ねた。（図1.10）

都道府県では「減少している」が38.3%（18館）で最も多く、次いで「増加している」が34.0%（16館）だった。

一方、市区町村では「ほぼ一定」が44.3%（588館）で最も多く、次いで「減少している」が32.9%（436館）だった。

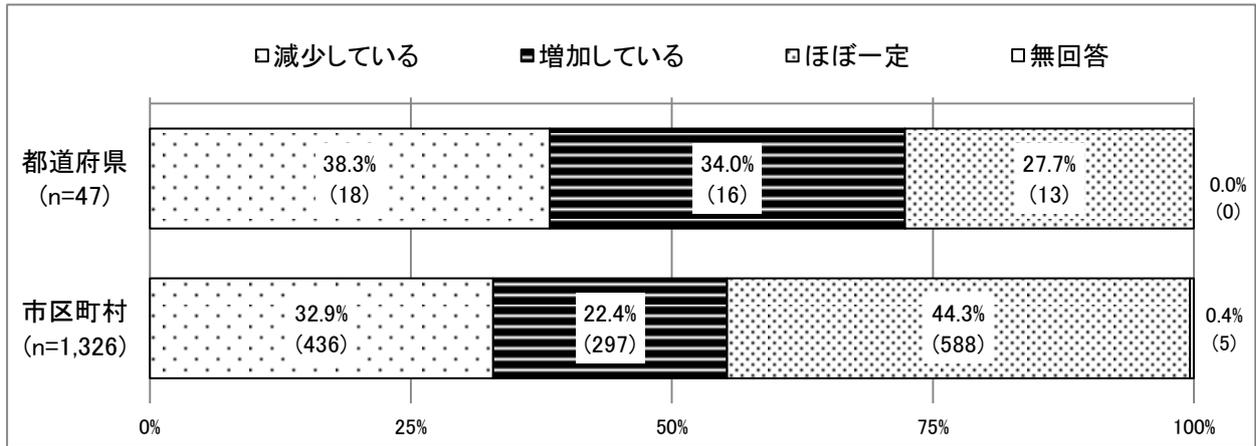


図 1.10 資料費の予算金額（5年前からの変化）

(4) 図書館の運営主体

自治体の図書館全体及び中心館の運営主体について尋ねた。

ア 図書館全体

図書館全体では、都道府県立図書館、市区町村立図書館ともに「全館、自治体職員のみ」が半数を超え、それぞれ 57.4%（27 館）、64.0%（849 館）だった。次いで、都道府県立図書館では「自治体職員中心（一部委託）」が 25.5%（12 館）、市区町村立図書館では「指定管理者中心」が 14.3%（190 館）だった。（図 1.11）

「その他」の回答を見ると、都道府県立図書館では、「施設管理のみ指定管理を導入」などが挙げられていた。市区町村立図書館では、多様な形態が挙げられていたが、「中央館は自治体職員中心、分館は指定管理者中心」、「自治体職員中心（一部委託、一部指定管理）」が複数の館から挙げられた。

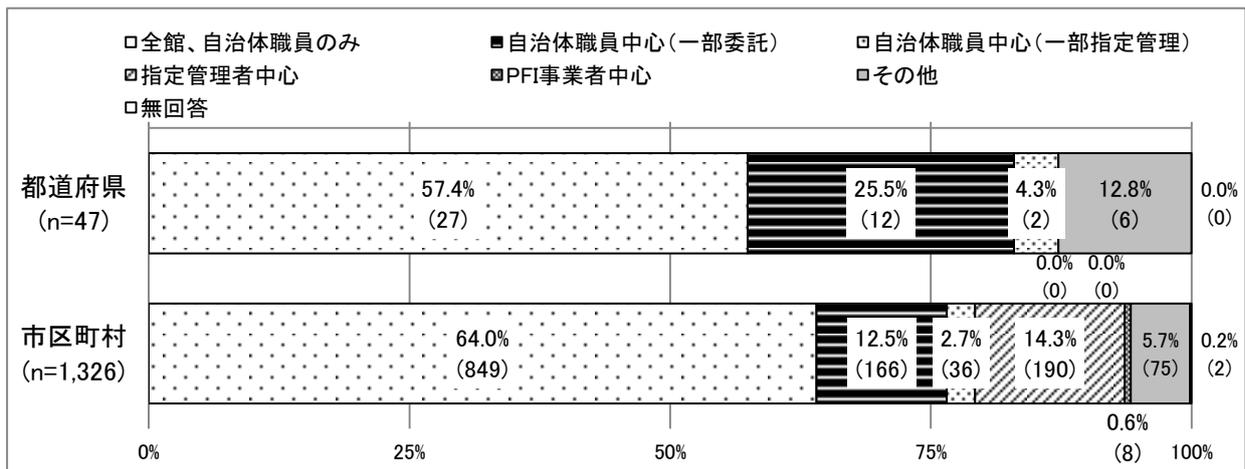


図 1.11 図書館全体の運営

## イ 中心館

中心館では、都道府県立図書館、市区町村立図書館ともに「自治体職員のみ」が最も多く、それぞれ 57.4% (27 館)、67.7% (898 館) だった。次いで、都道府県立図書館では「自治体職員中心(一部委託)」が 27.7% (13 館)、市区町村立図書館では「指定管理者中心」が 13.8% (183 館) だった。「その他」は図書館全体とほぼ同様の回答だった。(図 1.12)

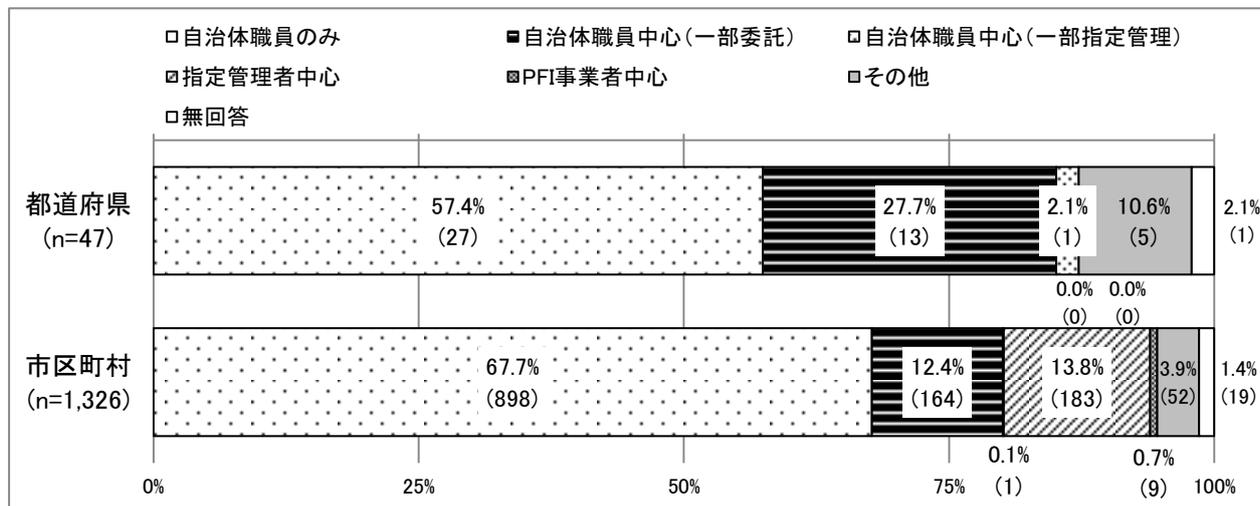


図 1.12 中心館の運営

## (5) 職員数

自治体の図書館全体の職員数と中心館の職員数について、尋ねた。

### ア 図書館全体

各都道府県立図書館の全職員数は、「30～50 人未満」の図書館が 57.4% (27 館) と最も多く、「50～100 人未満」が 29.8% (14 館) で続く。「20 人未満」の図書館は 0 館だった。

一方、各市区町村立図書館の全職員数は、「5～10 人未満」の図書館が 26.1% (346 館) と最も多く、次いで「10～15 人未満」が 17.2% (228 館) だった。(図 1.13)

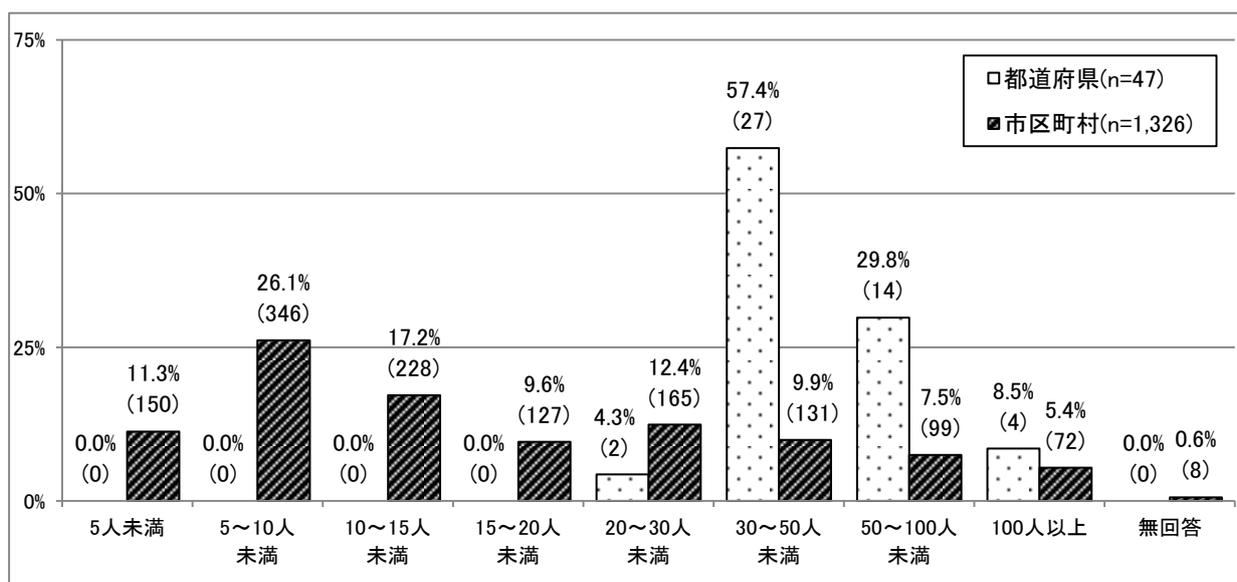


図 1.13 図書館全体の職員数

都道府県立図書館、市区町村立図書館それぞれの全職員数に占める職員種別の割合を見ると、両者で大きく傾向が異なっている。都道府県立図書館では、「正規職員」の割合が 55.7%と高く、次いで「非常勤・嘱託職員」が 25.6%だった。

一方、市区町村立図書館では、「委託・派遣職員（指定管理者職員含む）」の割合が 33.3%、「非常勤・嘱託職員」が 25.1%の順に高く、「正規職員」の割合は 23.8%だった。（図 1.14、1.15）

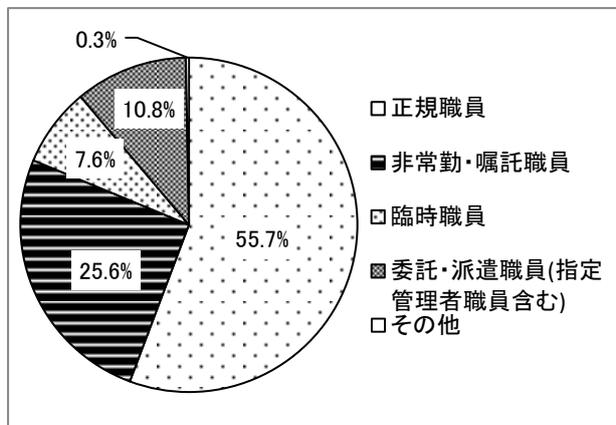


図 1.14 職員種別の割合（都道府県立）

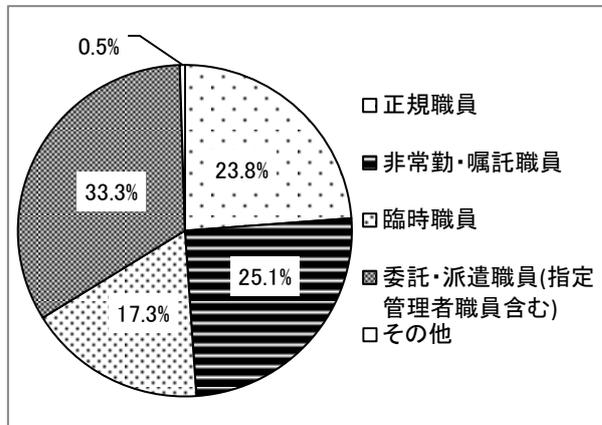


図 1.15 職員種別の割合（市区町村立）

#### イ 中心館

各都道府県立図書館中心館の職員数は、「30～50人未満」の図書館が 55.3%（26館）と最も多く、次いで「50～100人未満」が 27.7%（13館）だった。

一方、各市区町村立図書館中心館の職員数は、「5～10人未満」の図書館が 28.5%（378館）と最も多く、次いで「10～15人未満」が 16.7%（221館）だった。（図 1.16）

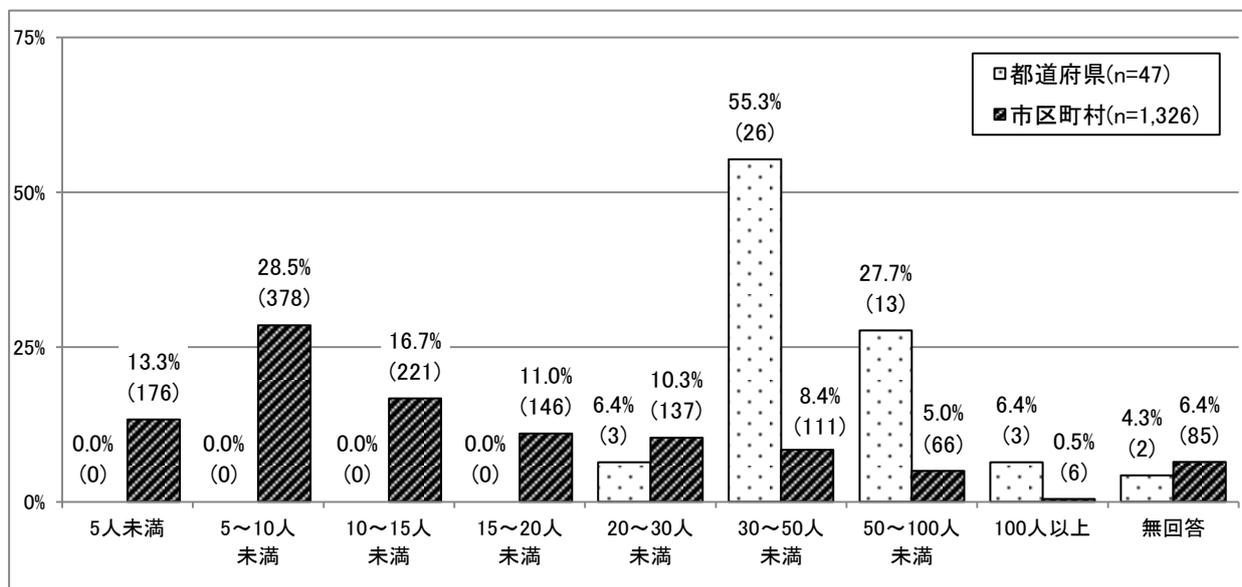


図 1.16 中心館の職員数

中心館の全職員数に占める職員種別の割合は、都道府県立図書館では「正規職員」が56.6%で最も高く、次いで「非常勤・嘱託職員」が25.6%であり、図書館全体とほぼ同様の割合を示している。

一方、市区町村立図書館では「正規職員」の割合が29.0%で最も高く、次いで「委託・派遣職員（指定管理者職員含む）」が25.9%だった。図書館全体とは割合が異なっていることがわかる。（図1.17、1.18）

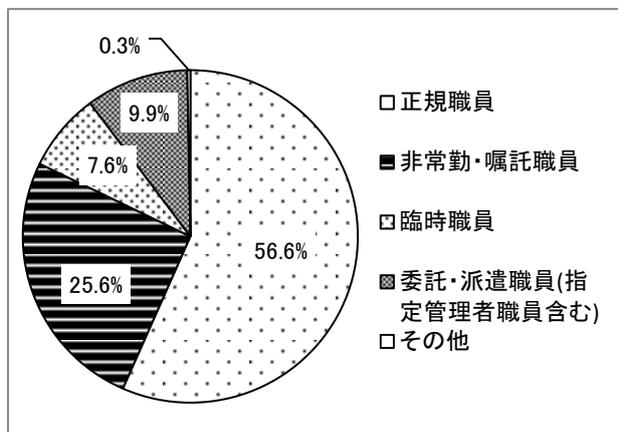


図 1.17 中心館 職員種別の割合（都道府県立）

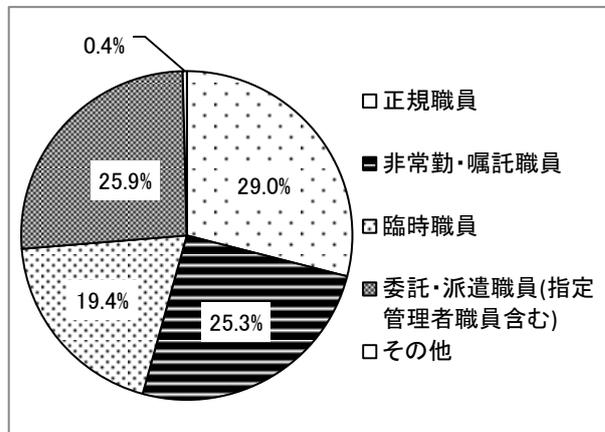


図 1.18 中心館 職員種別の割合（市区町村立）

## 2 中心館に関する基本情報

中心館に関する基本情報として、創設年、竣工年、施設の形態、併設・複合している施設の種別、延床面積、蔵書数について整理する。

以降の調査項目では、「資料の収集や保存等について中心的役割を担っている図書館」（中心館）について回答することとし、中心的役割を担う図書館がない場合や、1館のみの場合は「本館（中央図書館）」による回答とした。

### (1) 資料の収集や保存等について中心的役割を担っている図書館

資料の収集や保存について中心的役割を担っている図書館があるという回答は、都道府県立図書館で78.7%（37館）、市区町村立図書館で66.6%（883館）だった。（図1.19）

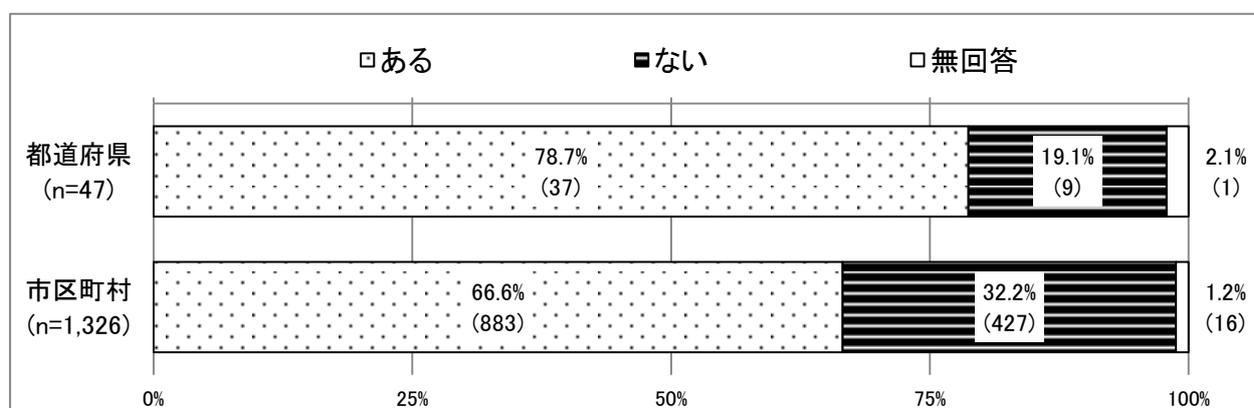


図 1.19 収集や保存等について中心的役割を担っている図書館

## (2) 創設年、現施設の竣工年

中心館の創設年と、現施設の竣工年を尋ねた。

創設年は、都道府県立図書館では「1944年以前」が76.6%（36館）と最も多いのに対し、市区町村立図書館では「1990年代」が21.6%（286館）と多く、次いで「1980年代」が17.6%（234館）だった。（図1.20）

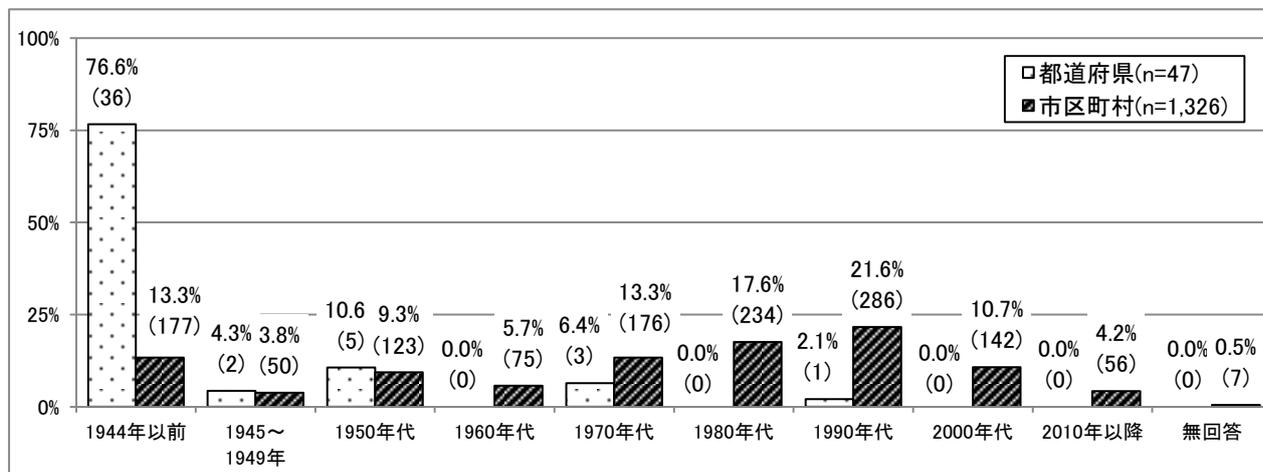


図 1.20 中心館の創設年

現施設の竣工年は、都道府県立図書館、市区町村立図書館ともに「1990年代」が最も多く、それぞれ27.7%（13館）、33.3%（442館）だった。都道府県立図書館では、次に「1970年代」、「1960年代」が多く、竣工から40年以上経過している図書館も多いことがわかる。（図1.21）

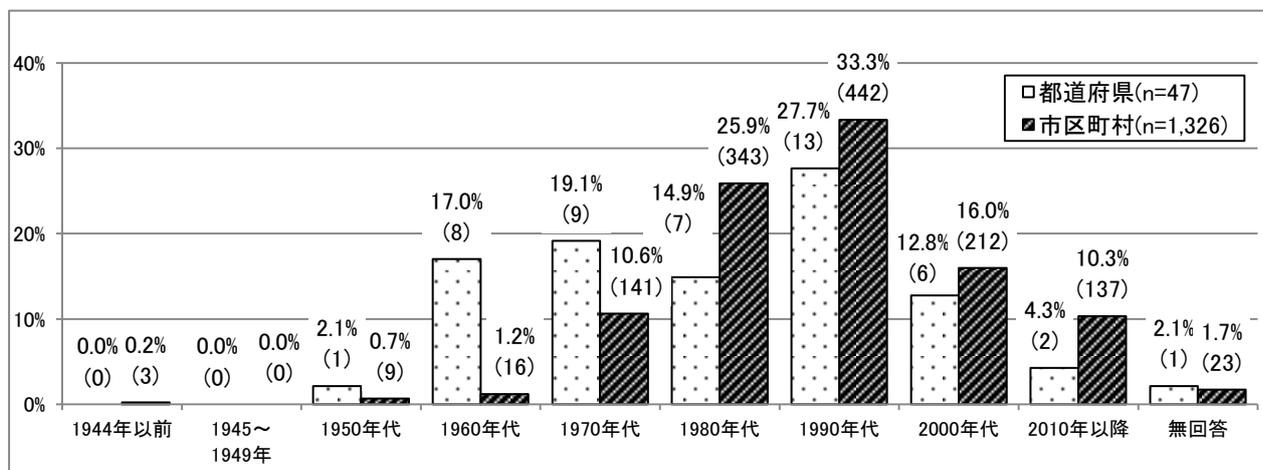


図 1.21 現施設の竣工年

### (3) 施設

#### ア 施設の形態

施設の形態について、複合施設か独立施設かを尋ねた。

都道府県立図書館では61.7%（29館）が「独立施設」であるのに対し、市区町村立図書館では「複合施設」が半数を超え52.2%（692館）だった。（図1.22）

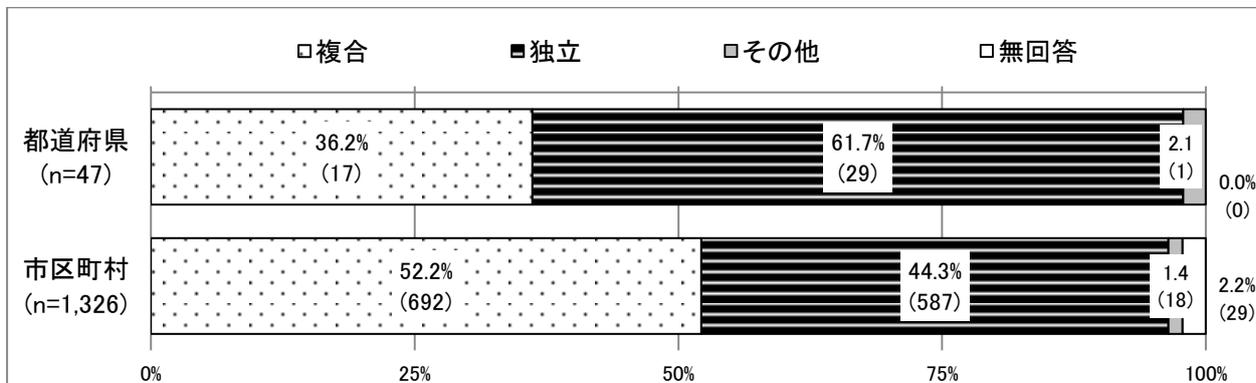


図 1.22 施設の形態

次に、施設の形態が「複合施設」と回答した図書館を対象に建物全体の階数を尋ねた。（図1.23）

都道府県立図書館では「4～5階」が52.9%（9館）と最も多く、市区町村立図書館では「3階以下」が75.9%（525館）と最も多かった。

また、複合施設の中で図書館が占有しているフロア数は、都道府県立では「4フロア」が47.0%（8館）で最も多いのに対し、市区町村立図書館では「1フロア」が50.3%（348館）と半数を超え、「2フロア」が30.5%（211館）と続く。市区町村立図書館で4フロア以上と回答した館は1割に満たなかった。（図1.24）

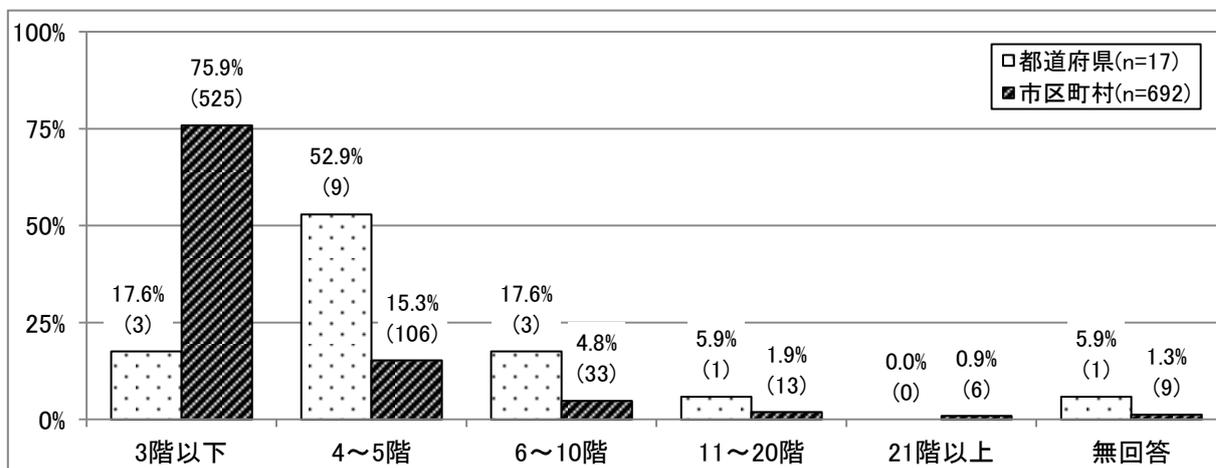


図 1.23 複合施設の建物全体の階数

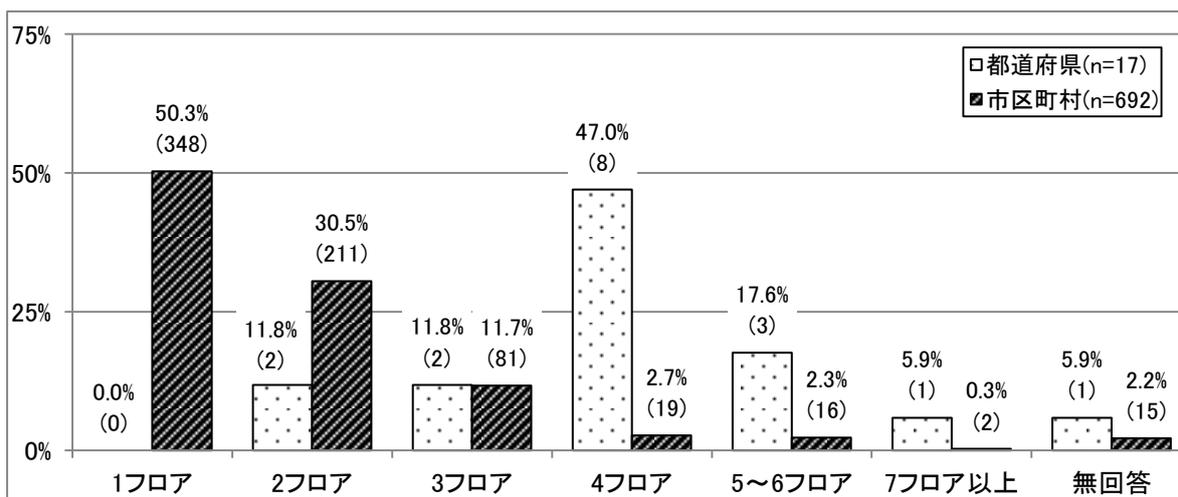


図 1.24 複合施設の場合の占有フロア数

### イ 併設・複合している施設の種別

2 (3)アで「複合施設」と回答した図書館を対象に、併設・複合している施設の種別を尋ねた。都道府県立図書館、市区町村立図書館ともに「その他」の回答が最も多く、それぞれ 70.6% (12 館)、40.8% (282 館) だった。「その他」を除くと、都道府県立図書館では「博物館系」が 11.8% (2 館)、市区町村立図書館では「ホール系」が 28.2% (195 館) と多かった。(図 1.25)

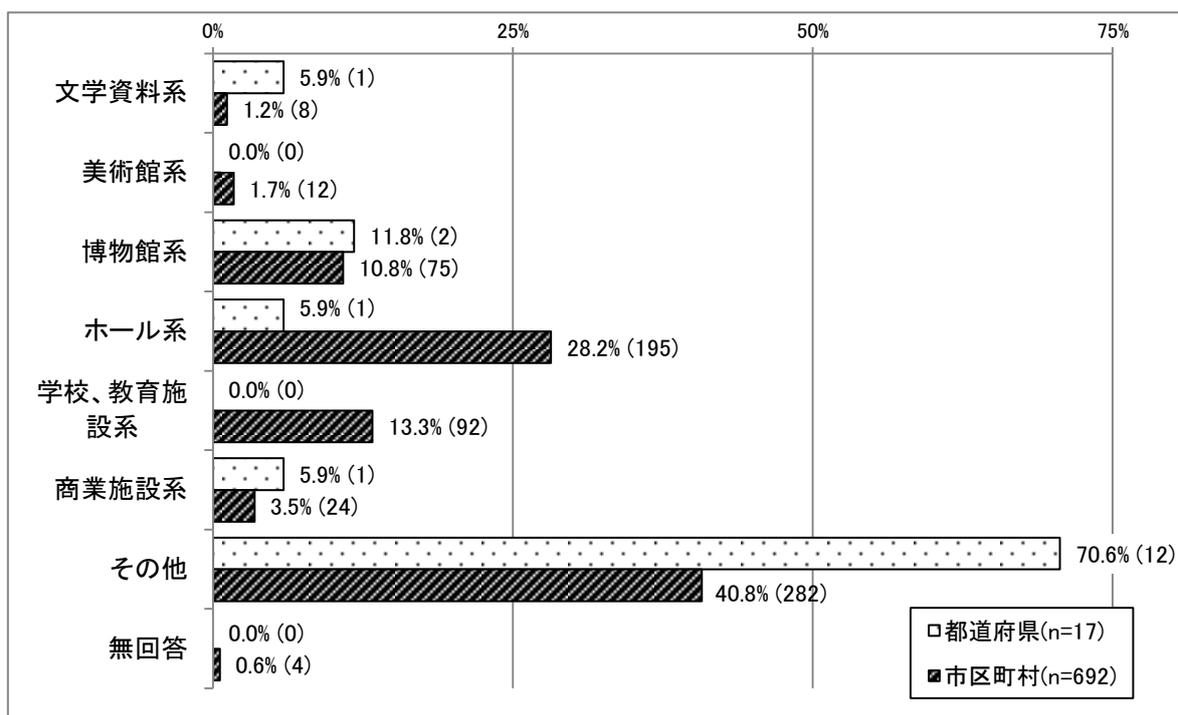


図 1.25 併設・複合している施設の種別 (複数回答可)

「その他」として、以下のように選択肢になかった多様な施設が挙げられたほか、回答内容からは、特定の施設だけでなく複数の施設と併設・複合している図書館も多いことがわかった。

**(都道府県立図書館の例)**

文書館／公文書館／生涯学習センター／文学資料館／歴史資料を扱う施設

**(市区町村立図書館の例)**

ホール+その他の施設／教育委員会事務局／郷土資料館／公民館  
 子育て支援センター／市民活動施設、市民交流センター／市役所、区役所、役場  
 児童館、児童センター／生涯学習センター／博物館系とホール系  
 福祉関係施設／保健センター／歴史民俗資料館

**ウ 施設の延床面積**

施設の延床面積を尋ねた。(図 1.26)

都道府県立図書館、市区町村立図書館ともに「2,500㎡未満」が多く、それぞれ25.6% (12館)、57.5% (763館) だった。調査票の設問構成の関係で、「無回答」が多い結果となってしまった。

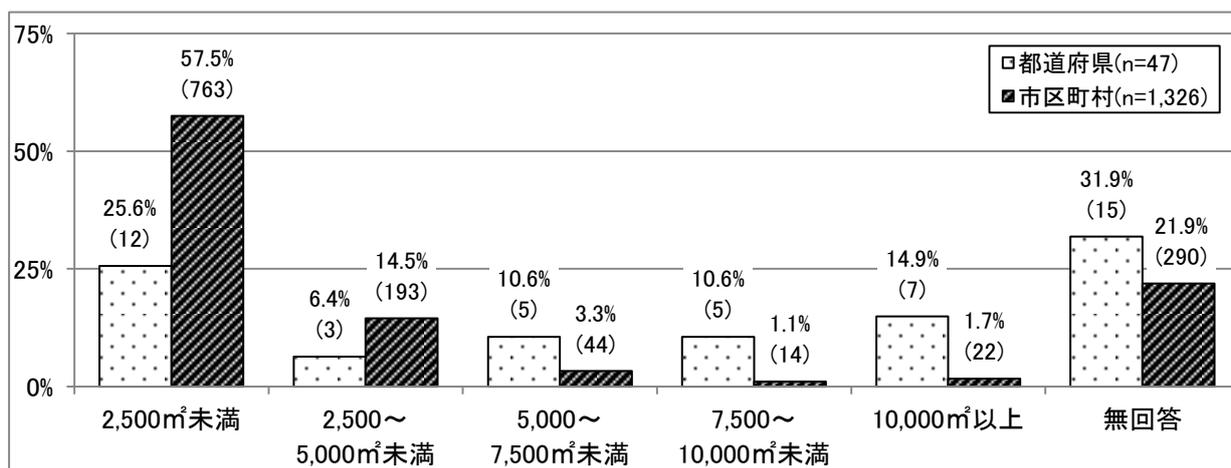


図 1.26 施設の延床面積

2 (3) アで「複合施設」と回答した図書館については、施設全体の延床面積も併せて尋ねた。(図 1.27)

都道府県立図書館では「10,000㎡以上」が70.6% (12館) を占めた。

市区町村立図書館では「2,500～5,000㎡未満」が29.8% (206館)、「2,500㎡未満」が29.0% (201館) の順に多かったが、複合施設全体の延床面積が「10,000㎡以上」という回答も15.3% (106館) あった。

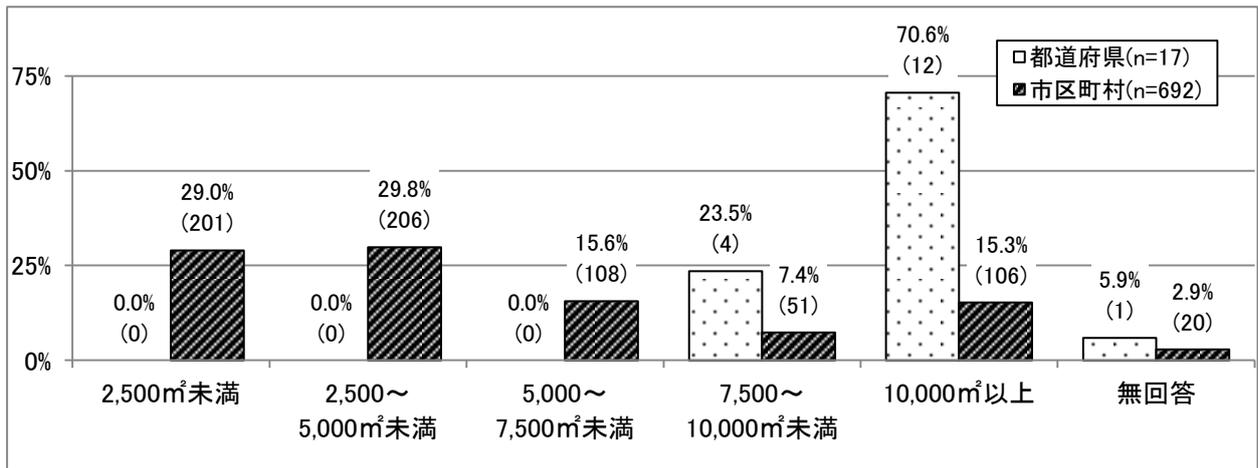


図 1.27 複合施設全体の延床面積

#### (4) 蔵書数

中心館の蔵書数について、図書（冊）、雑誌（タイトル数）、新聞（タイトル数）に分けて尋ねた。

##### ア 図書

都道府県立図書館では、「75万～100万冊未満」が53.2%（25館）と最も多く、次いで「100万冊以上」が29.8%（14館）だった。

一方、市区町村立図書館では「10万冊未満」が34.4%（456館）、「10万～20万冊未満」が32.1%（425館）とほぼ同じ割合で、次いで「20万～30万冊未満」が14.4%（191館）だった。（図 1.28）

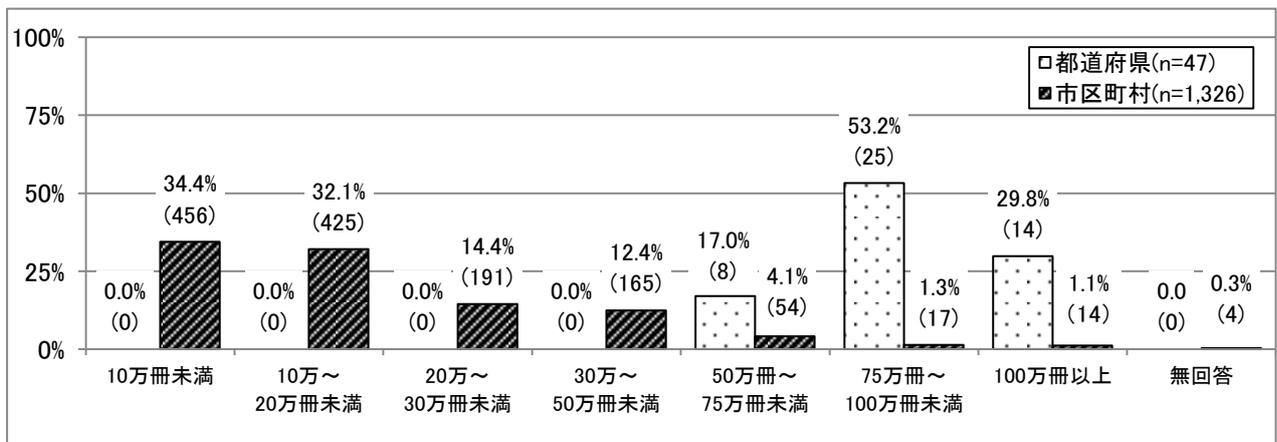


図 1.28 蔵書数（図書）

## イ 雑誌

都道府県立図書館では、「2,000～5,000 タイトル未満」が 29.8% (14 館) と最も多く、次いで「1,000～2,000 タイトル未満」と「5,000 タイトル以上」がそれぞれ 21.3% (10 館) だった。

市区町村立図書館では、「100 タイトル未満」が 56.3% (747 館) と半数を超え、「100～250 タイトル未満」が 31.5% (418 館) と続いた。(図 1.29)

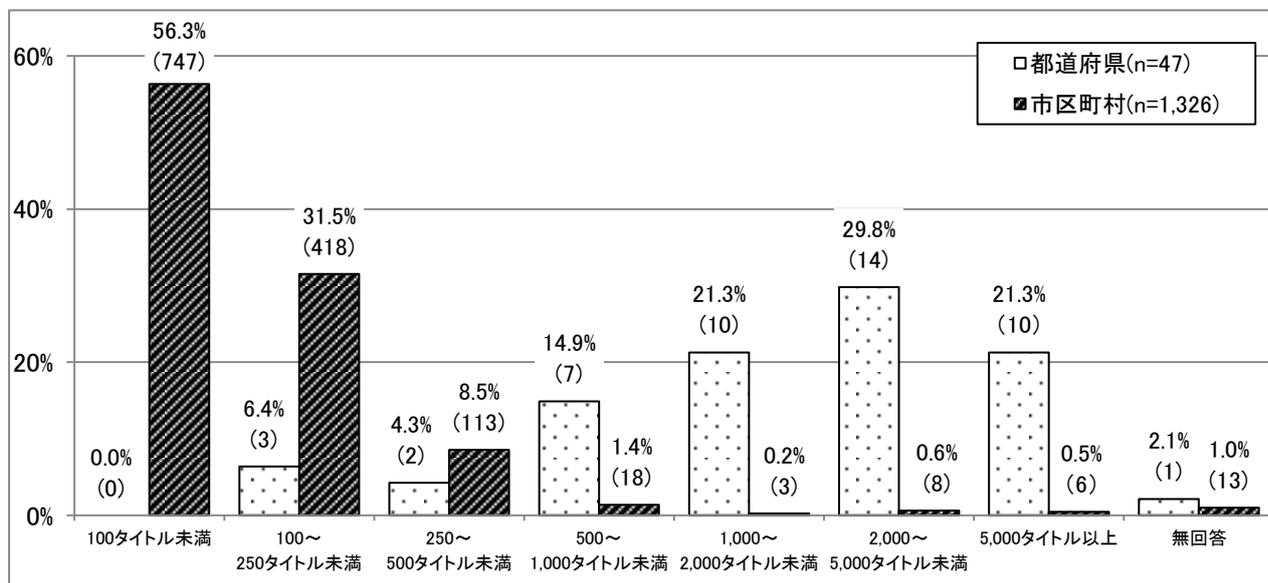


図 1.29 蔵書数 (雑誌)

## ウ 新聞

都道府県立図書館では、「50～100 タイトル未満」が 42.6% (20 館) と最も多く、次いで「200 タイトル以上」が 17.0% (8 館) だった。

市区町村立図書館では、「10 タイトル未満」が 48.6% (645 館) と最も多く、次いで「10～20 タイトル」が 33.3% (442 館) だった。(図 1.30)

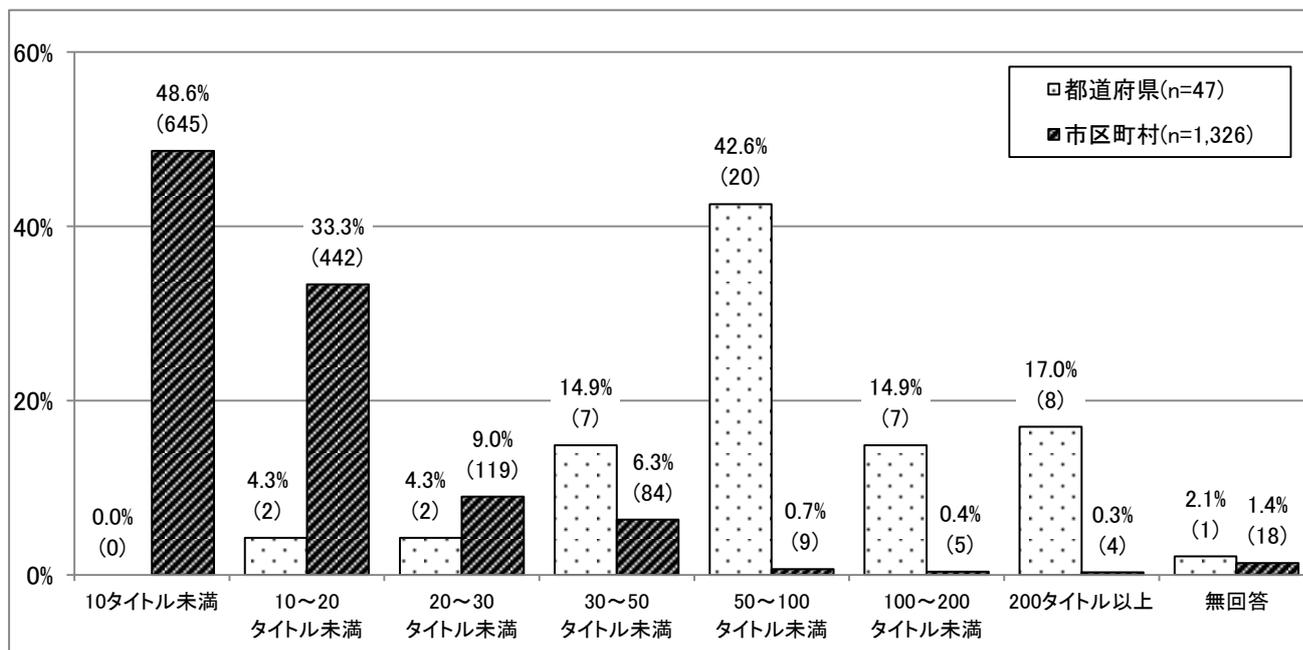


図 1.30 蔵書数 (新聞)

## 第2章 収集（資料選択）

本章では、資料の収集（資料選択）に関して、方針、選定、リクエスト、電子情報源等についての調査結果をまとめる。

### 1 収集の方針

本項では、収集に関する方針・基準やその記載内容、選書の担当者について整理する。

#### (1) 資料収集の方針、基準等

資料収集に関して、方針や基準等、明文化されたものがあるかどうかを尋ねた。明文化されている場合には、それらの公開状況、策定年、改定状況等についても尋ねている。

##### ア 収集方針

都道府県立図書館で収集方針を明文化している図書館は100%（47館）だった。このうち方針を公開している図書館は68.1%（32館）だった。収集方針の改定は89.4%（42館）の図書館で行われている。（図2.1）

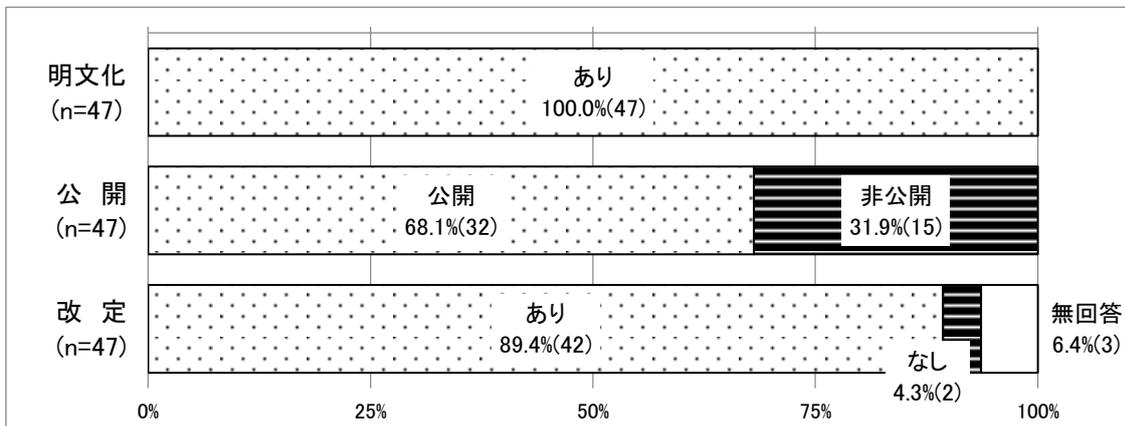


図 2.1 収集方針の明文化・公開・改定（都道府県）

一方、市区町村立図書館で収集方針を明文化しているのは71.6%（949館）だった。明文化している図書館における公開と非公開の割合はほぼ同数で、それぞれ49.3%（468館）、49.4%（469館）だった。収集方針を改定している図書館は33.5%（318館）である。（図2.2）

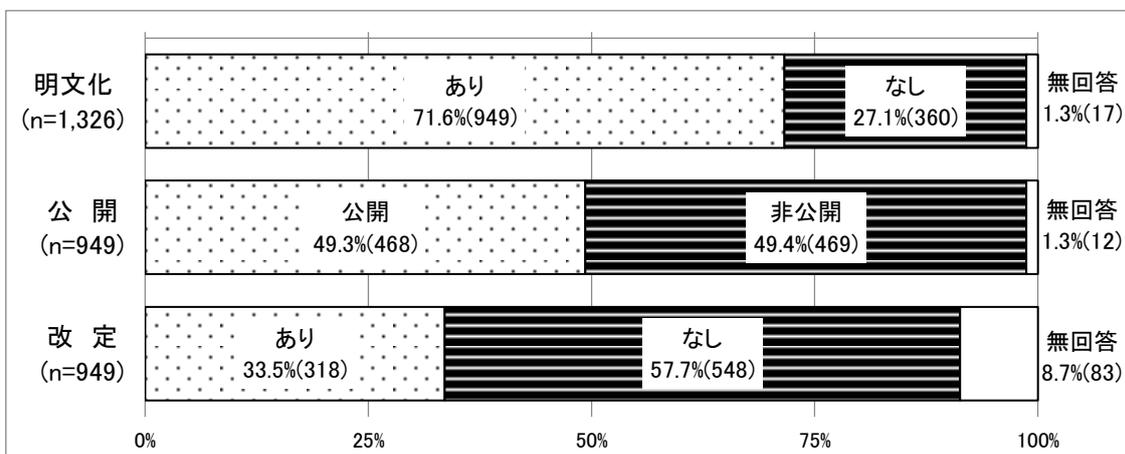


図 2.2 収集方針の明文化・公開・改定（市区町村）

収集方針の策定年を見ると、都道府県立図書館、市区町村立図書館ともに「2000年代」が最も多い。次いで都道府県立図書館では「1990年代」が多いが、「1979年以前」に策定した館も12.8%（6館）ある。市区町村立図書館では「2010年代」に策定した館も24.8%（235館）あった。（図2.3）

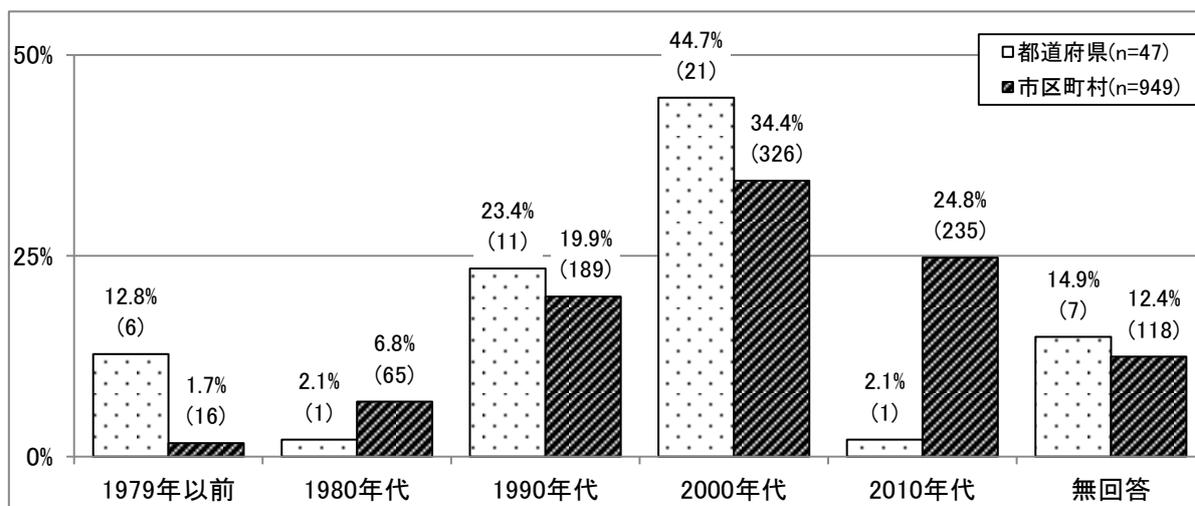


図 2.3 収集方針の策定年

収集方針の改定を行ったことがあるとした図書館を対象に改定年を尋ねた。

都道府県立図書館、市区町村立図書館ともに「2010年代」が最も多く、それぞれ85.7%（36館）、71.7%（228館）だった。改定は比較的最近行われていることがわかる。（図2.4）

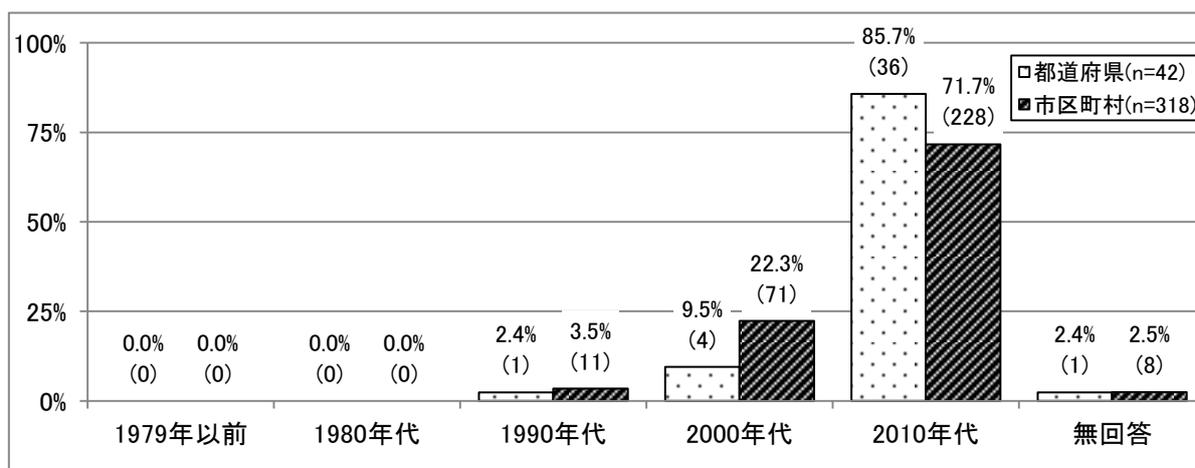


図 2.4 収集方針の改定年

◇ 参考 ◇

蔵書構成方針(収集方針)の明文化と公開

| 調査年   | 調査対象 | 調査対象  | 回答数   | 成文化 | 公開  | 調査に対する留意点      |
|-------|------|-------|-------|-----|-----|----------------|
| 1995年 | 個別館  | 1,913 | 965   | 466 | 150 | 分館および同一館長の館を除く |
| 2011年 | 自治体  | 1,344 | 945   | 741 | 470 | 中央館または中心館が回答   |
| 2019年 | 自治体  | 1,379 | 1,373 | 996 | 500 | 中央館または中心館が回答   |

図書館の自由に関する全国公立図書館調査では、1995年調査、2011年調査はともに、収集方針について尋ねており、成文化していると回答した館は、1995年調査では466館（調査対象全体に対し24.4%）、2011年調査では741館（同55.1%）、今回は996館（同72.2%）と大幅に増加した。

(出典)

- ・図書館の自由に関する全国公立図書館調査 1995年 『図書館雑誌』91巻4号,91巻5号
- ・図書館の自由に関する全国公立図書館調査 2011年 『図書館雑誌』106巻11号

## イ 選定基準

都道府県立図書館で選定基準を明文化している図書館は80.9%（38館）だった。このうち公開をしている図書館は60.5%（23館）、改定している図書館は81.6%（31館）だった。収集方針に比べると、明文化、公開、改定いずれの割合も低くなっている。（図2.5）

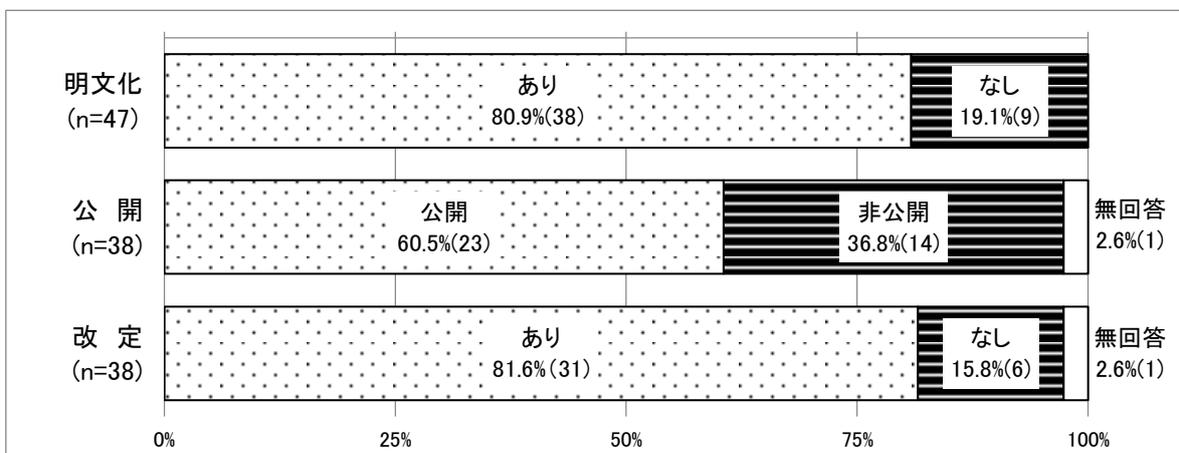


図 2.5 選定基準の明文化・公開・改定（都道府県）

市区町村立図書館で選定基準を明文化している図書館は49.3%（654館）だった。明文化している図書館では、「非公開」が56.3%（368館）と「公開」を上回った。また、改定についても、54.6%（357館）の館では行われていない。（図2.6）

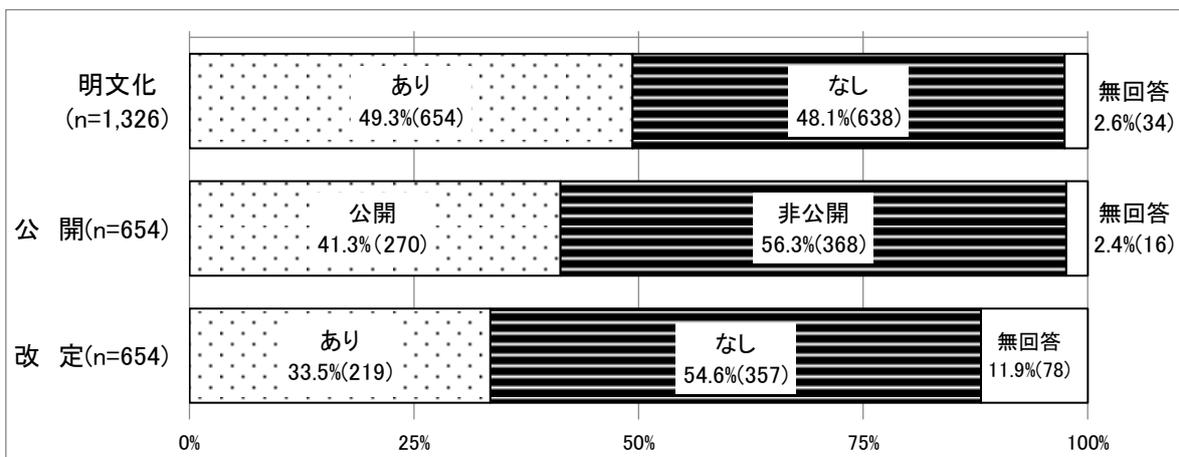


図 2.6 選定基準の明文化・公開・改定（市区町村）

選定基準の策定年は、都道府県立図書館、市区町村立図書館ともに「2000年代」が最も多い。次いで多いのは都道府県立図書館では「1990年代」、市区町村立図書館では「2010年代」であり、収集方針の策定年とほぼ同様の傾向を示している。(図 2.7)

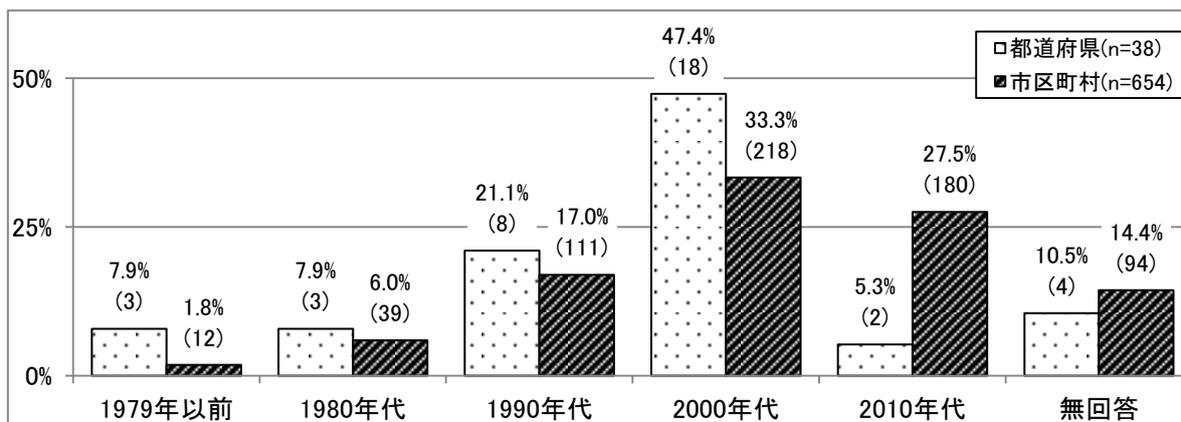


図 2.7 選定基準の策定年

選定基準の改定を行ったことがあるとした図書館を対象に改定年を尋ねた。

都道府県立図書館、市区町村立図書館ともに「2010年代」が最も多く、それぞれ 90.3% (28 館)、73.1% (160 館) だった。収集方針の改定年と同様の傾向を示している。(図 2.8)

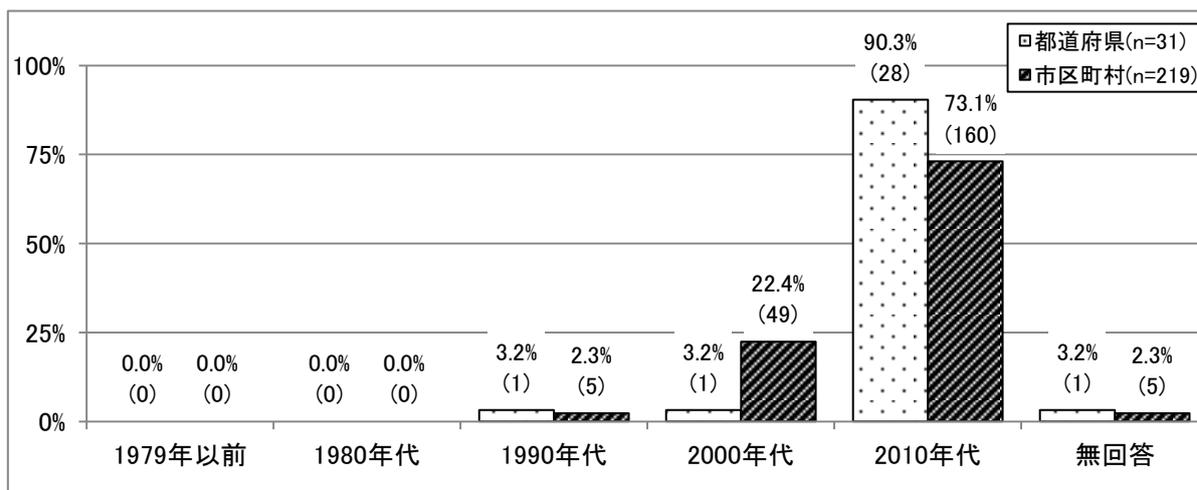


図 2.8 選定基準の改定年

### ウ 寄贈資料の受入規程

寄贈資料の受入規程を明文化している図書館は、都道府県立図書館で 66.0% (31 館) だった。このうち受入規程を「非公開」としている館は 54.8% (17 館) で「公開」を上回り、改定を行っている館は 61.3% (19 館) だった。収集方針や選定基準に比べると、明文化、公開、改定いずれの割合も低い。(図 2.9)

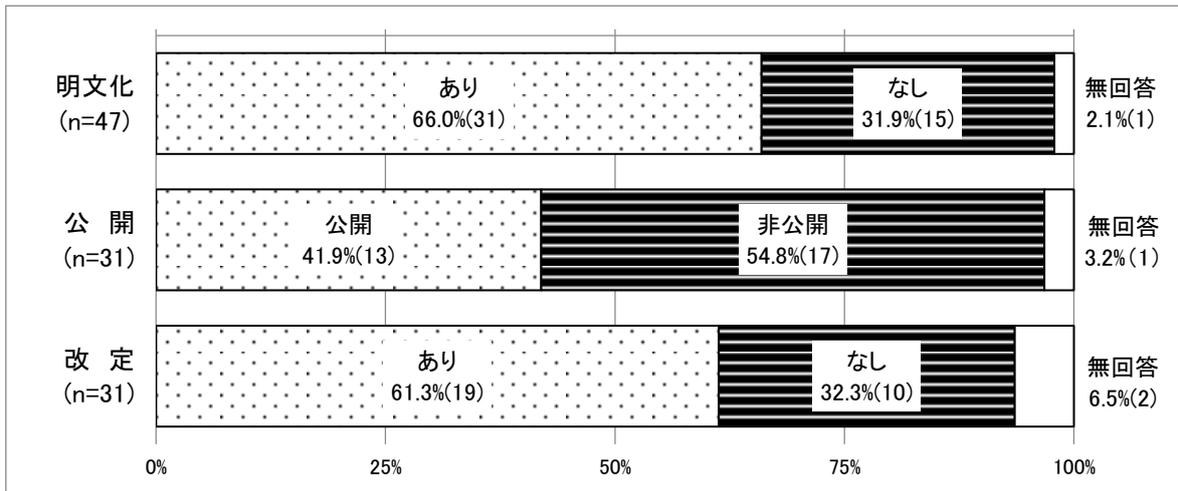


図 2.9 寄贈資料の受入規程（都道府県）

市区町村立図書館では、明文化、公開、改定いずれも「なし」「非公開」の方が「あり」「公開」を上回った。（図 2.10）

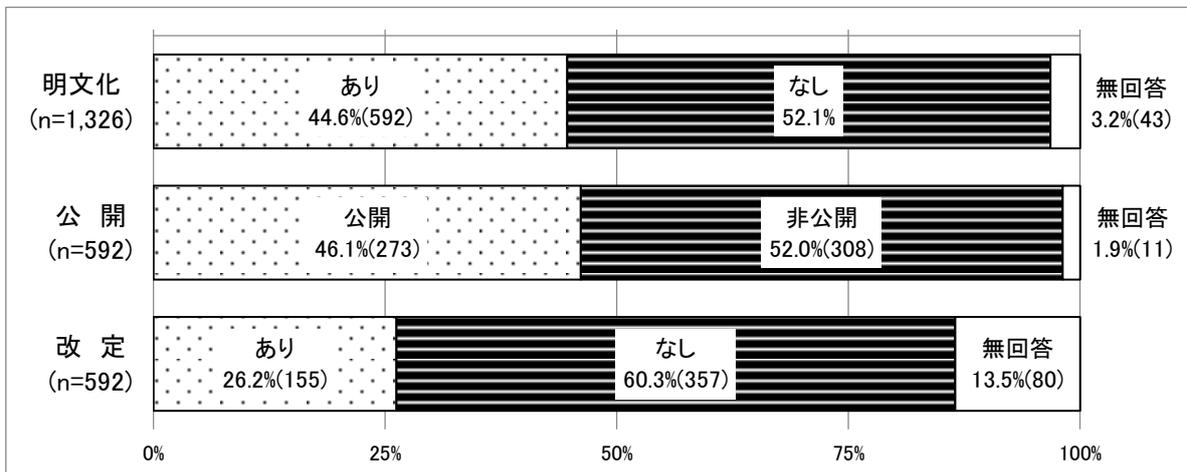


図 2.10 寄贈資料の受入規程（市区町村）

寄贈資料の受入規程の策定年は、都道府県立図書館、市区町村立図書館ともに「2010年代」が最も多く、次いで「2000年代」だった。収集方針や選定基準の策定より後に、寄贈資料の受入規程の整備が行われている傾向が読み取れる。（図 2.11）

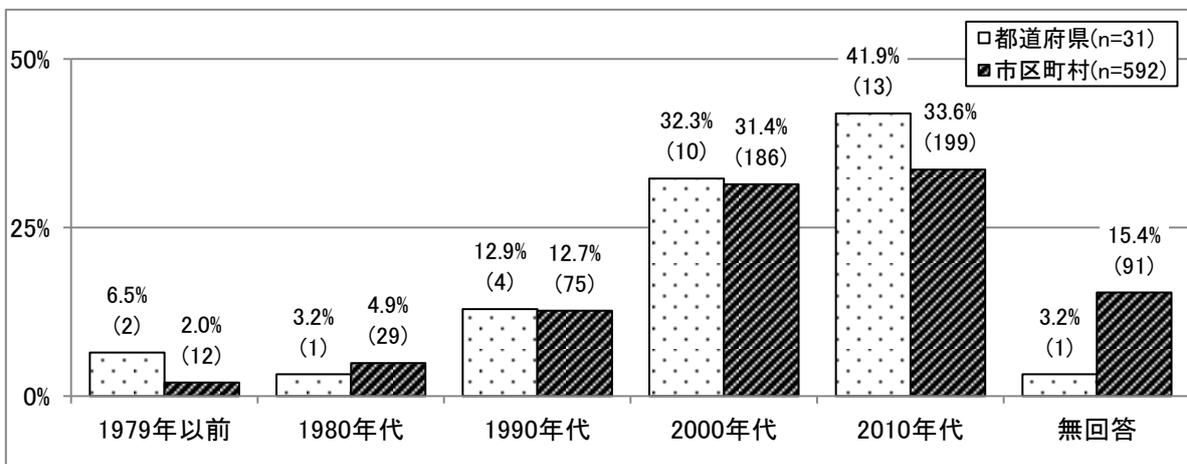


図 2.11 寄贈資料の受入規程の策定年

寄贈資料の受入規程の改定を行ったことがあるとした図書館を対象に改定年を尋ねた。

都道府県立図書館、市区町村立図書館ともに「2010年代」が最も多く、この傾向は、収集方針や選定基準の改定と同様であった。(図 2.12)

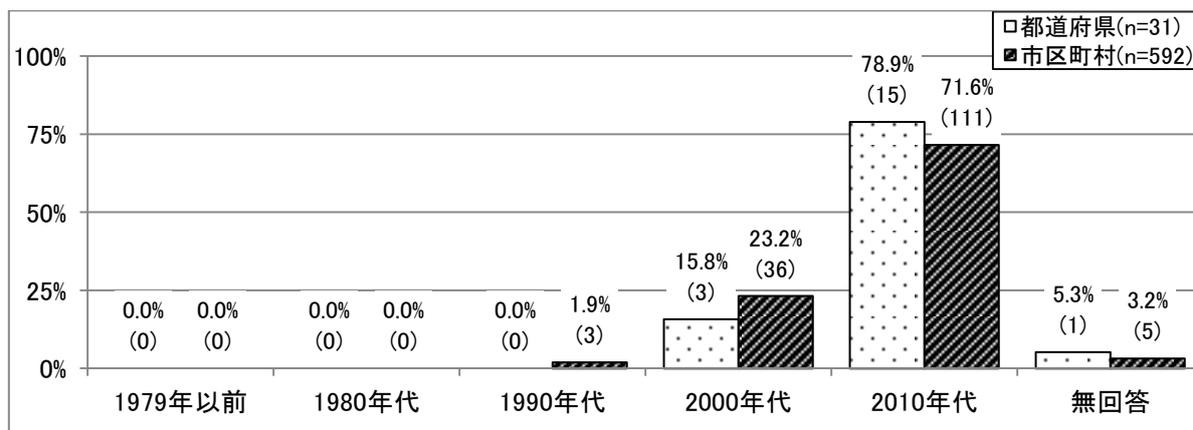


図 2.12 寄贈資料の受入規程の改定年

## (2) 方針や基準等の記述、選択・収集の程度

### ア 収集方針・選定基準への記述

収集方針や基準等に、「各部門の参考図書」など設問に示した16の資料種別に関する記述があるかどうかを尋ねた。(図 2.13)

都道府県立図書館では、全体的にどの資料種別についても「記述がある」という回答が多かった。特に、「①各部門の参考図書」「②地域資料」「③児童資料・絵本」はそれぞれ9割を超え、「⑤外国語資料」「⑥視聴覚資料」も8割を超える。

逆に、「⑩ベストセラー(受賞書以外の流行書)」、「⑮課題解決支援サービス関係の資料」は割合が低く、それぞれ29.8%(14館)、38.3%(18館)だった。

市区町村立図書館では、5割を超えた資料種別は「②地域資料」68.9%(913館)、「③児童資料・絵本」63.7%(844館)、「⑥視聴覚資料」57.5%(763館)、「①各部門の参考図書」55.1%(731館)のみだった。割合が低いのは、「⑮課題解決支援サービス関係の資料」4.8%(63館)、「⑩ベストセラー(受賞書以外の流行書)」16.4%(218館)、「⑦電子資料」17.1%(227館)である。

また、都道府県立図書館と市区町村立図書館の回答内容を比較し、両者の差が最も大きかった資料種別は「⑦電子資料」である。都道府県立図書館76.6%に対し市区町村立図書館17.1%であり、59.5ポイントの差があった。同様に、「⑤外国語資料」では51.3ポイントの差が見られた。

さらに、資料種別ではないが「⑯複本の取扱い」については、都道府県立図書館の57.4%(27館)で収集方針等に記述があるのに対し、市区町村立図書館では17.9%(237館)であり、両者に違いが見られた。

「⑭その他(特徴的なもの)」として、都道府県立図書館では、「支援用資料(学校支援、団体貸出、読書活動など)」が複数挙げられたほか、地域に関わるテーマや分野の資料が挙げられた。

市区町村立図書館では、以下のようなものが挙げられている。

#### (市区町村立図書館の例)

逐次刊行物／パンフレット・リーフレット／マイクロフィルム／地図／大活字本／  
特別コレクション／古文書／郷土資料／行政資料／官公庁出版物／受験参考書・問題集／  
地域にゆかりの人物・分野・テーマに関わる資料

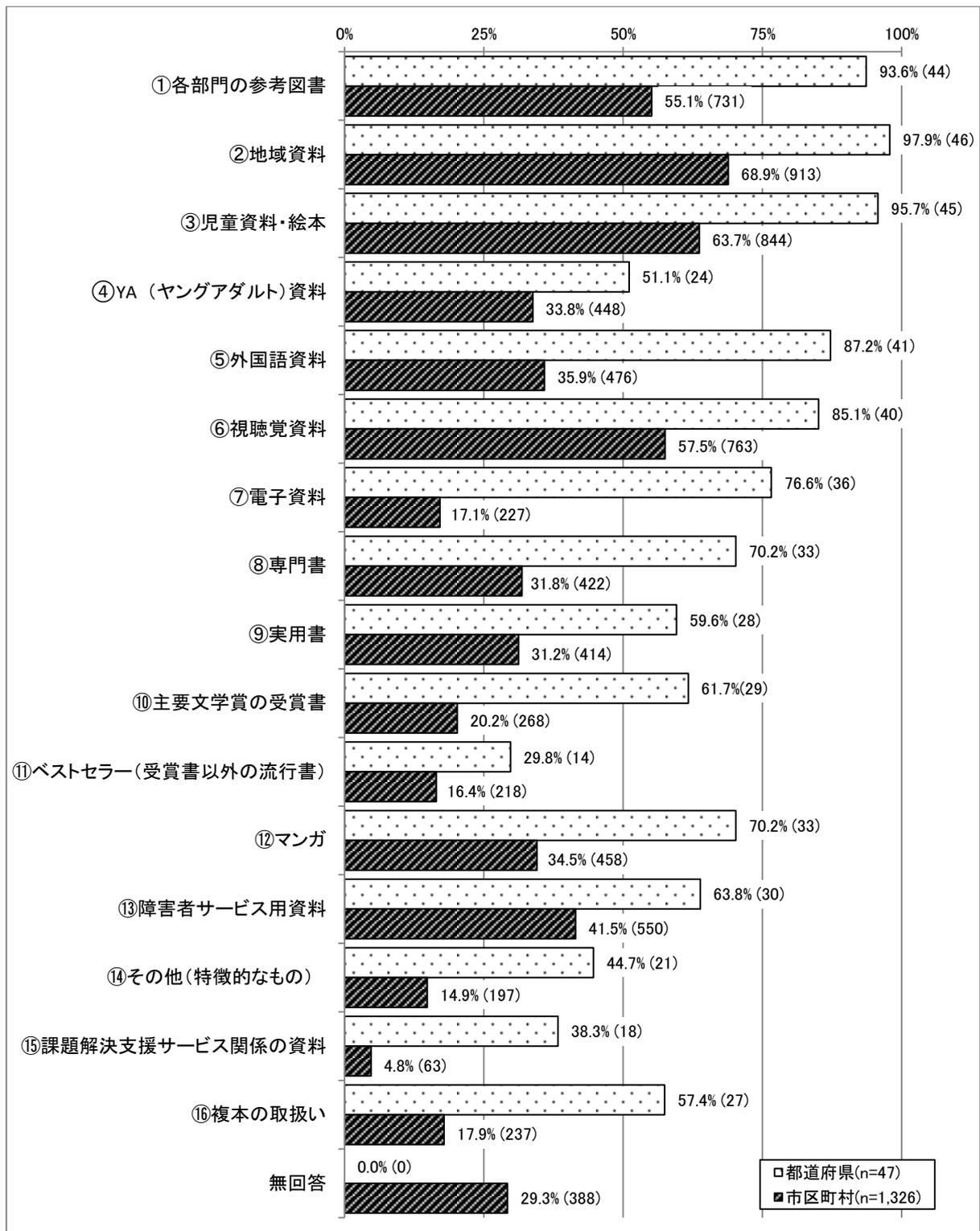


図 2.13 収集方針や選定基準への記述の有無（複数回答可）

## イ 内規やマニュアル等での取決め

資料収集に関して内規やマニュアル等で取り決めているものの中に、16の資料種別等に関する記述があるかどうかを尋ねた。(図 2.14)

全体的に「記述がある」という回答は少なく、都道府県立図書館、市区町村立図書館ともに、全資料種別2割に満たなかった。

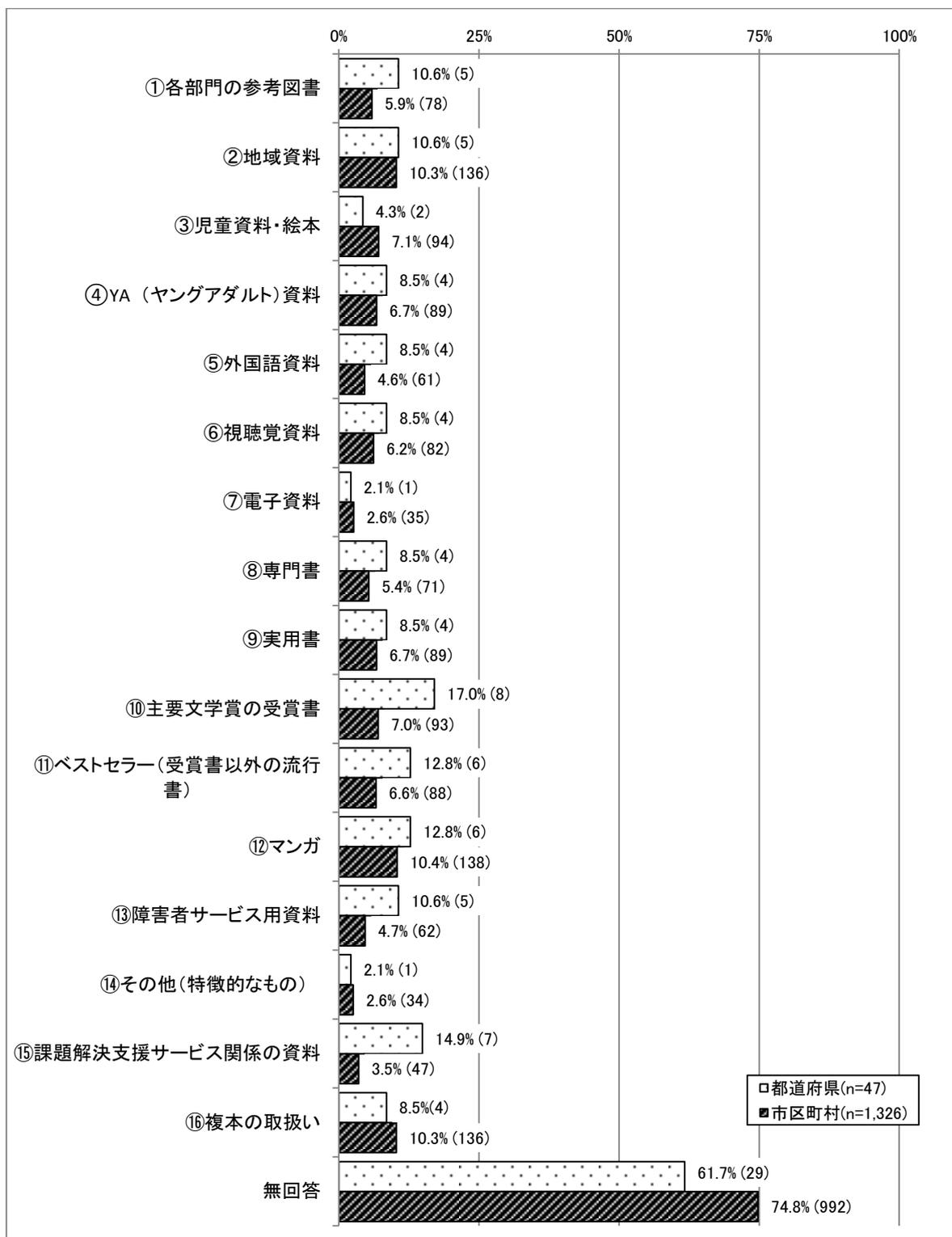


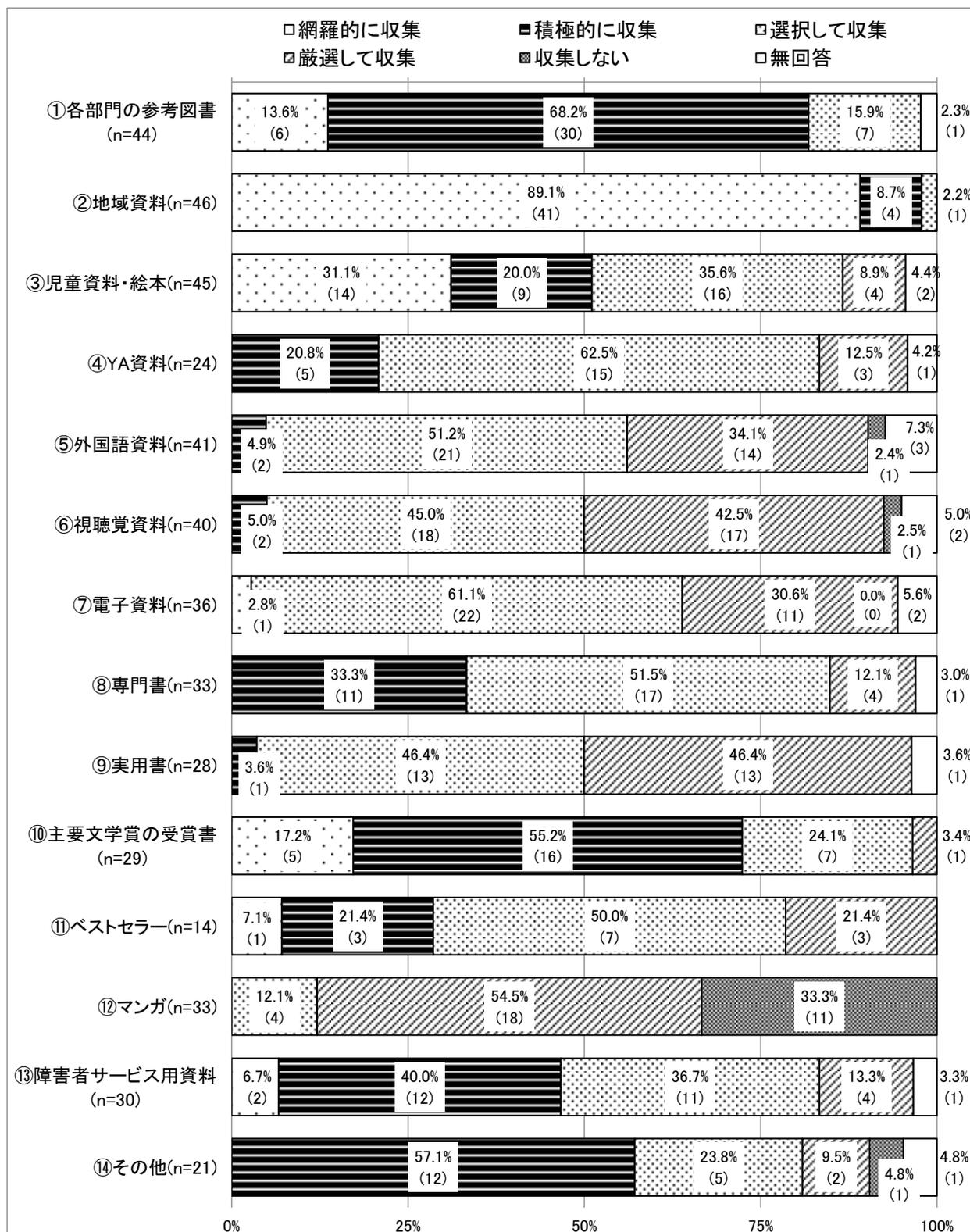
図 2.14 マニュアルや内規等での取決めの有無 (複数回答可)

## ウ 選定・収集の程度

1 (2)で、「収集方針や選定基準に記述がある」と回答した図書館を対象として、資料種別ごとに選択・収集の程度を尋ねた。選択肢は「網羅的に収集」「積極的に収集」「選択して収集」「厳選して収集」「収集しない」の5段階とした。

まず、都道府県立図書館における収集の状況を整理する。(図 2.15)

「網羅的に収集」の割合が高いのは「②地域資料」で89.1% (41館) を占める。



※0.0% (0) の記載は省略

図 2.15 資料種別ごとの選択・収集の程度 (都道府県)

「積極的に収集」の割合が高いのは、「①各部門の参考図書」68.2%（30館）、「⑩主要文学賞の受賞作品」55.2%（16館）だった。

「選択して収集」の割合が高いのは、「④YA資料」62.5%（15館）、「⑦電子資料」61.1%（22館）、「⑧専門書」51.5%（17館）、「⑤外国語資料」51.2%（21館）、「⑪ベストセラー（受賞書以外の流行書）」50.0%（7館）である。

また、「厳選して収集」の割合が高いのは「⑫マンガ」54.5%（18館）だった。

複数の選択肢に回答が分かれた資料として、まず「③児童資料・絵本」が挙げられる。「選択して収集」が35.6%（16館）、「網羅的に収集」が31.1%（14館）だった。同様に、「⑥視聴覚資料」では「選択して収集」が45.0%（18館）、「厳選して収集」が42.5%（17館）、「⑨実用書」については「選択して収集」「厳選して収集」がともに46.4%（13館）だった。「⑬障害者サービス用資料」は「積極的に収集」が40.0%（12館）、「選択して収集」が36.7%（11館）だった。

「収集しない」という回答は全資料種別において極めて少数だったが、「⑫マンガ」に限っては33.3%（11館）だった。

次に、市区町村立図書館における収集の状況を整理する。（図2.16）

「網羅的に収集」の割合は全体的に低いですが、比較的高い割合を示したのは「②地域資料」36.3%（331館）だった。

「積極的に収集」の割合が高いのは、「⑩主要文学賞の受賞書」54.1%（145館）、「②地域資料」53.3%（487館）である。

市区町村立図書館では、全体として「選択して収集」と回答している館が多い。「選択して収集」の割合が高い資料としては、「④YA資料」66.5%（298館）、「⑨実用書」62.3%（258館）、「⑬障害者サービス用資料」61.5%（338館）、「⑥視聴覚資料」53.6%（409館）、「⑤外国語資料」52.3%（249館）、「③児童資料・絵本」51.3%（433館）、「①各部門の参考図書」50.9%（372館）が挙げられる。

また、「厳選して収集」の割合が高いのは、都道府県立図書館同様「⑫マンガ」57.4%（263館）だった。

「収集しない」という回答も、「⑦電子資料」22.5%（51館）、「⑫マンガ」18.8%（86館）、「⑧専門書」13.0%（55館）に見られた。

複数の選択肢に回答が分かれた資料として、まず「⑪ベストセラー（受賞書以外の流行書）」が挙げられ、「積極的に収集」が41.3%（90館）、「選択して収集」が40.8%（89館）だった。同様に「⑧専門書」では、「厳選して収集」が40.3%（170館）、「選択して収集」が39.8%（168館）、「⑦電子資料」では「厳選して収集」が38.8%（88館）、「選択して収集」が35.7%（81館）だった。

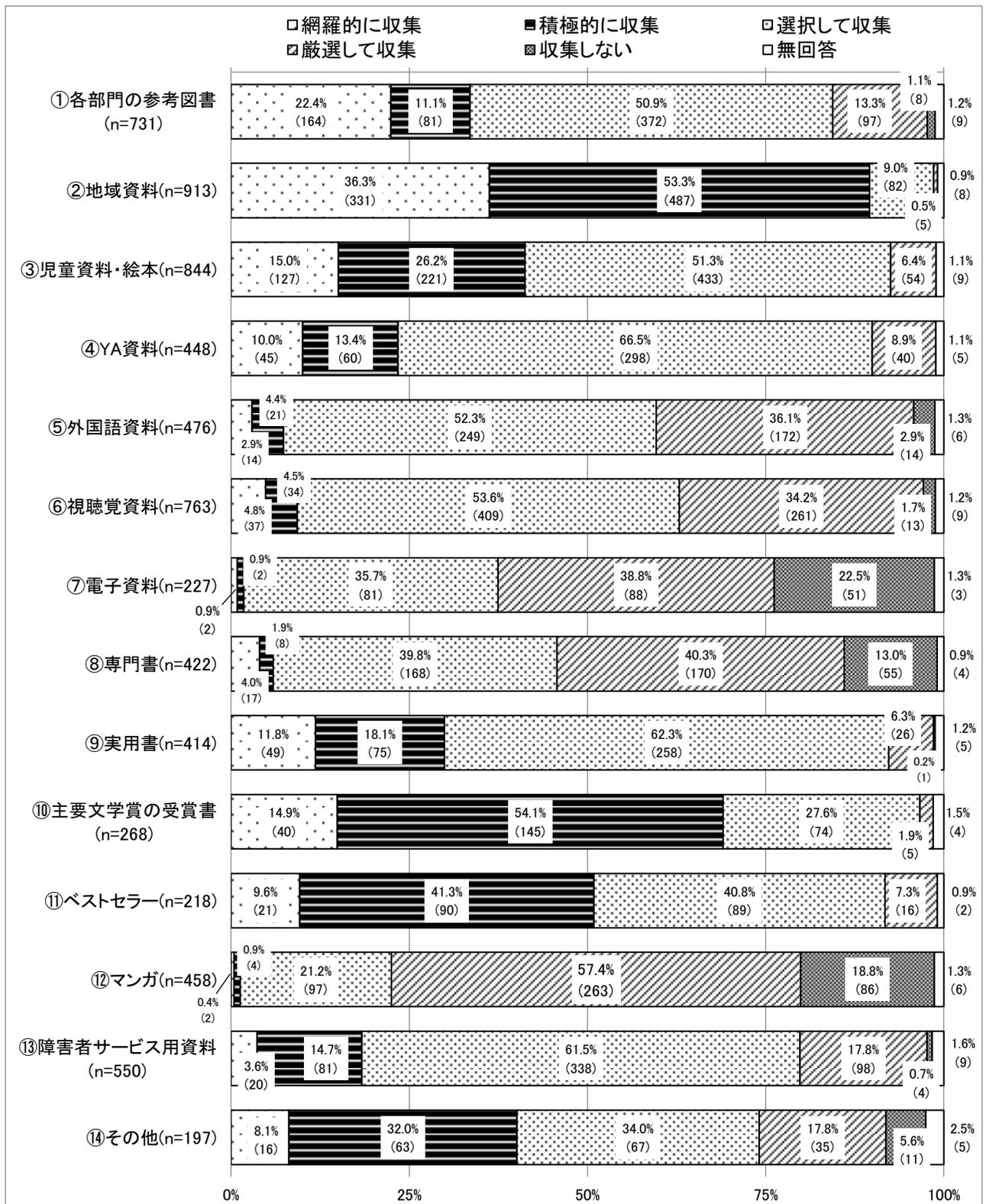


図 2.16 資料種別ごとの選択・収集の程度 (市区町村) ※0.0% (0) の記載は省略

### (3) 選書の担当者

選書の担当者について尋ねた。(図 2.17)

都道府県立図書館では、全館が「正規職員」と回答している。加えて、「非常勤・嘱託職員」が 29.8% (14 館)、「臨時職員」が 12.8% (6 館) という結果だった。

市区町村立図書館では、「正規職員」が 70.1% (930 館) と最も多く、次いで「非常勤・嘱託職

員」が 45.7% (606 館)、「臨時職員」が 25.9% (344 館) だった。都道府県立図書館では 0 館だった「委託・派遣職員」も、市区町村立図書館では 21.4% (284 館) となっている。

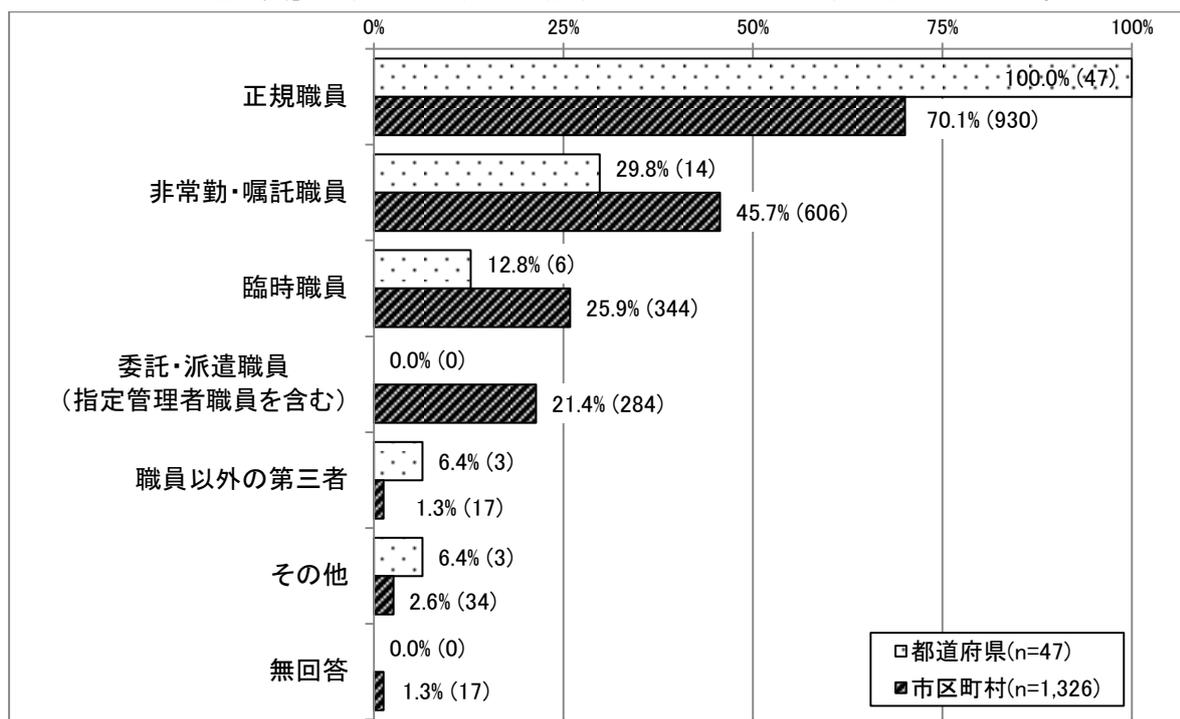


図 2.17 選書の担当者（複数回答可）

## 2 資料選定

本項では、図書の受入状況、選書の方式・方法、補足のための情報源、選書のための会議の有無・頻度・構成員、最終決定者、寄贈資料の受入状況について整理する。また、特徴的なサービスと関連した重点収集資料の内容や、文庫本及び新書の受入状況をまとめる。

### (1) 総受入図書冊数及び購入・購入以外の内訳

2017 年度（平成 29 年度）の総受入図書冊数について尋ねた。（図 2.18）

都道府県立図書館では、総受入図書冊数は「1 万～2 万冊」が 61.7% (29 館) と最も多く、次いで「3 万冊以上」が 29.8% (14 館)、「5 千～1 万冊」が 8.5% (4 館) だった。

市区町村立図書館では、総受入図書冊数は「1 千～5 千冊」が 44.3% (587 館) と最も多く、次いで「5 千～1 万冊」が 26.5% (352 館)、「1 万～2 万冊」が 14.4% (191 館) だった。

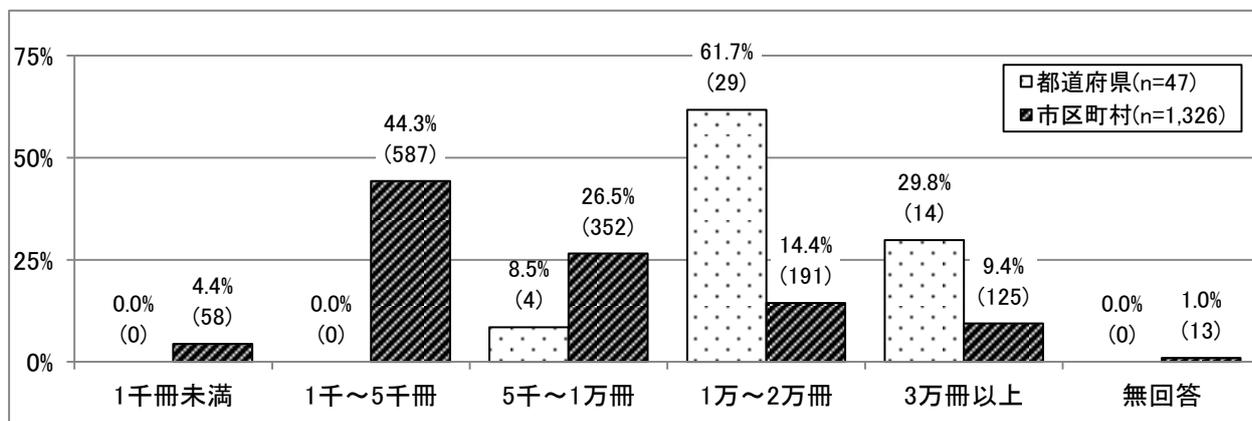


図 2.18 総受入図書冊数

続いて購入冊数及び購入以外の冊数を尋ねた。(図 2.19、2.20)

都道府県立図書館では、購入冊数は「1万～2万冊」が44.7% (21館)と最も多く、次いで「5千～1万冊」が25.5% (12館)、「3万冊以上」が21.3% (10館)だった。それに対し購入以外の冊数は「1千～5千冊」が51.1% (24館)と最も多く、次いで「5千～1万冊」が40.4% (19館)だった。

市区町村立図書館では、購入冊数は「1千～5千冊」が47.3% (627館)と最も多く、次いで「5千～1万冊」が23.9% (317館)、「1万～2万冊」が11.7% (155館)だった。それに対し、購入以外の冊数は「1千冊未満」が65.6% (870館)で最も多く、次いで「1千～5千冊」が27.8% (369館)だった。

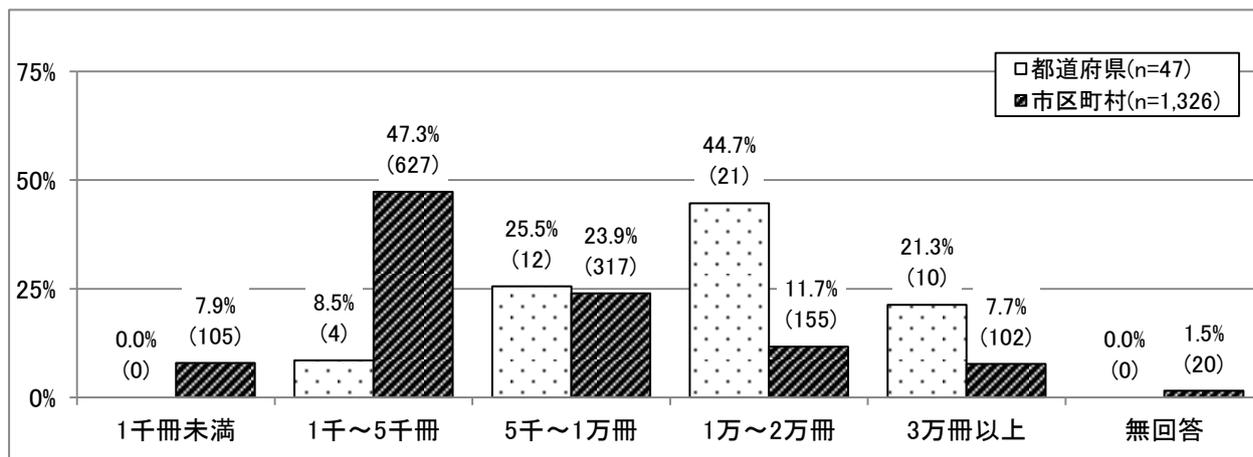


図 2.19 購入図書冊数

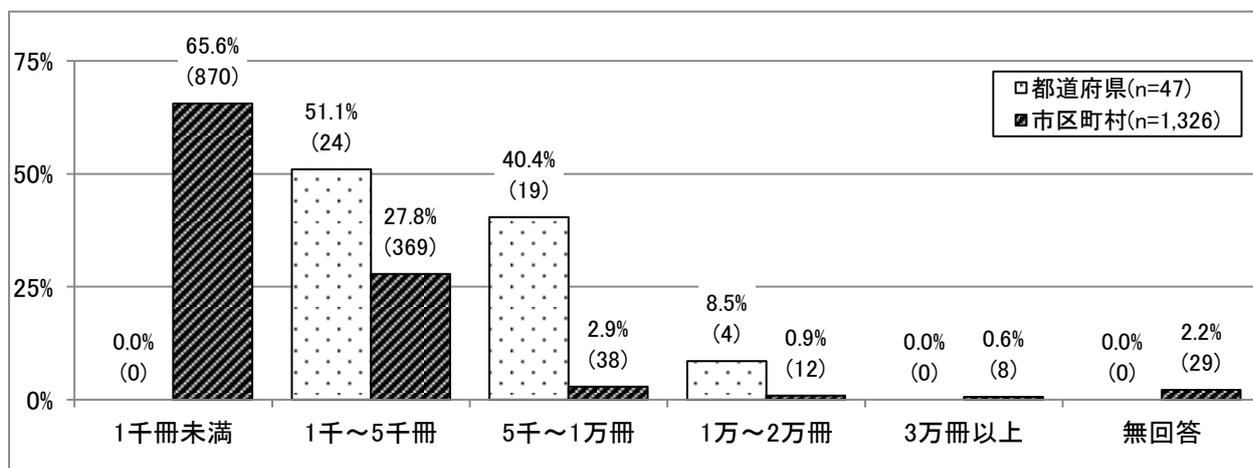


図 2.20 購入以外図書冊数

総受入図書冊数に占める購入冊数の割合及び購入以外の冊数の割合を示した。(図 2.21、2.22)

都道府県立図書館では、総受入図書冊数に占める購入冊数の割合は「60～70%未満」が 34.0% (16 館) で最も多く、次いで「70～80%未満」「80～90%未満」がそれぞれ 21.3% (10 館) だった。それに対して、購入以外の冊数が総受入図書冊数に占める割合は、「30～50%未満」が最も多く 53.2% (25 館)、次いで「30%未満」が 44.7% (21 館)、「60～70%未満」が 2.1% (1 館) だった。

市区町村立図書館では、総受入図書冊数に占める購入冊数の割合は「80～90%未満」が 32.1% (426 館) と最も多く、次いで「90～95%未満」が 24.7% (328 館)、「95%以上」が 17.1% (227 館) だった。それに対して、購入以外の冊数が総受入図書冊数に占める割合は、「30%未満」が 87.6% (1,161 館) と 9 割近くを占めており、「30～50%未満」が 7.8% (103 館)、「50～60%未満」が 2.0% (26 館) だった。

市区町村立図書館よりも都道府県立図書館の方が、総受入図書冊数に占める購入以外の冊数の割合が高めと言える結果だった。

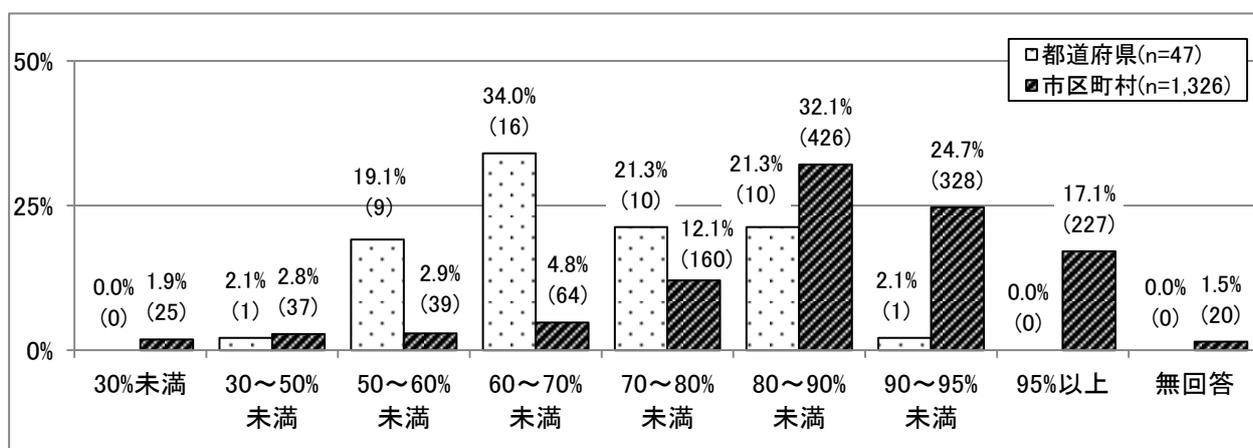


図 2.21 購入図書の総受入図書冊数に占める割合

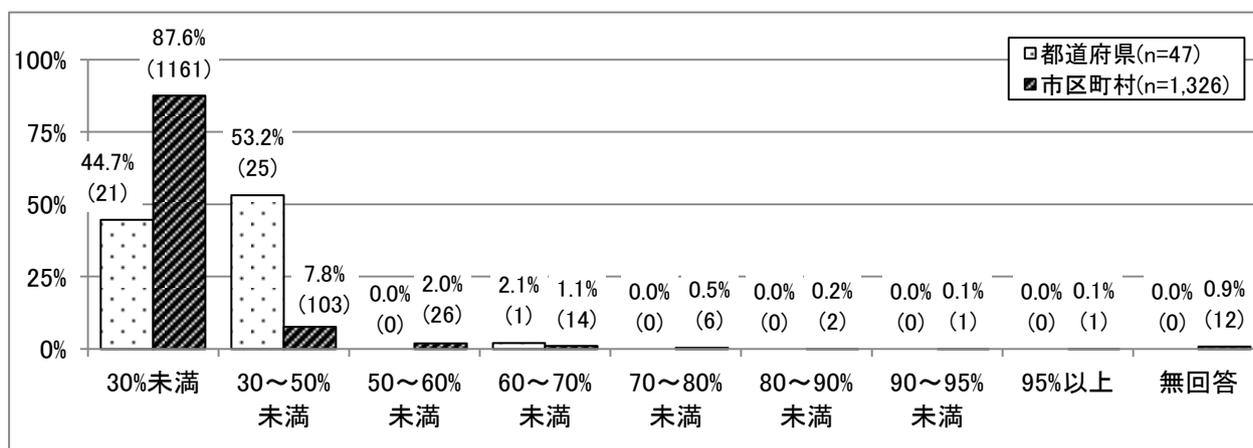


図 2.22 購入以外図書冊数の総受入図書冊数に占める割合

## (2) 選書の方式

自治体内に複数の図書館がある自治体を対象に選書の方式について尋ねた。(図 2.23)

都道府県立図書館では、対象の 9 館中、「中心館が一括で選書を行う」が 22.2% (2 館)、「各館の担当者が集まる選書会議等を開催して行う」「各館でそれぞれ選定するが、中心館が調整を担い、蔵書が偏らないよう留意している」「各館で独自に選定を行う」がそれぞれ 11.1% (1 館) だった。

「その他」は 44.4%（4 館）だったが、「各館で選定するが、重複は最小限となるよう留意する」旨の回答が複数見られた。

市区町村立図書館では、対象となる 574 館中、「各館で独自に選定を行う」が 30.3%（174 館）、と最も多く、次いで「各館でそれぞれ選定するが、中心館が調整を担い、蔵書が偏らないよう留意している」が 28.9%（166 館）、「各館の担当者が集まる選書会議等を開催して行う」が 17.6%（101 館）だった。「その他」の回答を見ると、「各館で独自に選定を行うが、リストを電子ファイル等で共有し調整を行う」旨の記載が目立ち、分野等により複数の選択肢を組み合わせている旨の記述も多く見られるほか、以下のようなものが挙げられている。

#### （市区町村立図書館の例）

- ・各館で分類ごとに分担して全館分の選書を行い、それを中心館で調整する
- ・各館およびテーマ別チームからの意見を中心館に集約して選書を行う

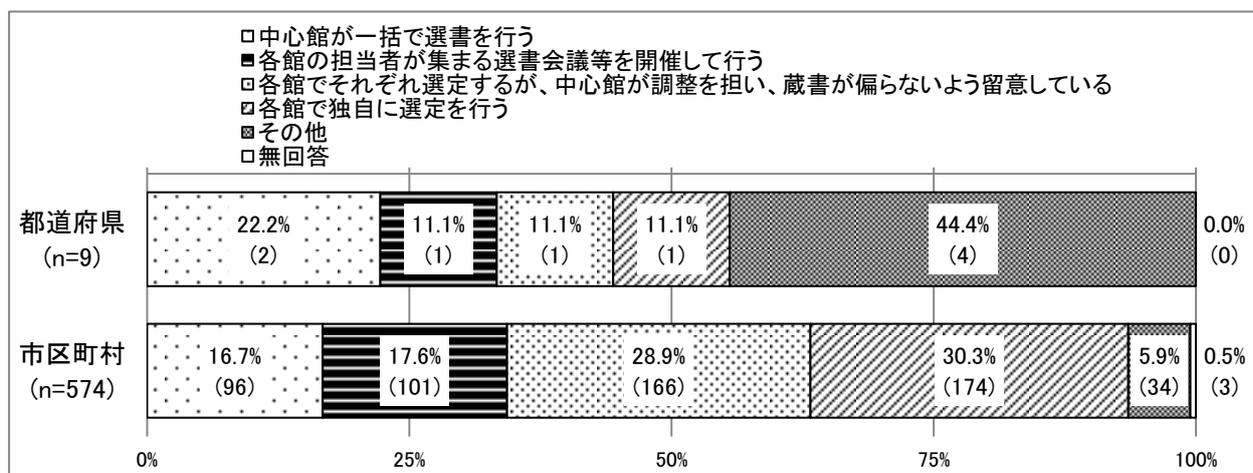


図 2.23 選書の方式

### (3) 購入資料選定の方法

通常行っている購入資料選定の方法を、主たる方法、2 番目に多い方法に分けて尋ねた。(図 2.24、2.25)

都道府県立図書館では、主たる方法は、「選定ツールによる選定・発注」が 59.6%（28 館）で最も多く、「見計らいによる現物選書」も 34.0%（16 館）だった。また 2 番目に多い方法としては、「見計らいによる現物選書」が 38.3%（18 館）、「選定ツールによる選定・発注」が 29.8%（14 館）、「店頭にて選定」が 6.4%（3 館）だった。

市区町村立図書館では、主たる方法は「選定ツールによる選定・発注」が 82.6%（1,095 館）と非常に多く、「見計らいによる現物選書」が 11.5%（152 館）、「店頭にて選定」も 0.6%（8 館）あった。2 番目に多い方法として、「見計らいによる現物選書」が 52.9%（701 館）、「選定ツールによる選定・発注」が 10.1%（134 館）、「店頭にて選定」が 5.7%（75 館）だった。

都道府県立図書館、市区町村立図書館ともに「選定ツールによる選定・発注」を中心とする館が最も多いが、都道府県立図書館においては「見計らいによる現物選書」を中心とする館が市区町村立図書館に比べると大きな割合を占めていた。また、市区町村立図書館においては、「その他」として「利用者からのリクエスト」が多く挙げられており、「TRC 新刊急行ベル」との記載も複数見られた。

なお、本設問では主たる方法と2番目に多い方法とを尋ねているが、後者では、都道府県立図書館でも市区町村立図書館でも「無回答」の割合が2割を超えている。これには、「主たる方法はあるが、2番目に多い方法はない」という図書館も含まれていると考えられる。

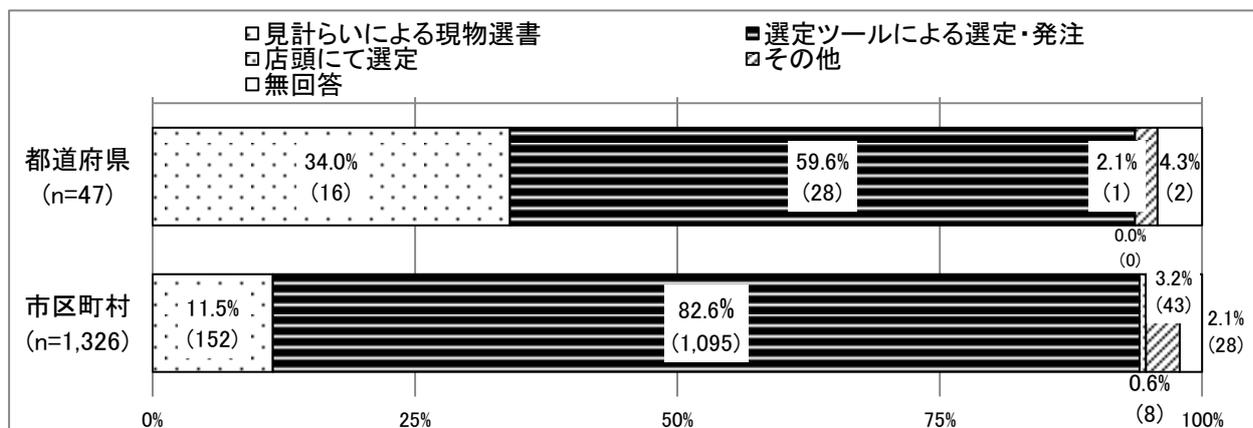


図 2.24 購入資料の選定の方法（主たる方法）

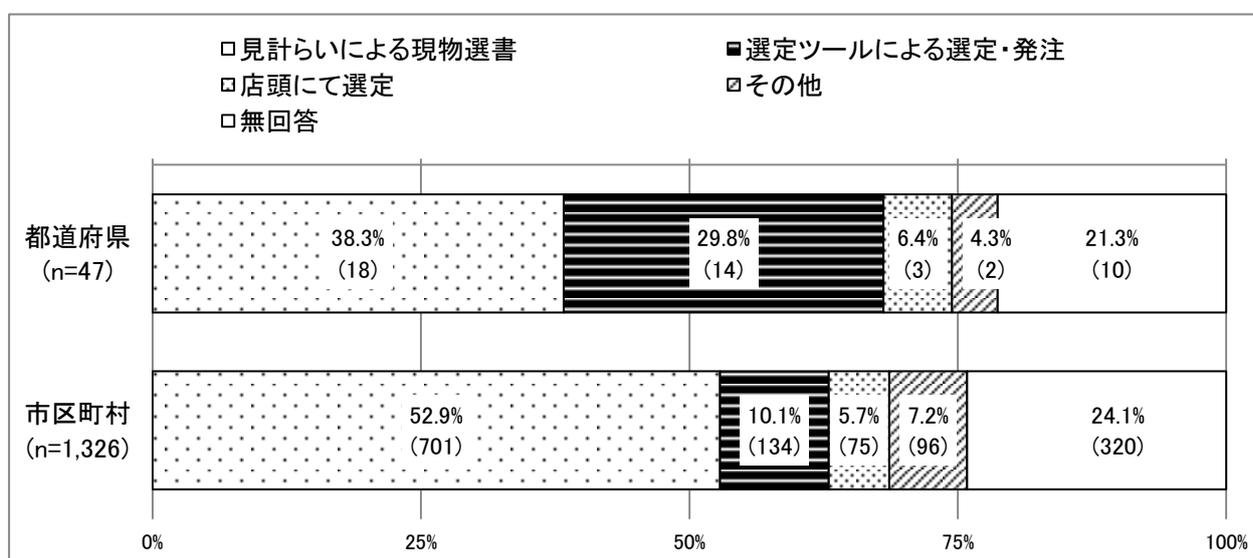


図 2.25 購入資料の選定の方法（2番目に多い方法）

#### (4) 補足の情報源

選書を行う際に、補足のために用いている情報源について尋ねた。(図 2.26)

都道府県立図書館では、「紙媒体のカタログ・パンフレット」と「Web 情報」がそれぞれ 97.9% (46 館)、「新聞・雑誌の書評」が 93.6% (44 館)、「MARC 情報」が 83.0% (39 館) で、いずれもほとんどの館で用いられている。

市区町村立図書館では、「紙媒体のカタログ・パンフレット」が 91.6% (1,215 館) で最も多く、次いで「新聞・雑誌の書評」が 80.3% (1,065 館)、「Web 情報」が 74.7% (991 館) だった。

「その他」では、市区町村立図書館の回答で注目されるものとして「県立図書館の郷土資料受入一覧リスト」、「他公共図書館による資料紹介」が挙げられた。他に以下のようなものが挙げられている。

(都道府県立図書館の例)

- ・利用状況や資料の所蔵状況に関する統計
- ・職員の参考票で出された情報
- ・書店の展示、講演会の講演者の情報等、レファレンス・ツール
- ・資料推薦委員の推薦

(市区町村立図書館の例)

- ・利用者からのリクエスト
- ・店頭で現物を確認
- ・新聞・テレビ・ラジオ等のメディア情報
- ・他の図書館の所蔵状況
- ・地元書店からの情報

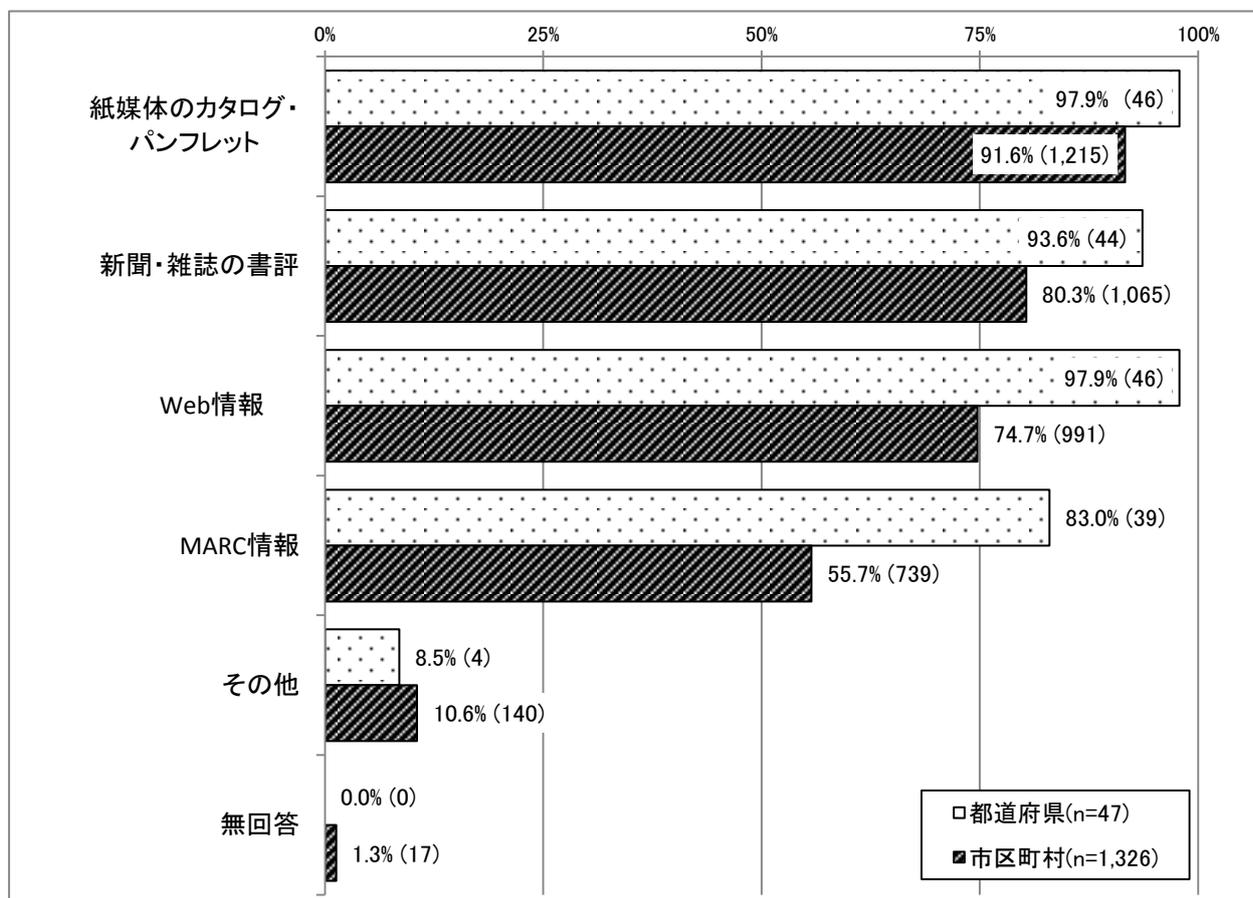


図 2.26 選書を行う際に補足のための情報源として用いるもの（複数回答可）

## (5) 選書のための会議

選書のための会議の有無を尋ねた。(図 2.27)

都道府県立図書館では、「選書のための会議があり、定期的を開催している」が 78.7% (37 館) で最も多く、「会議はないが書面回付等による合議形式をとっている」は 12.8% (6 館) だった。「その他」を選択した 8.5% (4 館) は、「場合により会議と書面の双方を使い分けている」という趣旨の回答だった。

市区町村立図書館では、「選書のための会議があり、定期的を開催している」が 34.5% (457 館) で最も多く、次いで「会議はないが書面回付等による合議形式をとっている」が 34.0% (451 館) だった。「選書のための会議はない」が 28.3% (375 館) と 3 割近くを占めているのが都道府県立図書館との大きな違いである。「その他」には「新刊案内等にチェックを入れ回覧」、「必要に応じて毎朝の報告会で相談」などが挙げられており、定期的ではないものの、検討の機会が設けられている状況がうかがえる。

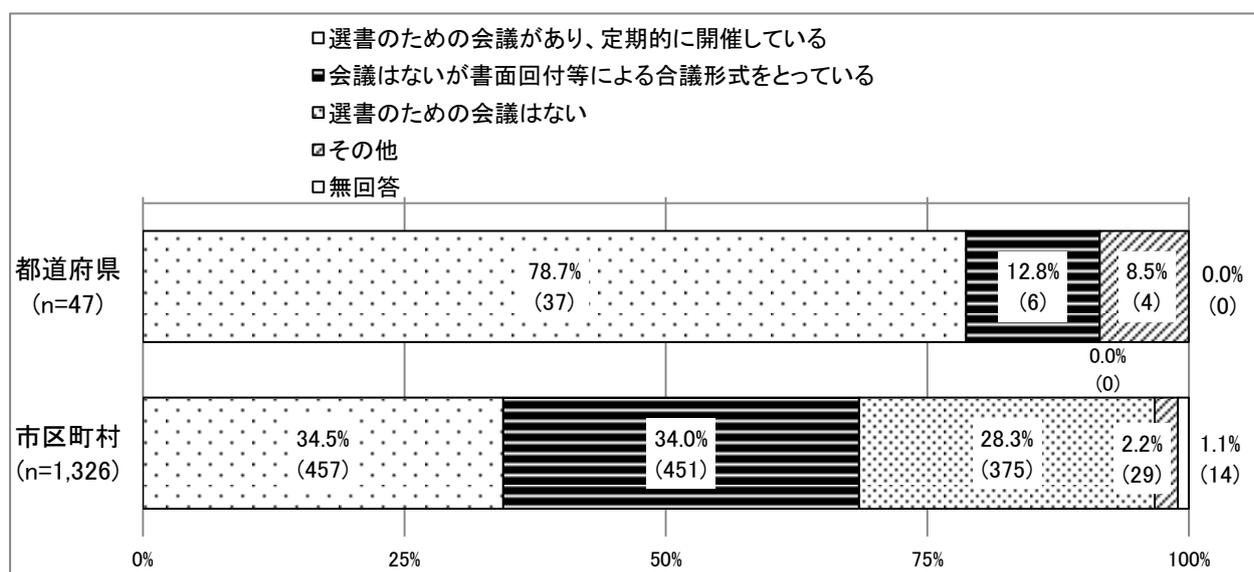


図 2.27 選書のための会議の有無

## (6) 選書のための会議の頻度及び構成員

選書のための会議を定期的で開催していると回答した図書館を対象に、選書のための会議の頻度とその構成員について尋ねた。

### ア 選書のための会議の頻度

選書のための会議の頻度は、都道府県立図書館では、「週に 1 回程度」が 56.8% (21 館) で最も多く、「2 週に 1 回程度」が 16.2% (6 館)、「月に 1 回程度」が 13.5% (5 館) だった。

市区町村立図書館では、「週に 1 回程度」が 67.8% (310 館) で最も多く、「月に 1 回程度」が 16.6% (76 館)、「2 週に 1 回程度」が 9.8% (45 館) だった。(図 2.28)

「その他」としては、「中央館は週に 1 回程度、分館を含めては 2 週に 1 回程度」のように複数のパターンがあるものや、「必要に応じて」、「毎日」など、選択肢の範囲外にあたるものが挙げられていた。

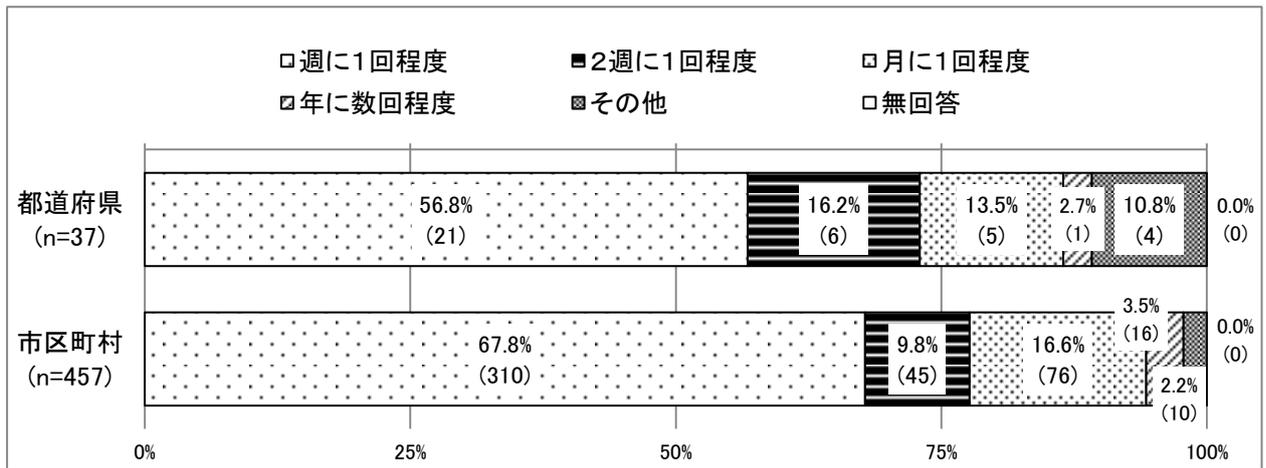


図 2.28 選書のための会議の頻度

### イ 選書のための会議の構成員

選書のための会議の構成員は、都道府県立図書館では「収集部門の責任者（管理職以外）」が 94.6%（35 館）で最も多く、次いで「正規職員（図書館長、管理職、収集部門の責任者以外）」が 86.5%（32 館）、「館長以外の管理職」が 75.7%（28 館）だった。

市区町村立図書館では「正規職員以外（非常勤、嘱託、委託、派遣職員（指定管理者職員を含む）」が 65.9%（301 館）で最も多く、次いで「正規職員（図書館長、管理職、収集部門の責任者以外）」が 63.5%（290 館）、「収集部門の責任者（管理職以外）」が 45.5%（208 館）だった。（図 2.29）

「その他」として挙げられた中に、「臨時職員」と記載されたものが複数見られた。また、「生涯学習課課長」や「市の担当課職員」など自治体職員を記入された館は運営主体が指定管理者あるいは PFI 事業者中心であった。他に注目されるものとして「学識経験者」、「公募委員」、「図書館協議会委員」などが挙げられた。

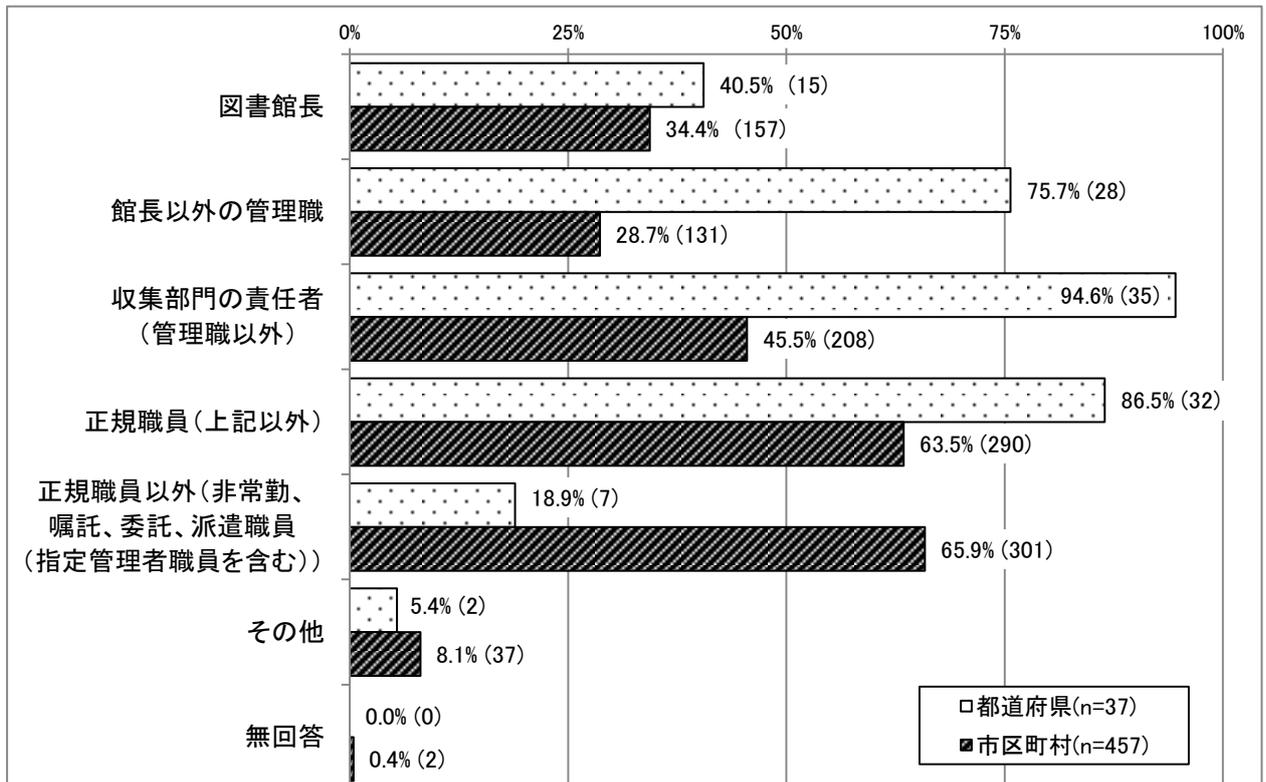


図 2.29 選書のための会議の構成員（複数回答可）

## (7) 選書の最終決定者

選書の最終決定を誰が行っているかを尋ねた。(図 2.30)

都道府県立図書館では、「図書館長(中心館で一括)」が72.3%(34館)と最も多く、「図書館長(各館ごと)」が12.8%(6館)、「図書館長以外の管理職」が8.5%(4館)だった。「その他」の回答には「高額なものは図書館長、それ以外は収集部門の管理職」のように金額により決定権者が異なる例もあった。

市区町村立図書館では、「図書館長(中心館で一括)」が44.7%(593館)で最も多く、次いで「決裁の手続きは行わない」が16.0%(212館)、「図書館長(各館ごと)」が12.6%(167館)だった。「その他」の回答を見ると、「自治体所管課の長」などの自治体職員を記入した館の多くは運営主体が指定管理者中心だった。また、「利用者からのリクエスト分は教育委員会の長、その他は図書館長」、「金額に応じて決裁者が異なる」など、場合により決定権者が異なる例も複数見られた。

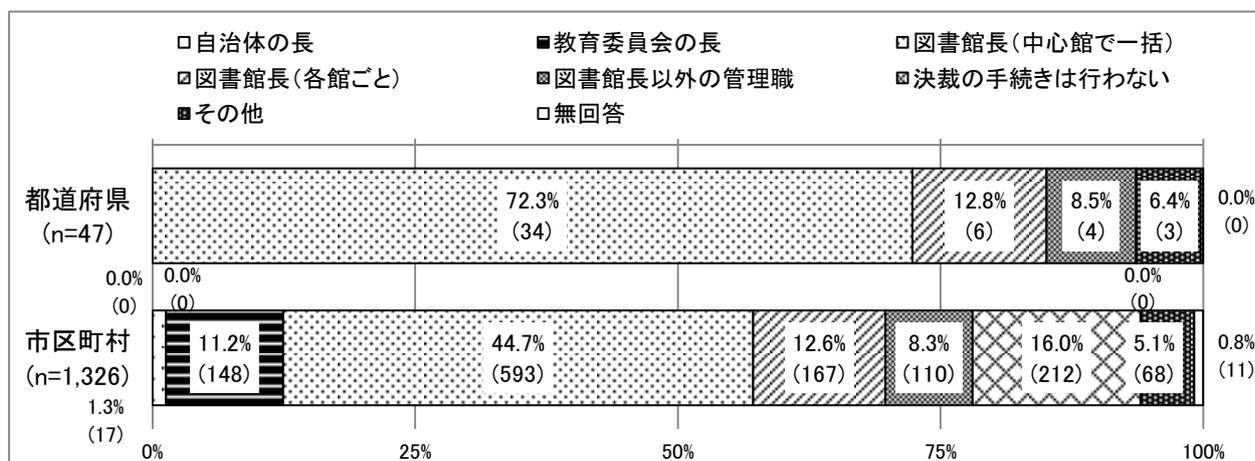


図 2.30 選書の最終決定者

## (8) 寄贈資料の受入

寄贈資料の受入状況について尋ねた。(図 2.31)

都道府県立図書館では、「積極的に寄贈を呼びかけはしないが、持ち込まれたものについては受け入れを検討する」が70.2%(33館)と最も多く、次いで「購入を補完するものとして、積極的に寄贈を呼びかけ受け入れている」、「郷土資料や欠本・欠号補充にあたるもの等、図書館が求める資料が持ち込まれた場合のみ、寄贈資料の受け入れを検討する」がそれぞれ27.7%(13館)だった。「その他」の内容を見ると、「郷土資料は積極的に寄贈を呼びかける」旨の記述がほとんどである。

市区町村立図書館では、「積極的に寄贈を呼びかけはしないが、持ち込まれたものについては受け入れを検討する」が79.1%(1,049館)と最も多く、次いで「郷土資料や欠本・欠号補充にあたるもの等、図書館が求める資料が持ち込まれた場合のみ、寄贈資料の受け入れを検討する」が36.4%(483館)、「予め寄贈希望資料リストを作成・公表し、新品の寄贈を受け入れている(スポンサー制度等)」が7.2%(96館)だった。「その他」の内容を見ると、都道府県立図書館同様「郷土資料は積極的に寄贈を呼びかける」旨の記述が多く見られたほか、「新刊本や予約の多い本の寄贈を呼びかける」という回答が目立った。注目されるものとして「ふるさと寄附金で児童図書整備の支援を呼びかけ」、「企業・団体に向けて新本の寄贈を呼びかけ」の記載があった。また「リサイクル市の前には積極的に寄贈を呼びかける」など、図書館資料として受け入れることを前提としない寄贈についての記載も複数見られた。

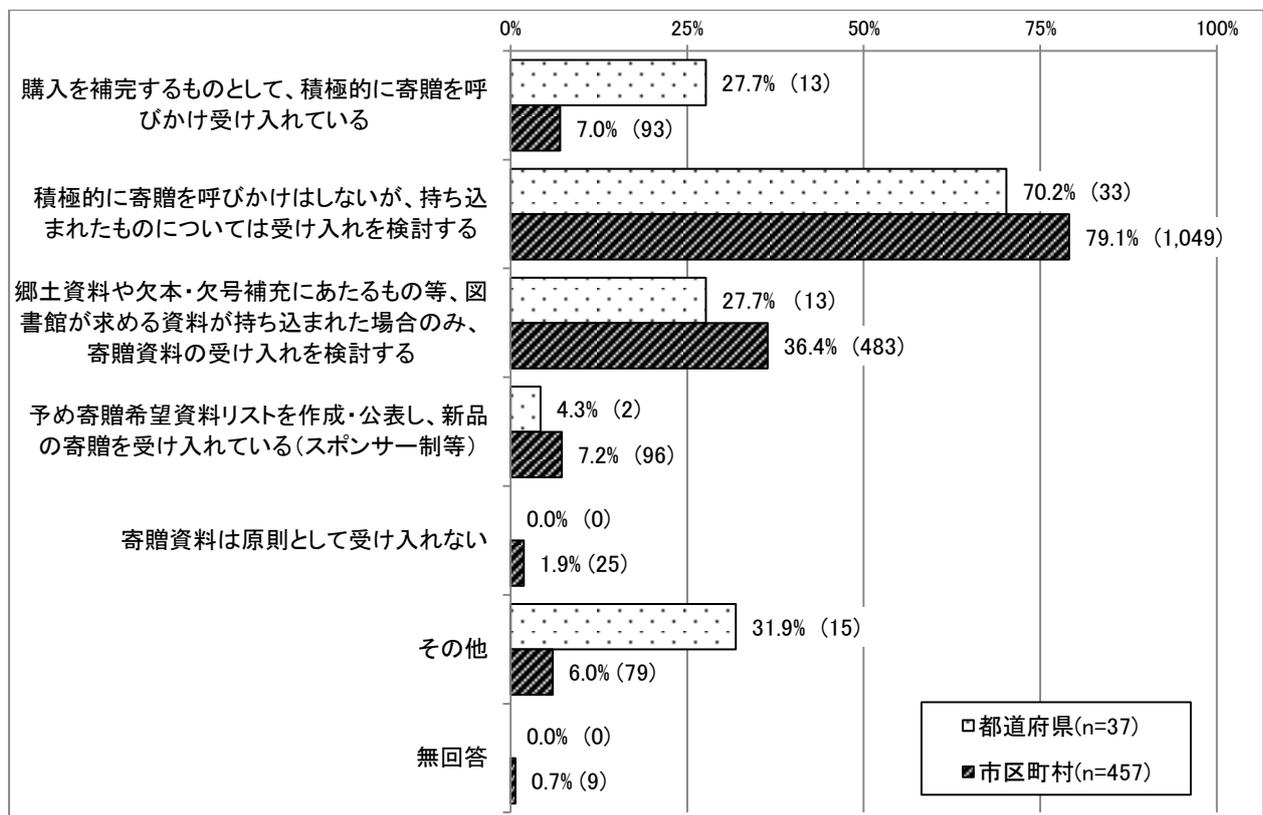


図 2.31 寄贈資料の受入状況（複数回答可）

#### (9) 特に重点的に収集している分野

図書館で運営しているサービスと関連して、特に重点的に収集している分野等があるかを尋ねた。（図 2.32）

都道府県立図書館では「ビジネス支援に資する資料」が 68.1%（32 館）で最も多く、次いで「健康・医療情報サービスに資する資料」が 55.3%（26 館）、「子育て支援に資する資料」が 51.1%（24 館）だった。

市区町村立図書館では、サービスと関連して特に重点的に収集している分野としては、「子育て支援に関する資料」が 39.4%（522 館）で最も多く、次いで「学校支援に資する資料」が 32.7%（434 館）、「特になし」が 30.5%（404 館）だった。

「その他」の回答として、都道府県立図書館では「郷土資料」が多く見られ、市区町村立図書館では「郷土資料」、「地元の産業に関連する資料」が非常に多く見られた。他に以下のようなものが挙げられている。

#### （都道府県立図書館の例）

- ・ 県人著作
- ・ その時の社会状況を端的に表すもの
- ・ 郷土資料としてではなく、「〇〇県」で学ぶ、暮らす、まちをつくるなどに資する資料
- ・ 防災・人権に関する資料
- ・ 中高校生への読書支援に資する資料

(市区町村立図書館の例)

- ・自治体の政策として推進しているものを、重点的に収集
- ・図書館イベントに関する資料
- ・併設施設に関連する資料（民俗・歴史・文学など）
- ・障害者支援に資する資料(点字図書、布絵本、さわる絵本)
- ・児童・YA サービス関係

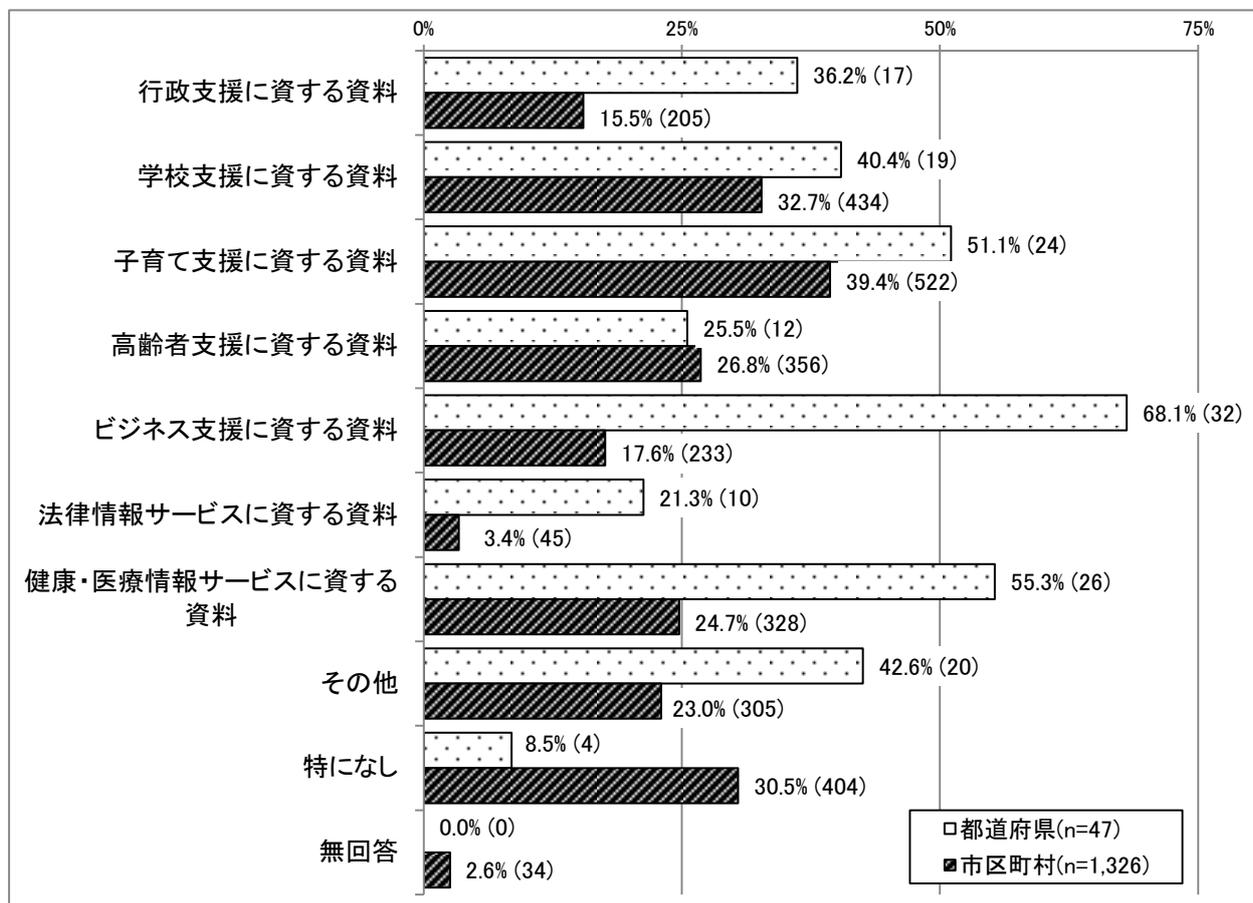


図 2.32 図書館で運営しているサービスと関連して特に重点的に収集している分野（複数回答可）

都道府県立図書館では5割以上が重点的に収集していると回答した「ビジネス支援に資する資料」及び「健康・医療情報サービスに資する資料」について、市区町村立図書館で重点的に収集している割合との差が目立った。また、「特になし」と回答した館が市区町村立図書館では3割を占めるのも特徴的である。

(10) 文庫本及び新書の受入

文庫本及び新書の受入状況及び受入理由についてそれぞれ尋ねた。

ア 文庫本の受入状況及び受入理由

文庫本の受入状況について尋ねた。(図 2.33)

都道府県立図書館では、文庫本を「受け入れる（購入する）」が91.5%（43館）を占め、「受け入れない」はわずか2.1%（1館）だった。

市区町村立図書館でも、文庫本を「受け入れる（購入する）」が90.4%（1,199館）を占め、「寄贈のみ受け入れる」が2.9%（38館）、「受け入れない」が1.7%（22館）だった。

「その他」としては以下のようなものが挙げられている。

**(都道府県立図書館の例)**

- ・レーベルを限定
- ・文庫オリジナル、又は単行本が入手不可の場合

**(市区町村立図書館の例)**

- ・文庫オリジナル
- ・リクエストがあった場合
- ・既に所蔵している作品（シリーズ）についてのみ
- ・映像化作品・文学賞などの受賞作品のみ

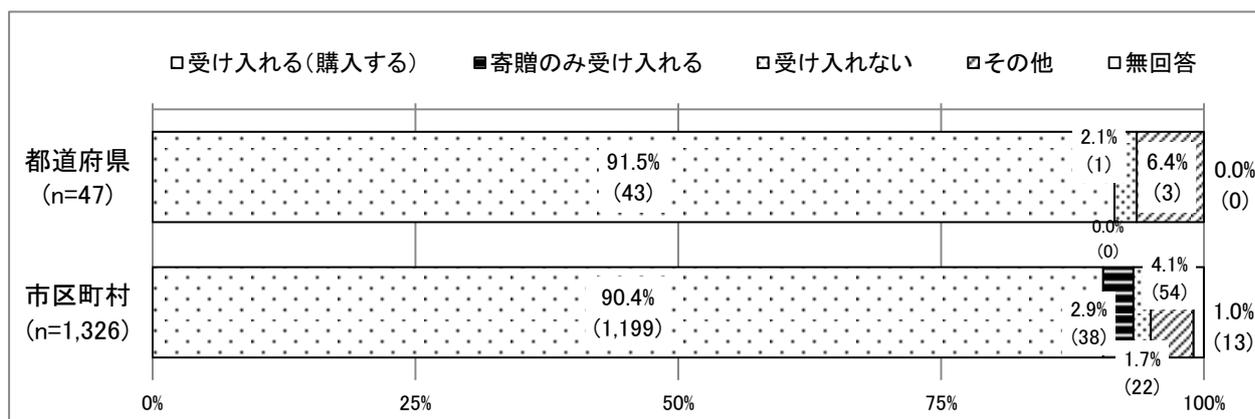


図 2.33 文庫本の受入状況

次に、文庫本の受入理由を尋ねた。(図 2.34)

都道府県立図書館では、「本の形態を理由とした選定は行わない」が 58.1% (25 館) と最も多く、「サイズが小さいから」が 7.0% (3 館)、「利用者の要望が多いから」が 2.3% (1 館) だった。

市区町村立図書館では、「本の形態を理由とした選定は行わない」が 73.7% (884 館) と最も多く、次いで「利用者の要望が多いから」が 14.5% (174 館)、「安価だから」「サイズが小さいから」がそれぞれ 1.5% (18 館) だった。

「その他」としては、「単行本での入手が不可 (文庫オリジナル)」が多く見られたほか、以下のようなものが挙げられている。

**(都道府県立図書館の例)**

- ・(単行本を既に所蔵している場合に) 改訂・増補、解説があるなど調査研究に役立つかを考慮
- ・数レーベルを定期購入

**(市区町村立図書館の例)**

- ・リクエストによる
- ・「図書館で文庫本を買わないで」に賛同し、購入は控えている
- ・購入の冊数を減らさないようにするため (購入している)
- ・利用者が高齢化し、大判で重量のある単行本は敬遠される傾向が出てきたので、近年は文庫本をむしろ優先して受け入れるようにしている
- ・文庫オリジナルの出版が増えており、書評に取り上げられるなど、文庫であるという理由では受入対象からはずせなくなっている

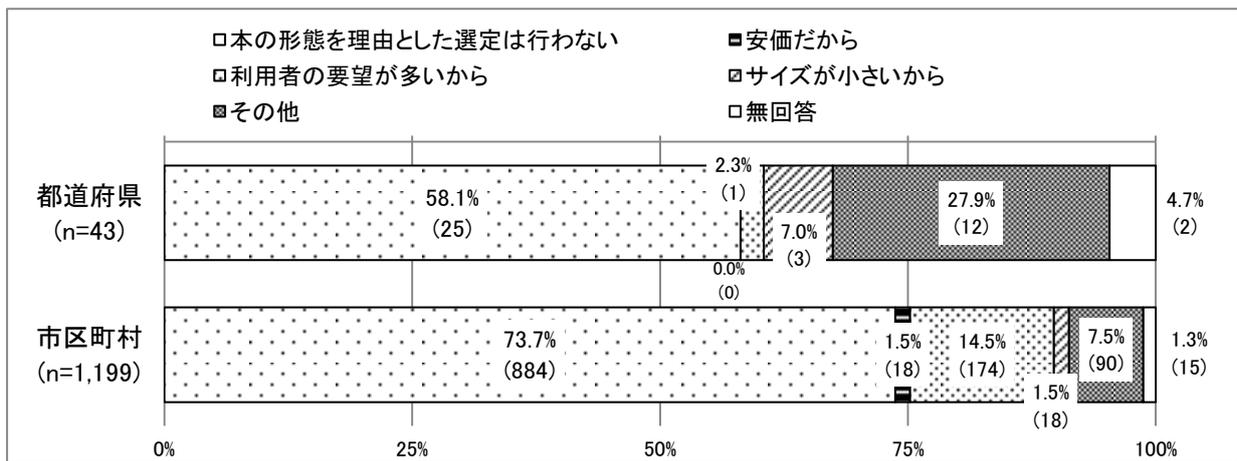


図 2.34 文庫本の受入理由

### イ 新書の受入状況及び受入理由

新書の受入状況について尋ねた。(図 2.35)

都道府県立図書館では、「受け入れる(購入する)」が 97.9% (46 館) を占めた。「その他」では「単行本として発行されていないものを選定」が挙げられている。

市区町村立図書館でも、新書を「受け入れる(購入する)」が 95.9% (1,272 館) を占め、「寄贈のみ受け入れる」が 0.8% (11 館)、「受け入れない」が 0.8% (10 館) だった。「その他」としては「リクエストがある場合」の記載が多く見られた。

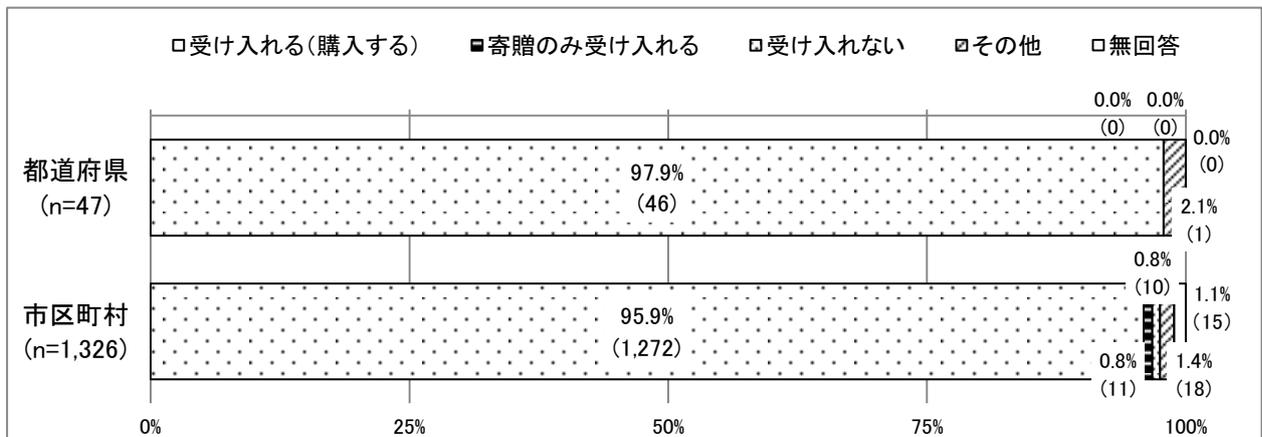


図 2.35 新書の受入状況

次に、新書の受入理由を尋ねた(図 2.36)。

都道府県立図書館では「本の形態を理由とした選定は行わない」が 73.9% (34 館)、「利用者の要望が多いから」が 2.2% (1 館) だった。

市区町村立図書館では、「本の形態を理由とした選定は行わない」が 82.3% (1,047 館) を占め、「利用者の要望が多いから」は 10.8% (137 館)、「安価だから」は 1.0% (13 館) だった。

「その他」として、市区町村立図書館では「単行本で発行されていないものは選書対象」など、オリジナルであることが記載されたものも多く見られたほか、以下のようなものが挙げられている。

(都道府県立図書館の例)

- ・単行本で代替できないことが多いため、選定の際特に勘案することはない
- ・内容的に当館の所蔵として適したものも刊行されているため、レーベルごとに全点購入、選択購入等の区別をして受入

(市区町村立図書館の例)

- ・岩波新書のみ継続購入している
- ・教養書として特定の新書を受け入れる
- ・単行本では収集しきれない幅広い範囲を網羅するため

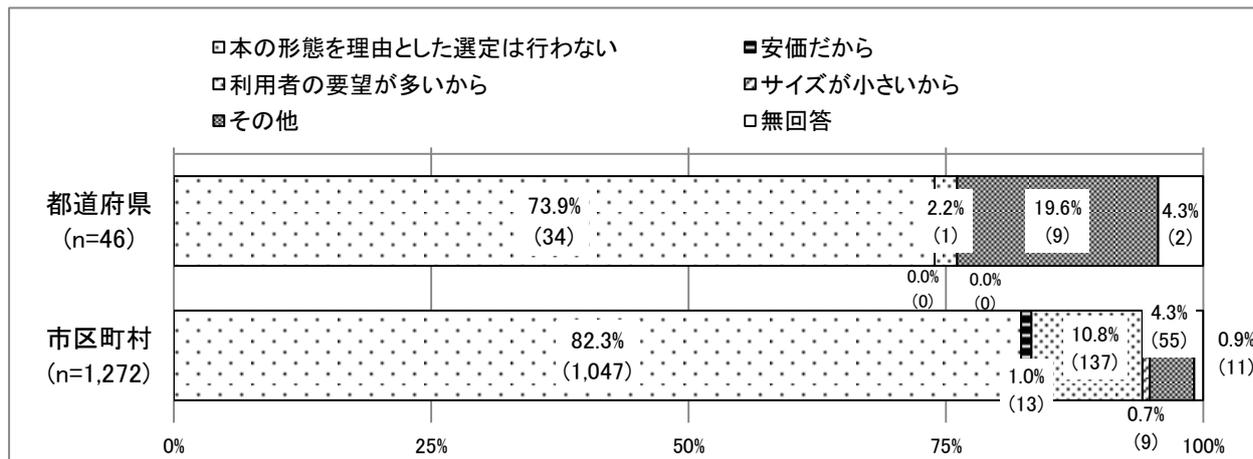


図 2.36 新書の受入理由

(11) 文庫本・新書の全点購入レーベル

文庫本又は新書を「受け入れる（購入する）」と回答した館を対象に、文庫本及び新書で全点購入を行っているレーベルについて、主なものを5つまで記述式で挙げてもらった。文庫本も新書も9割を超える図書館が「受け入れる（購入する）」と回答したため、本項では、都道府県立図書館、市区町村立図書館を区別せず、全体でレーベル別に集計した。

「岩波新書」と回答した館が最も多く26.1%（359館）だった。なお、「岩波新書（新赤版）」と限定しての回答も1.9%（12館）あった。次いで「岩波文庫」が14.1%（194館）、「中公新書」が12.2%（168館）、「岩波ジュニア新書」と回答した館が11.1%（153館）、「講談社現代新書」が6.8%（94館）、「講談社ブルーボックス」が5.3%（74館）、「講談社学術文庫」が3.6%（50館）、「ちくまプリマー新書」が3.2%（45館）、「東洋文庫」が3.0%（42館）、「ちくま新書」が2.4%（34館）、「光文社古典新訳文庫」が2.0%（28館）だった。このほかにも様々な回答があり、全体で90程のレーベルが挙げられた。「集英社コバルト文庫」や「角川ビーンズ文庫」「角川つばさ文庫」「青い鳥文庫」といったヤングアダルト向けレーベルも散見された。

### 3 リクエスト

本項では、リクエストの受付状況、受付対象者、受け付けていない資料種別、購入する際の上限金額、未購入の理由について整理する。なお、ここでいうリクエストとは、図書館が所蔵していない資料に対して、貸出や閲覧の希望があった場合への対応のこととする。

#### (1) リクエストの受付状況

リクエストの受付の有無について尋ねた。(図 2.37)

都道府県立図書館では、「受け付けている」が 89.4% (42 館)、「受け付けていない」が 10.6% (5 館) だった。市区町村立図書館では「受け付けている」が 98.9% (1,311 館) を占め、「受け付けていない」はわずかに 0.5% (6 館) だった。

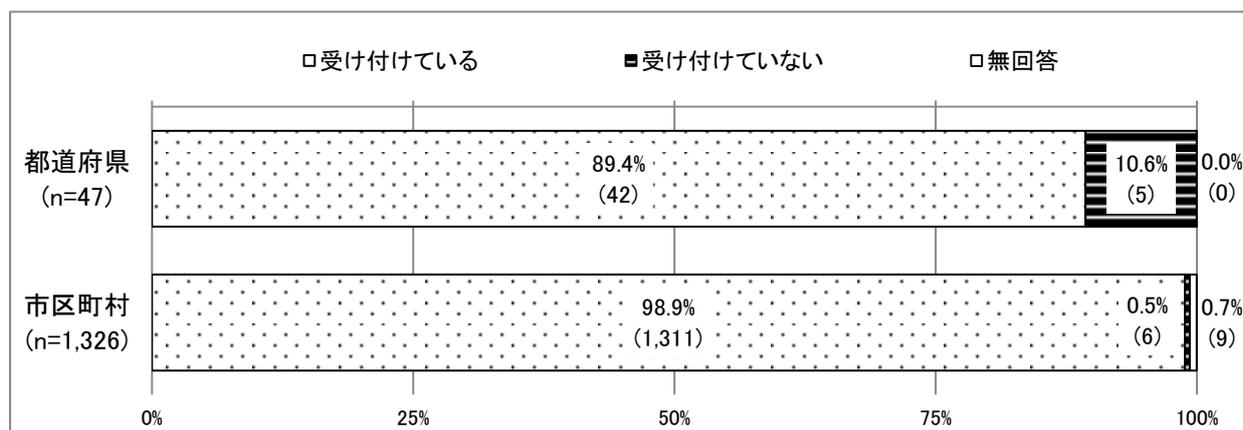


図 2.37 リクエストの受付状況

#### (2) リクエストに対する対応

3 (1)で「受け付けている」と回答した図書館を対象に、リクエストに対する対応について尋ねた。

##### ア リクエストを受け付ける対象者

リクエストを受け付ける対象者について尋ねた。(図 2.38)

都道府県立図書館では「図書館の登録者のみ」が 57.1% (24 館) で最も多く、次いで「制限なし (誰からでも)」が 23.8% (10 館)、「在住、在勤、在学者 (登録・未登録は問わない)」が 16.7% (7 館) だった。

市区町村立図書館では「図書館の登録者のみ」が 57.6% (755 館) で最も多く、次いで「その他」が 21.7% (285 館)、「在住、在勤、在学者 (登録・未登録は問わない)」が 17.5% (230 館)、「制限なし (誰からでも)」が 13.7% (180 館) だった。

「その他」として、都道府県立図書館では「県内市区町村立図書館・読書施設」が多く挙げられ、市区町村立図書館では、「在住、在勤、在学の登録者 (近隣市区町村の登録者は除く)」が多く挙げられていた。他に以下のようなものが挙げられている。

##### (市区町村立図書館の例)

- ・ 在住の登録者
- ・ 学校や保育園など
- ・ 未登録でも受け付けるが、後日登録してもらう
- ・ 帰省中の利用者
- ・ 行政職員

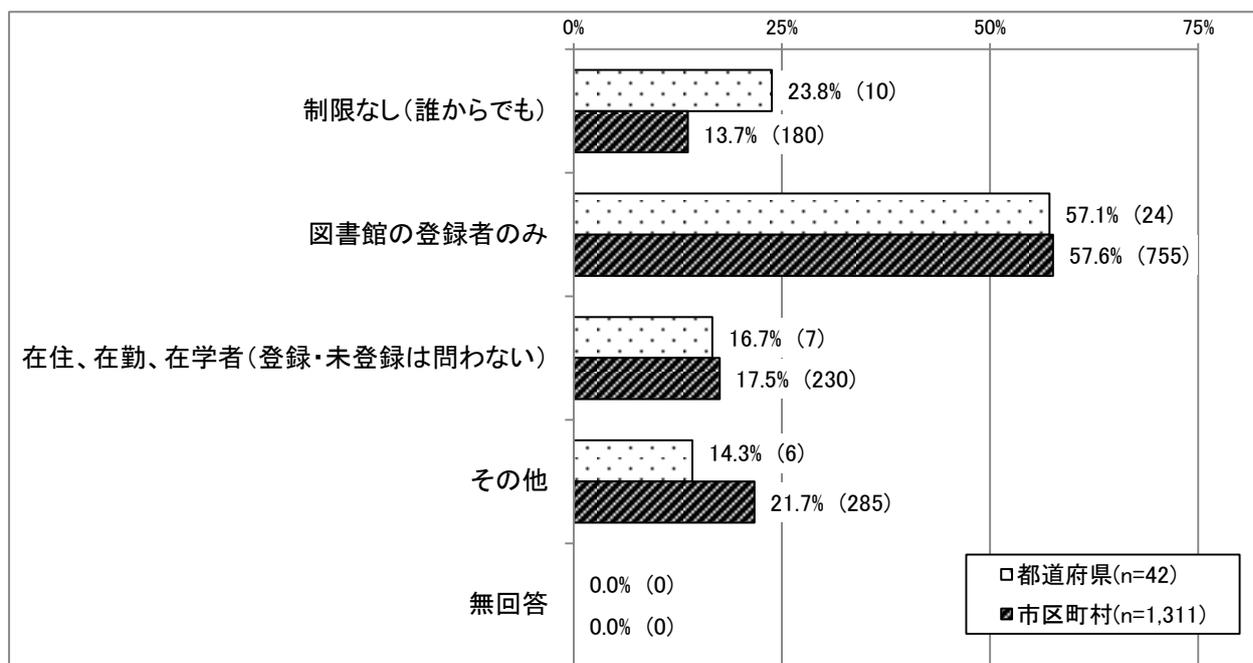


図 2.38 リクエストを受け付ける対象者（複数回答可）

#### イ リクエストを受け付けていない資料種別

リクエストを受け付けていない資料種別について尋ねた。(図 2.39)

都道府県立図書館では「学習参考書・問題集」が 66.7% (28 館) で最も多いが、「雑誌」、「新聞」、「視聴覚資料」、「電子資料」、「マンガ」についても過半数の都道府県立図書館で「受け付けていない」と回答している。

市区町村立図書館では「電子資料」が 89.2% (1,169 館) で最も多く、「新聞」、「視聴覚資料」、「学習参考書・問題集」についても 7 割以上で「受け付けていない」という回答だった。「その他」として、以下のようなものが挙げられている。

##### (都道府県立図書館の例)

児童書／ムック／加除式資料

##### (市区町村立図書館の例)

ゲーム等の攻略本／発売前の資料／高額資料／映像資料 (DVD) ／楽譜／文庫本／  
個人の写真集／大型絵本／パネルシアター／全集／タレント本

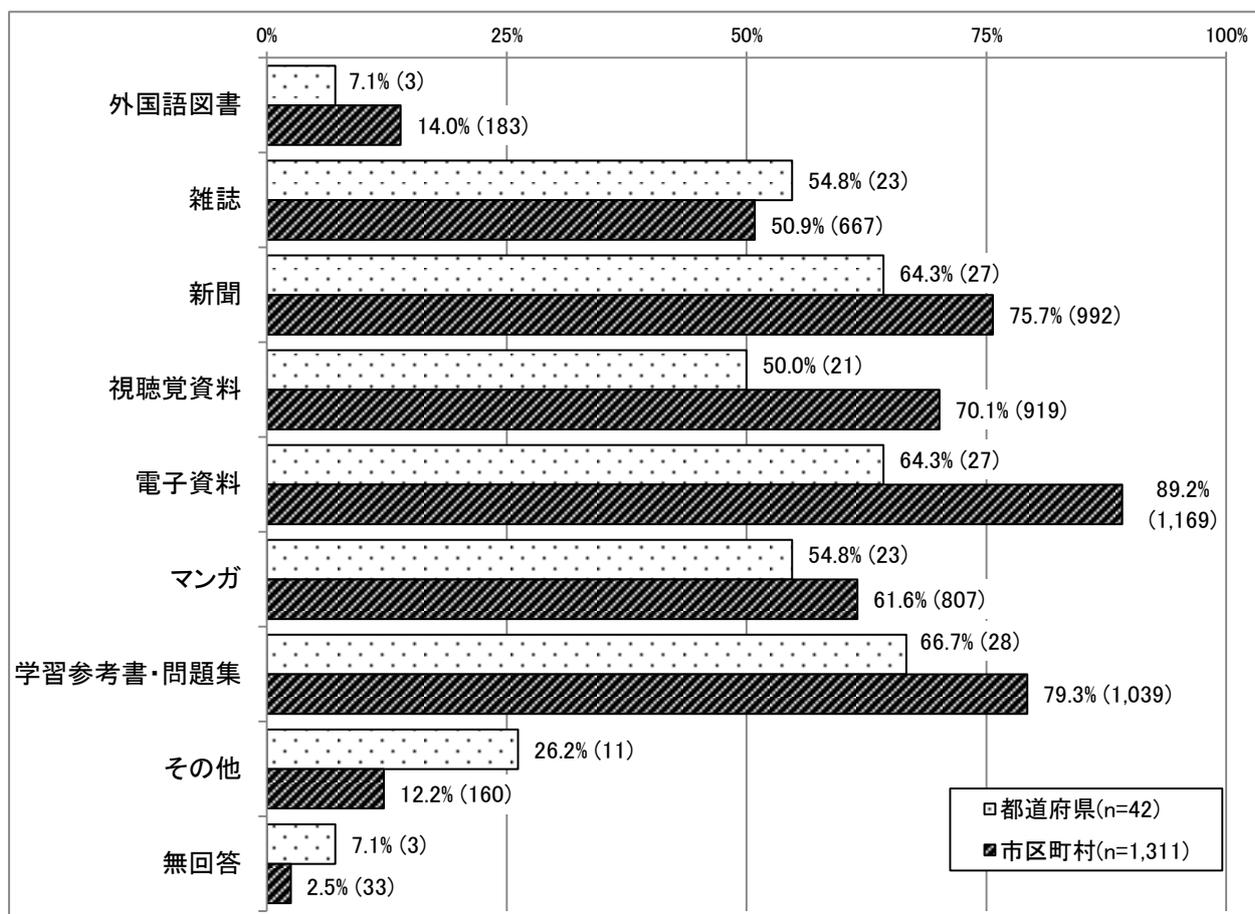


図 2.39 リクエストを受け付けていない資料種別（複数回答可）

### ウ リクエスト資料を購入する際の上限金額

まず、リクエスト資料を購入する際に上限金額を設定しているかどうかについて尋ねた。（図 2.40）

都道府県立図書館では「設定していない」が 88.1%（37 館）で最も多く、「年間予算の中でのリクエスト購入金額が決まっている」は 7.1%（3 館）、「その他」は 4.8%（2 館）で、「1 点あたりの上限金額を設定している」は 0 館だった。

市区町村立図書館でも「設定していない」が 80.3%（1,053 館）で最も多く、「1 点あたりの上限金額を設定している」、「年間予算の中でのリクエスト購入金額が決まっている」、「その他」がそれぞれ 6～7% でほぼ同数だった。

「その他」として、市区町村立図書館では以下のようなものが挙げられている。

#### （市区町村立図書館の例）

- ・ 上限はないが年間の予算内で対応
- ・ 金額ではなく一人あたりあるいは一家族あたりの冊数で制限を設定
- ・ 一定の金額以上の場合は購入の可否を検討あるいは都道府県立図書館に依頼
- ・ 利用者 1 名あたりの上限金額を設定

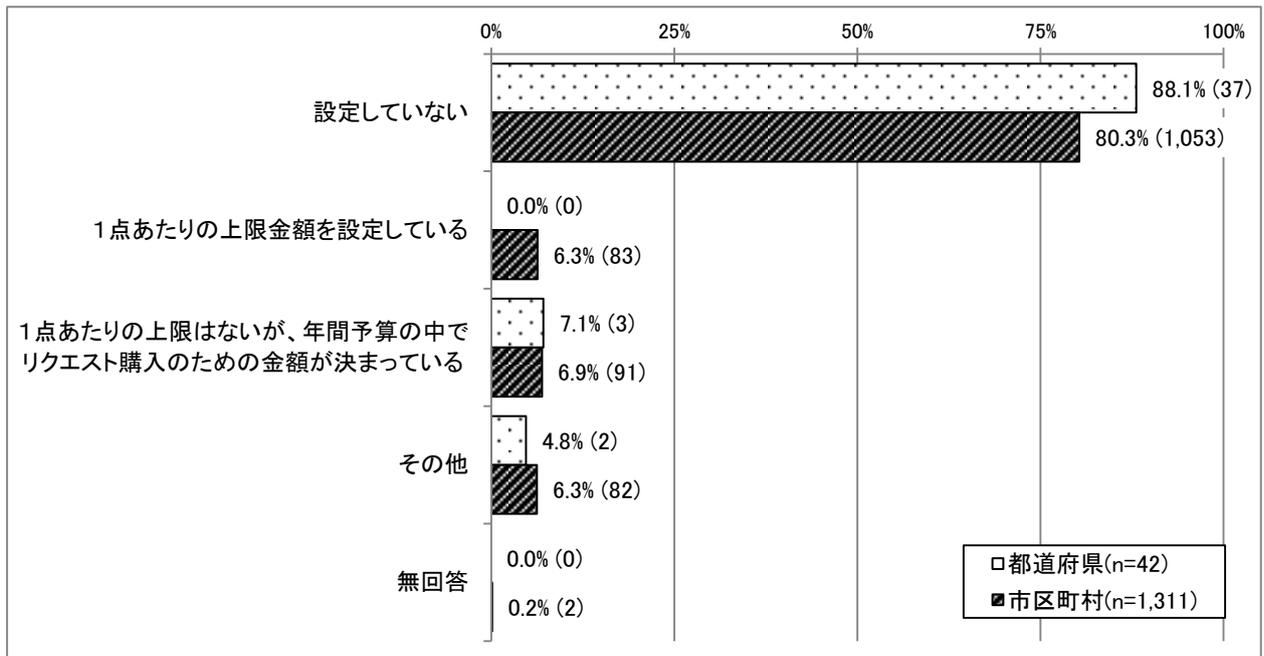


図 2.40 リクエスト資料を購入する際の上限金額

次に、3(2)ウで「1点あたりの上限金額を設定している」あるいは「1点あたりの上限金額はないが、年間予算の中でリクエスト購入のための金額が決まっている」と回答した図書館を対象に、金額について尋ねた。(図 2.41、2.42)

都道府県立図書館の「年間予算の中でのリクエスト購入金額」は、「50万円未満」、「50万～100万円未満」、「150万～200万円未満」がそれぞれ1館ずつだった。前述のとおり、「1点あたりの上限金額を設定している」は0館である。

市区町村立図書館の「年間予算の中でのリクエスト購入金額」では「50万円未満」が42.9% (39館)で最も多く、次いで「50万～100万円」が20.9% (19館)だった。「200万円以上」という回答も11.1% (10館)あった。また、「1点あたりの上限金額」では、「2千円～5千円」が42.2% (35館)で最も多く、次いで「5千円～1万円」が37.3% (31館)、「1万円～5万円」が18.1% (15館)だった。「5万円以上」は0館だった。

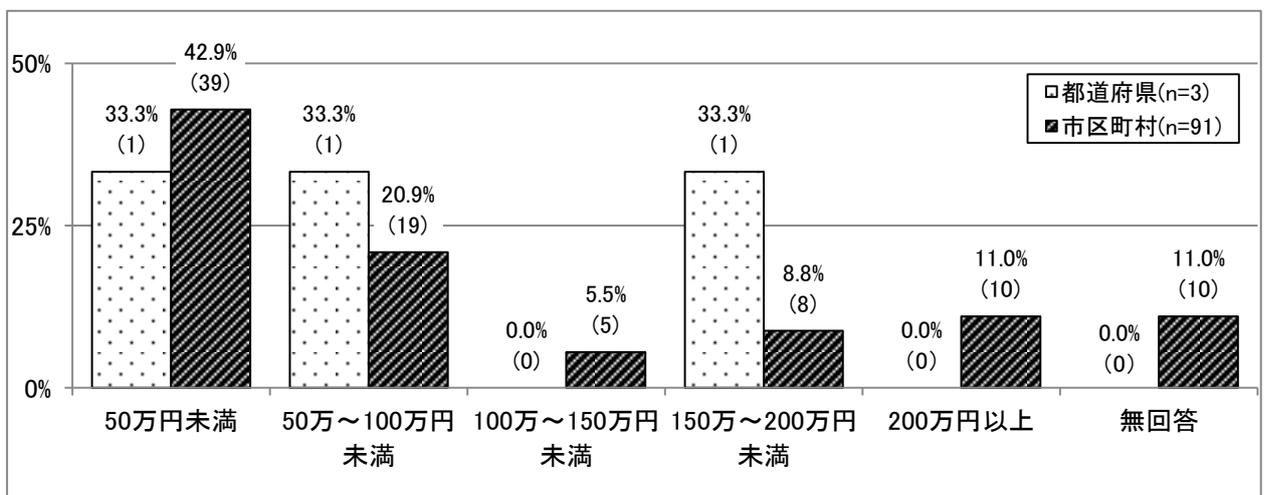


図 2.41 年間予算の中でのリクエスト購入金額

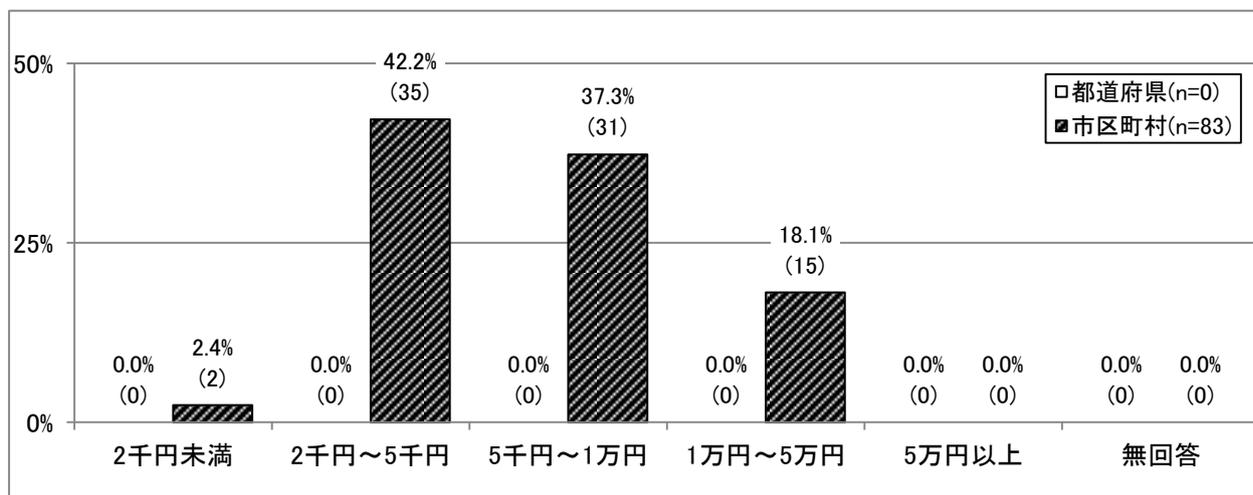


図 2.42 1点あたりの上限金額

### エ リクエストを受けた資料を購入しない理由

次に、リクエストを受けた資料を購入しない理由について尋ねた。(図 2.43)

都道府県立図書館では「資料収集方針あるいは蔵書構成に合致しないから」が 95.2% (40 館) を占めた。「購入はしないことにしている資料種別だから」、「近隣図書館で所蔵している館があるため」はそれぞれ 5 割程度だった。

市区町村立図書館では「資料収集方針あるいは蔵書構成に合致しないから」、「近隣図書館で所蔵している館があるため」がそれぞれ 8 割程度、次いで「購入はしないことにしている資料種別だから」、「金額面の問題から」がそれぞれ 5 割程度だった。

「その他」として、市区町村立図書館では、特に「今後の利用があまり見込めない資料であるため」という回答が多く挙げられていた。他には以下のようなものが挙げられている。

#### (都道府県立図書館の例)

- ・購入に限らず借受を含め、総合的に判断しているため
- ・著作権法上個人貸出が不可となっている資料の場合
- ・リクエスト者が在住する自治体の公共図書館等で所蔵している場合
- ・年鑑等、継続性のある資料の場合

#### (市区町村立図書館の例)

- ・出版から年数が経過している場合
- ・入手不可あるいは通常の経路では入手が困難な場合
- ・実用書など、類書を既に複数所有している場合
- ・所蔵のないシリーズ本の途中の巻である場合

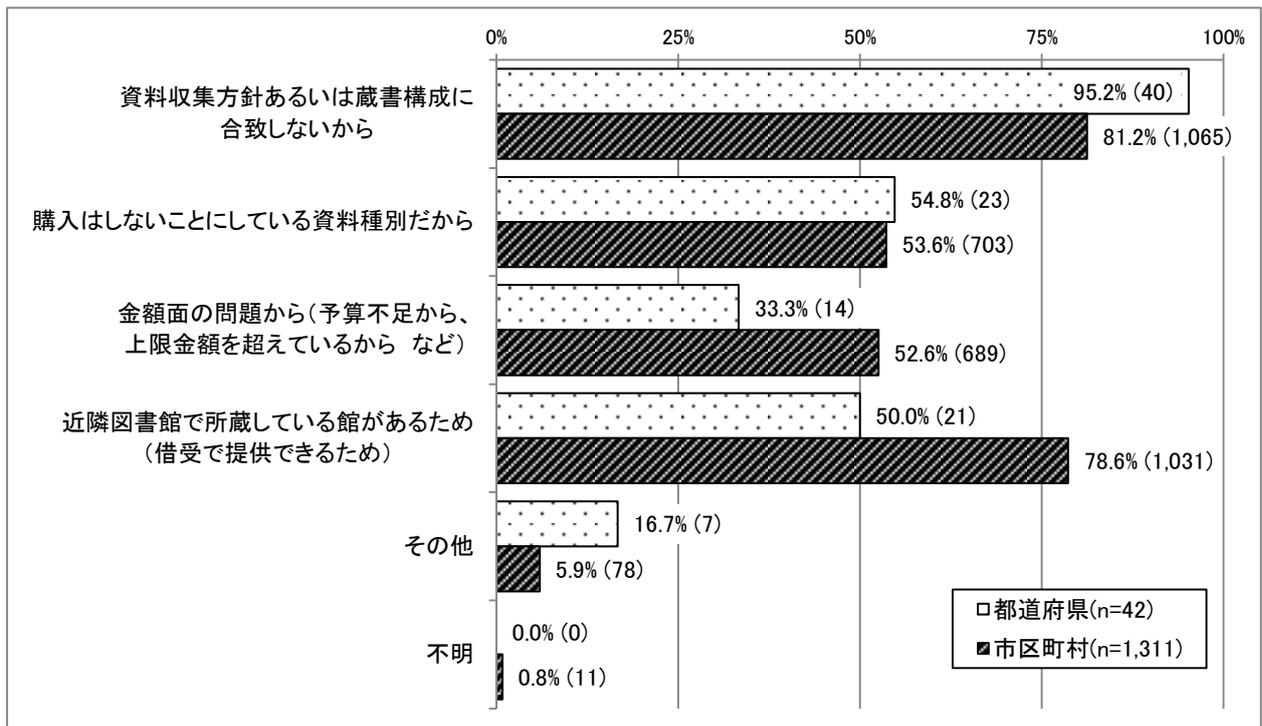


図 2.43 リクエストを受けた資料を購入しない理由 (複数回答可)

#### 4 電子情報源

本項では、まず、有料のオンラインデータベースの導入状況とその種類について整理する。続いて電子書籍サービスについて、導入状況、運用状況の詳細、電子書籍サービスの方式、利用できる対象者、および導入・非導入の理由についてまとめる。

##### (1) 有料のオンラインデータベースの導入状況

###### ア 導入の有無

有料のオンラインデータベースの導入の有無について尋ねた。(図 2.44)

都道府県立図書館では、100% (47 館) で「導入している」と回答した。

一方、市区町村立図書館では「導入していない」の割合が 61.0% (809 館) と高く、「導入している」は 38.2% (506 館) だった。

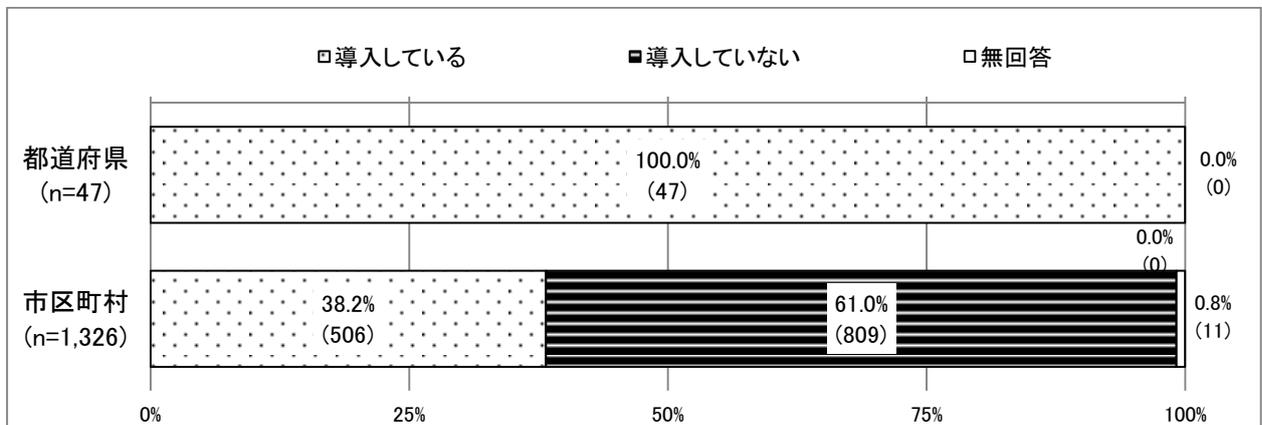


図 2.44 導入の有無

## イ 導入数

4 (1)アで「導入している」とした図書館を対象に、オンラインデータベースの導入数について尋ねた。(図 2.45)

都道府県立図書館では「6～10」が46.8% (22館) で最も多く、次いで「11以上」が29.8% (14館)、「4～5」が14.9% (7館) だった。

市区町村立図書館では「1」、「2～3」がそれぞれ30.6% (155館) で最も多く、「4～5」、「6～10」はそれぞれ16%程度で、「11以上」はわずかに3.8% (19館) だった。

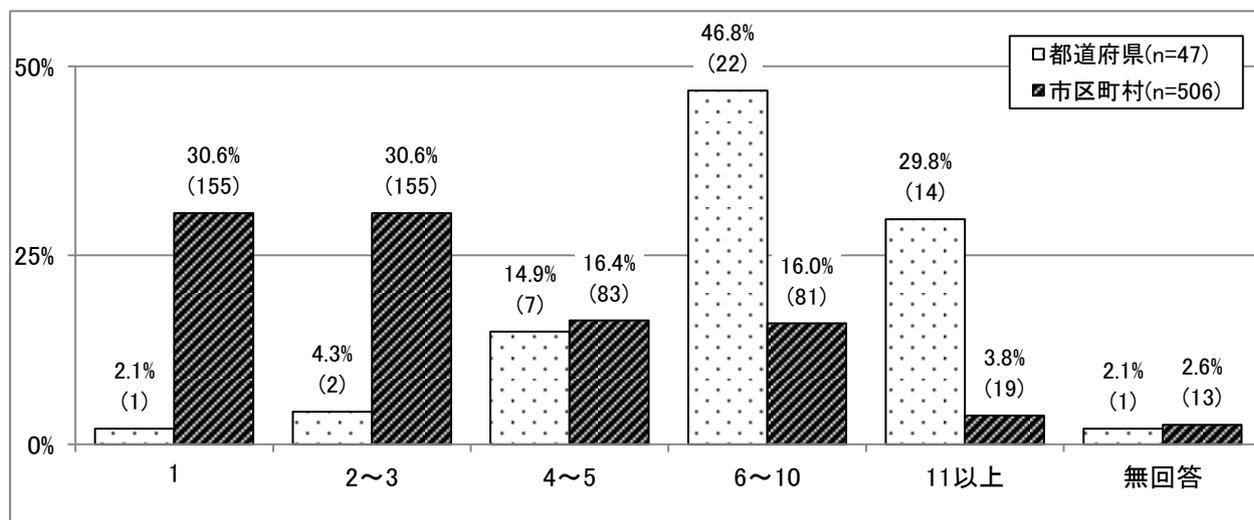


図 2.45 導入数

## (2) 導入しているデータベースの種類

4 (1)アで「導入している」とした図書館を対象に、導入しているデータベースの種類について尋ねた。(図 2.46)

都道府県立図書館では「新聞記事」が97.9% (46館)、「法律・判例情報」が91.5% (43館) とそれぞれ9割以上の図書館で導入されていた。また、「雑誌記事索引」が72.3% (34館)、「企業・経営状況」が66.0% (31館) と、それぞれ約7割の図書館で導入されていた。最も少なかったのは「音楽・音声情報」で8.5% (4館) だった。

市区町村立図書館では「新聞記事」が77.3% (391館) で最も多く、次いで「法律・判例情報」が54.5% (276館) で、他の種類のデータベースについては導入率が全て3割以下だった。最も少なかったのは「医学・医療関連情報」、「文学情報」でそれぞれ3.6% (18館) だった。

「その他」として、都道府県立図書館では「農業関連情報」、「官報情報」、「障害者支援情報」などが挙げられた。市区町村立図書館でも、都道府県立図書館と同様に「農業関連情報」、「官報情報」が特に多く挙げられ、「美術情報」、「歴史情報」、「書誌情報」などもあった。

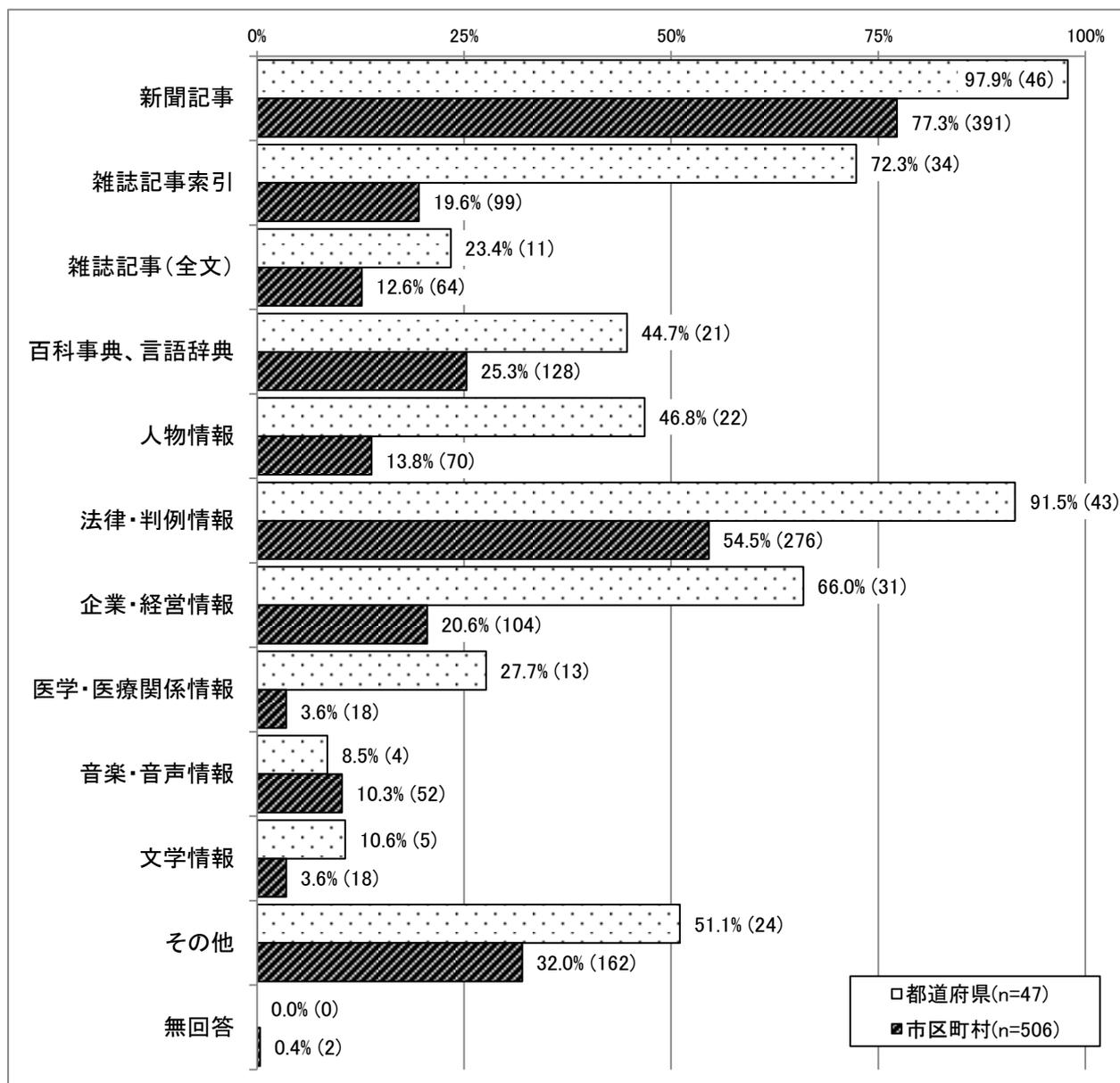


図 2.46 導入しているデータベースの種類（複数回答可）

### (3) 電子書籍サービス導入の有無

電子書籍サービスの導入の有無について尋ねた。(図 2.47)

都道府県立図書館では「導入しておらず、予定もない」が 63.8% (30 館) で最も多く、「導入について検討中 (時期は未定)」が 21.3% (10 館)、「導入している」が 12.8% (6 館)、「2019 年度から導入予定」が 2.1% (1 館) だった。

市区町村立図書館でも「導入しておらず、予定もない」が 73.7% (977 館) で最も多く、「導入について検討中 (時期は未定)」が 12.7% (169 館)、「導入している」が 6.1% (81 館) だった。

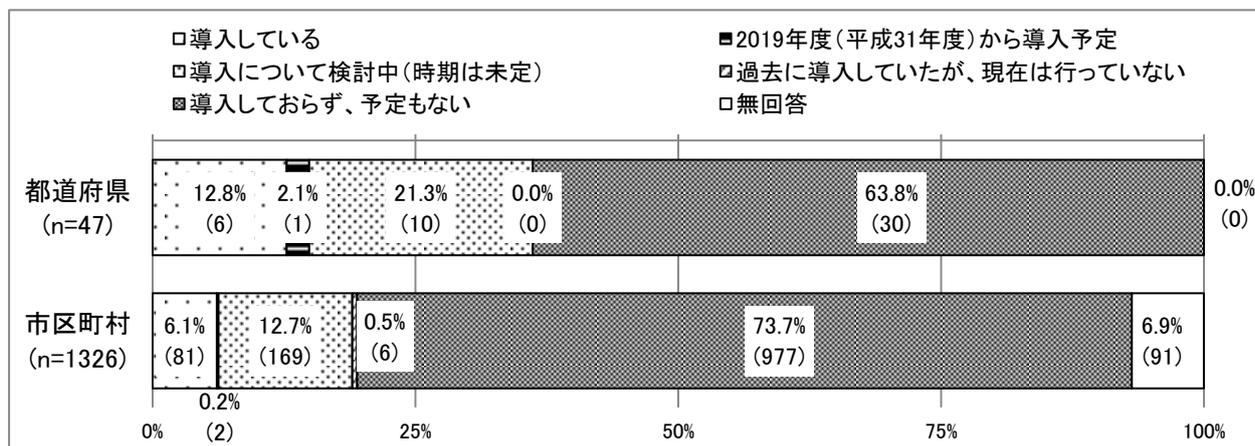


図 2.47 電子書籍サービス導入の有無

### (4) 電子書籍サービスの運用状況の詳細

4 (3) で「導入している」あるいは「2019 年度 (平成 31 年度) から導入予定」と回答した図書館を対象に、電子書籍の運用状況の詳細について尋ねた。

#### ア 導入時期、タイトル数、費用、システム

まず導入時期について整理する。(図 2.48)

都道府県立図書館では「2015 年以降」が 57.1% (4 館)、「2010~2014 年」が 42.9% (3 館) だった。

市区町村立図書館でも「2015 年以降」が 67.5% (56 館) で最も多く、次いで「2010~2014 年」が 31.3% (26 館) だった。

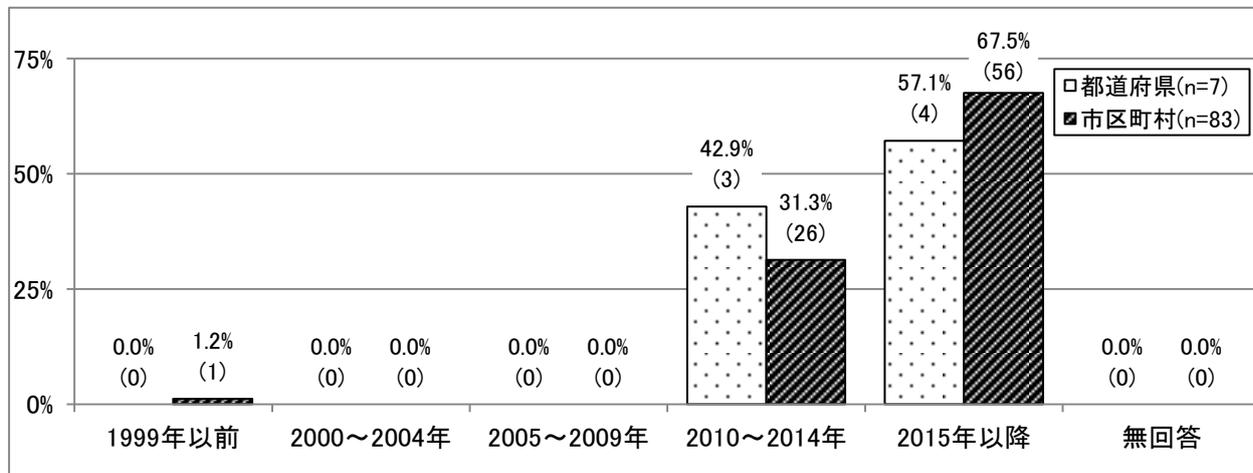


図 2.48 導入時期

次にタイトル数について整理する（図 2.49）。

都道府県立図書館では「100～250 タイトル未満」が 28.6%（2 館）、その他はそれぞれ 14.3%（1 館）だった。

市区町村立図書館では「100 タイトル未満」が 25.3%（21 館）で最も多く、次いで「5,000 タイトル以上」が 18.1%（15 館）、その他はそれぞれ 15%以下でばらつきがあった。

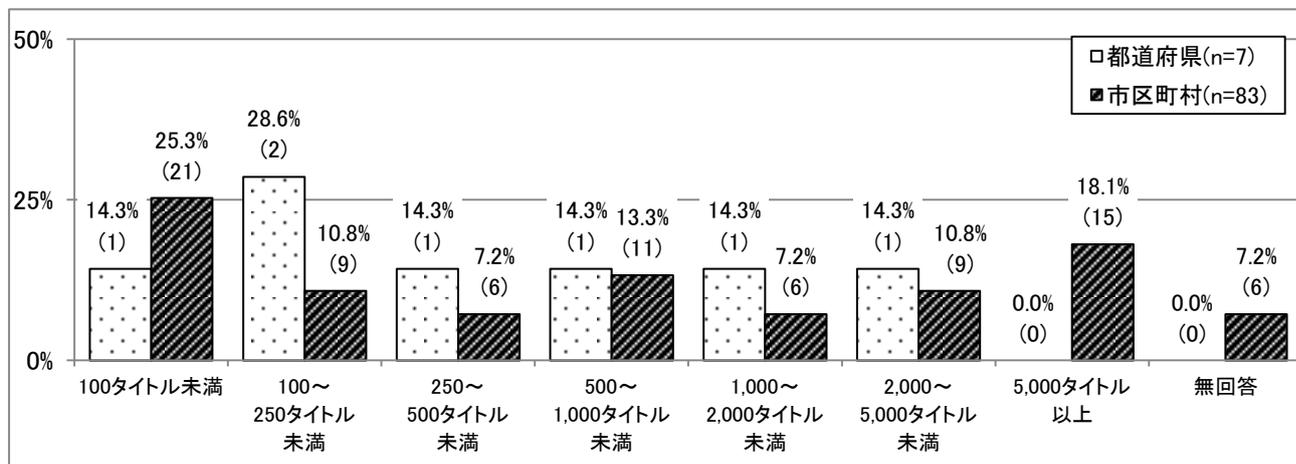


図 2.49 タイトル数

次に導入費用について整理する。（図 2.50）

都道府県立図書館では「無回答」が 57.1%（4 館）で最も多く、「100 万円未満」、「100 万～200 万円未満」、「500 万円以上」がそれぞれ 14.3%（1 館）だった。

市区町村立図書館でも「無回答」が 42.2%（35 館）で最も多く、次いで「100 万円未満」が 16.9%（14 館）、「100 万～200 万円未満」、「200 万～300 万円未満」がそれぞれ 13.3%（11 館）だった。

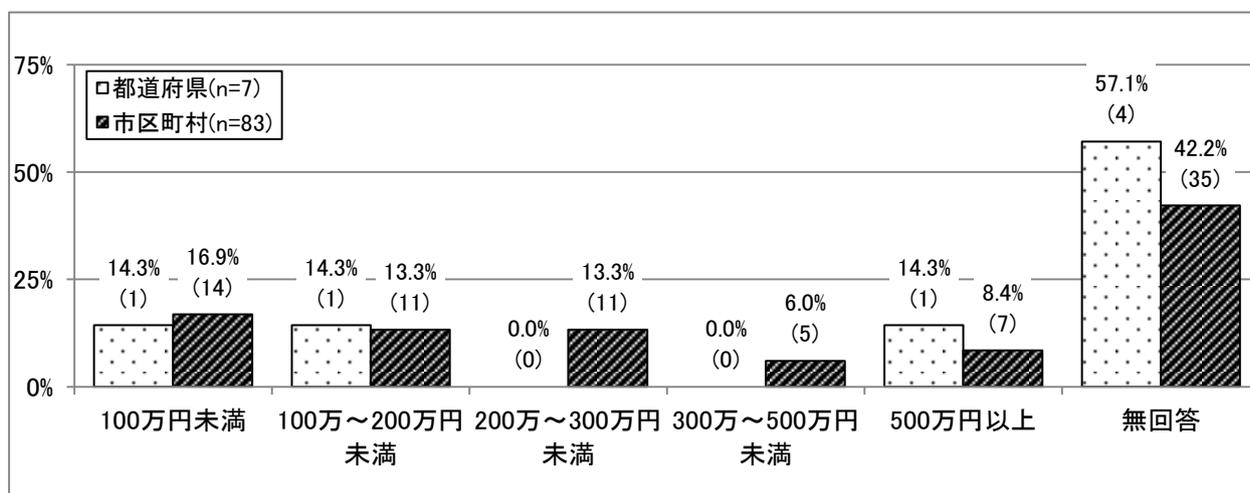


図 2.50 導入費用

次に年間維持費について整理する。(図 2.51)

都道府県立図書館では「500 万円以上」が 42.9% (3 館) で最も多く、「100 万円未満」、「200 万～300 万円未満」、「300 万～500 万円未満」がそれぞれ 14.3% (1 館) だった。

市区町村立図書館では「無回答」が 38.6% (32 館) で最も多く、次いで「100 万～200 万円未満」が 21.7% (18 館)、「100 万円未満」が 20.5% (17 館) だった。

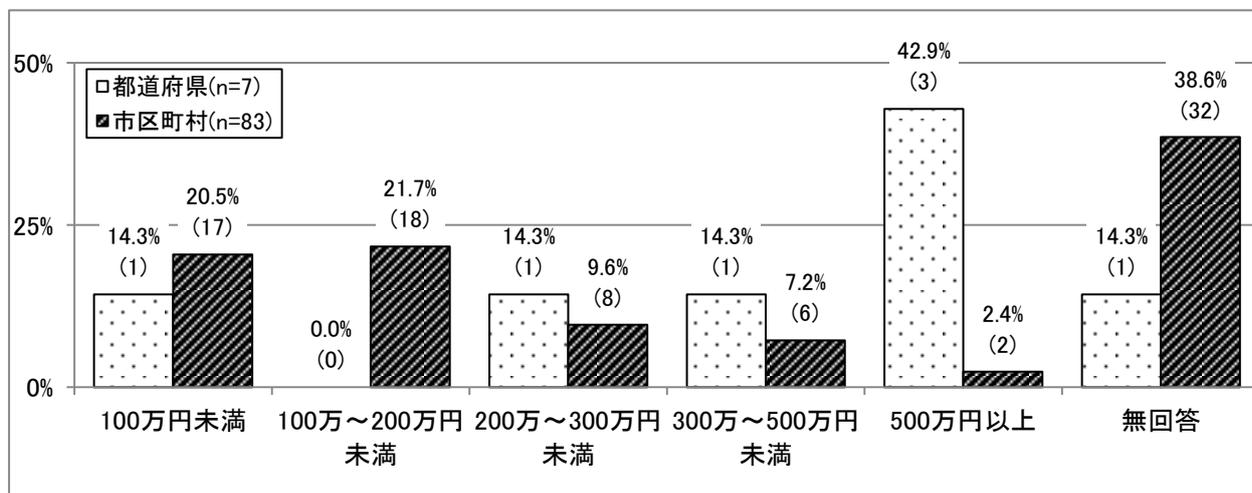


図 2.51 年間維持費

次にシステムについて整理する。

都道府県立図書館では「TRC-DL」が 3 館、「KinoDen」が 2 館 (うち 1 館は導入予定)、その他「経葉デジタルライブラリ」、「ジャパンナレッジ Lib」、「EBSCO」がそれぞれ 1 館で導入があった。

市区町村立図書館では「LibrariE&TRC-DL」「TRC-DL」などの TRC 系が 61 館で最も多く、次いで「Rakuten OverDrive」(メディアドゥ含む) が 8 館、その他には「livebook」、「SONY Reader」、「Amazon Kindle」、「GPRIME for SaaS」などが挙げられた。

## イ 電子書籍サービスの方式

電子書籍サービスの方式について尋ねた。(図 2.52)

都道府県立図書館では、「電子書籍の個人貸出を行っている」が 42.9% (3 館) で最も多く、「図書館が用意した端末で館内でのみ利用することができる」、「その他」がそれぞれ 28.6% (2 館) だった。

市区町村立図書館では「電子書籍の個人貸出を行っている」が 90.4% (75 館) を占め、「図書館が用意した端末で館内でのみ利用することができる (貸出不可)」はわずかに 2.4% (2 館) だった。

「その他」として、都道府県立図書館では「家庭・職場など外部利用者からの利用」、「アクセス数をカウントする方式」といった回答があった。市区町村立図書館では以下のようなものが挙げられている。

### (市区町村立図書館の例)

- ・個人貸出と一部団体貸出
- ・EPUB 形式のデータを個人がホームページからダウンロードして利用
- ・図書館が用意した端末及び個人が所有する端末で、館内でのみ利用することができる

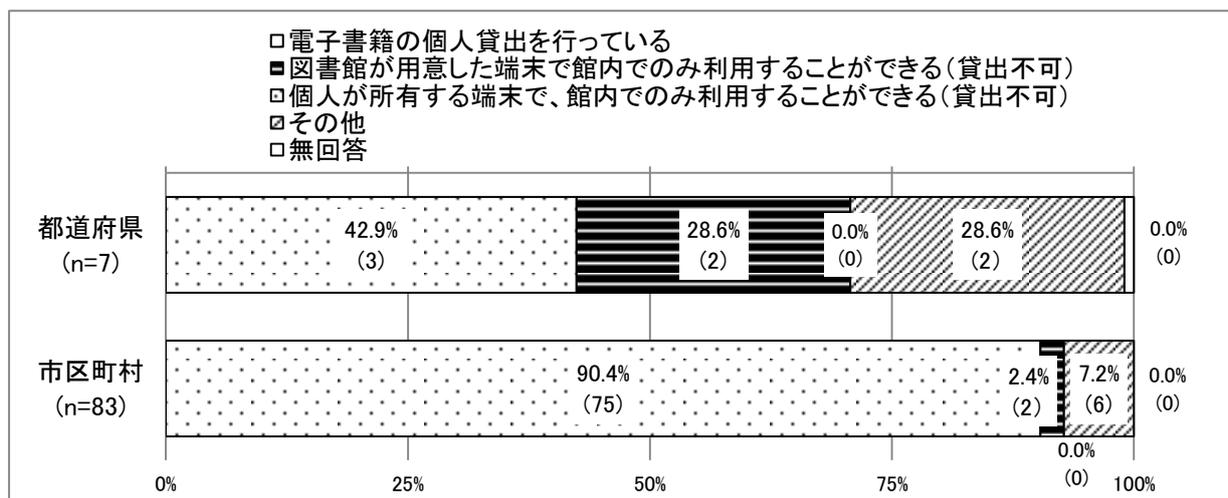


図 2.52 電子書籍サービスの方式

### ウ 電子書籍サービスを利用できる対象者

電子書籍サービスを利用できる対象者について尋ねた。(図 2.53)

都道府県立図書館では「図書館の登録者のみ」、「その他」がそれぞれ 42.9% (3 館)、「制限なし」が 28.6% (2 館) だった。

市区町村立図書館では「図書館の登録者のみ」が 55.4% (46 館) で最も多く、次いで「その他」が 48.2% (40 館)、「在住、在勤、在学者(登録・未登録は問わない)」が 12.0% (10 館)、「制限なし(誰からでも)」が 8.4% (7 館) だった。

「その他」として、都道府県立図書館では「県外在住者はビジターカードにより館内の端末で利用可」、「図書館のマイライブラリサービスに登録している利用者」といったものが挙げられた。市区町村立図書館では、特に「在住・在勤・在学の図書館登録者」が多く挙げられた。他には以下のようなものが挙げられている。

#### (市区町村立図書館の例)

- ・館外貸出利用は電子図書館利用登録が必要
- ・図書館登録者で中学生以上の市内在住者に限る
- ・在住の図書館登録者
- ・地域資料、広報誌など、コンテンツによっては制限なしで利用できる場合あり
- ・館内の利用者用検索端末からは誰でも利用可
- ・ふるさと納税の納税者

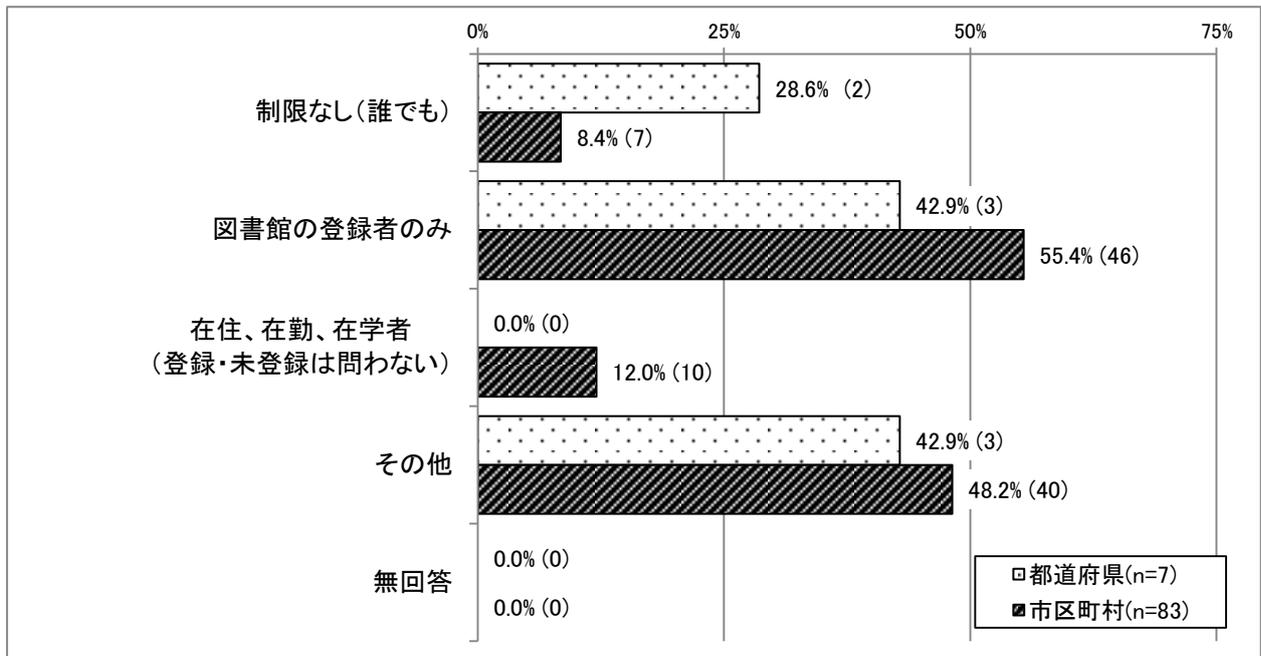


図 2.53 電子書籍サービスを利用できる対象者（複数回答可）

## エ 電子書籍サービス導入の理由

電子書籍サービス導入の理由について尋ねた。（図 2.54）

都道府県立図書館では「非来館型サービスを充実させるため」が 71.4%（5 館）で最も多く、「利用者から要望があったため」、「その他」がそれぞれ 28.6%（2 館）、「障害者サービスの一環として」、「購入したいコンテンツが多くあったため」がそれぞれ 14.3%（1 館）だった。

市区町村立図書館でも「非来館型サービスを充実させるため」が 81.9%（68 館）で最も多く、次いで「障害者サービスの一環として」が 69.9%（58 館）、「その他」が 24.1%（20 館）だった。

「その他」として、都道府県立図書館では「ICT 社会の進展に対応するため」、「図書館未設置地域の県民に対するサービスとして」といったものが挙げられた。市区町村立図書館では、特に「指定管理者からの事業提案として」という回答が多くあった。他には以下のようなものが挙げられている。

### （市区町村立図書館の例）

- ・新館オープンに合わせて
- ・加除式図書からの変更によるサービス向上を図るため
- ・所蔵スペースを要しない所蔵として魅力があるため
- ・主に子どもや YA の読書活動の推進を図るため
- ・作成した郷土資料を多くの人に提供するため
- ・多文化・多言語サービスの拡充のため
- ・大学との連携事業の成果(地域情報)を EPUB 形式で公開することになったため
- ・レファレンス・調査に対応できるコンテンツであったため
- ・広域連携で導入することが決まったため
- ・定住自立圏事業として導入

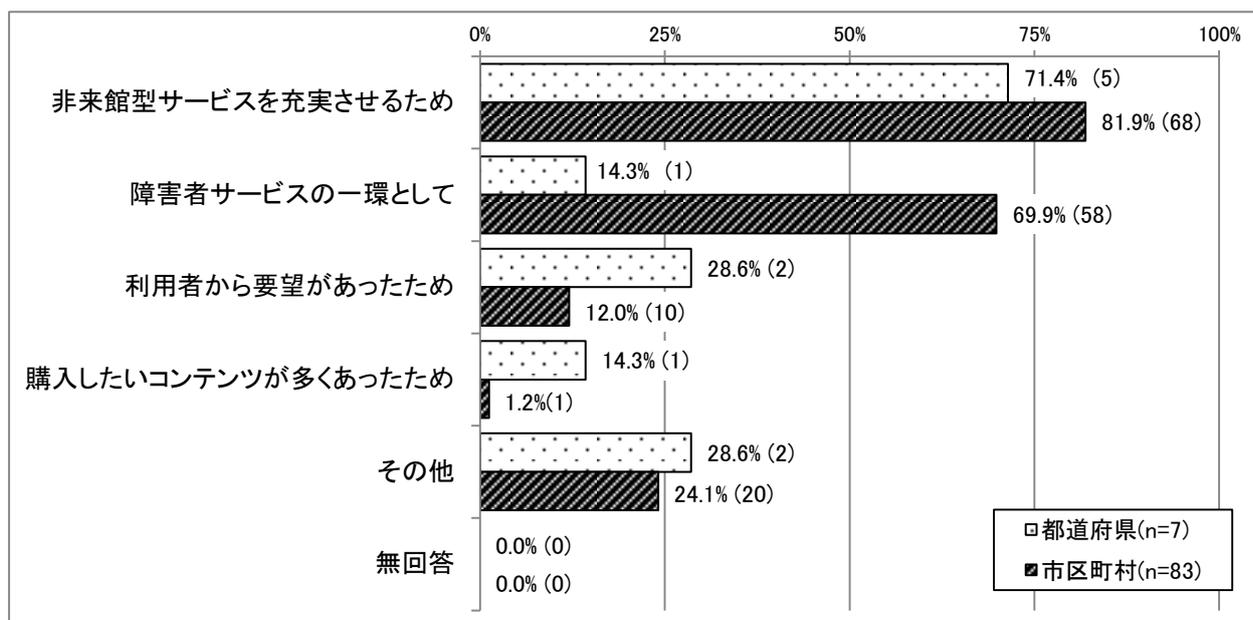


図 2.54 電子書籍サービス導入の理由（複数回答可）

#### (5) 電子書籍サービスを導入しない理由

4 (3)で「導入しておらず、予定もない」と回答した図書館を対象に、電子書籍サービスを導入しない理由について尋ねた。（図 2.55）

都道府県立図書館では「電子書籍に予算を割くことができないため」が 73.3%（22 館）で最も多く、次いで「蔵書構成あるいは収集方針に照らして購入したい資料がないため」が 50.0%（15 館）、「図書館情報システムに電子書籍サービスを組み込むことが困難なため」が 16.7%（5 館）だった。

市区町村立図書館でも「電子書籍に予算を割くことができないため」が 77.4%（756 館）で最も多い点は都道府県立図書館と同様だったが、次いで「利用者からの要望がないため」が 48.6%（475 館）と多かった。「図書館情報システムに電子書籍サービスを組み込むことが困難なため」は 17.3%（169 館）、「蔵書構成あるいは収集方針に照らして購入したい資料がないため」は 10.6%（104 館）だった。

「その他」として、市区町村立図書館では、特に「検討段階にも至っていない」、「時期尚早と考えるため」という回答が多くあった。他には以下のようなものが挙げられている。

#### (都道府県立図書館の例)

- ・情報収集に努めている状況
- ・導入の有無について具体的な検討に至っていない
- ・電子書籍には課題が多く、導入は時期尚早と考えるため
- ・利用者によって異なる情報環境のために生じる情報格差を防止するため

#### (市区町村立図書館の例)

- ・市教育委員会の現状の方針のため
- ・実際に本を手にとって直接ふれることで活字離れを防ぎ感性を磨いてほしいため
- ・電子書籍に対応する設備の整備が整っていないため
- ・他の課題やサービス（図書館システムの導入や地域資料のデジタル化など）を優先するため

- ・利用者用の端末がないため
- ・電子書籍サービスに関する知識やノウハウが不足しているため
- ・同一情報であれば、通常の書籍の方が長く利用できるため
- ・著作権に抵触しないか不透明なため
- ・電子書籍導入に関する情報収集や調査研究を十分に行えていないため
- ・他館の導入状況を注視している段階
- ・検討の結果、需要の低さと経費が高額であることから当面導入しないこととした
- ・利用者が利用しやすいかわからないため
- ・現状の販売電子図書は、図書館の蔵書にならないため
- ・県立図書館で全県サービスとして展開したほうが効率的と考えるため
- ・電子書籍フォーマットの不統一により、永続的サービスができない可能性の問題
- ・利用者側のインフラが整っていないため

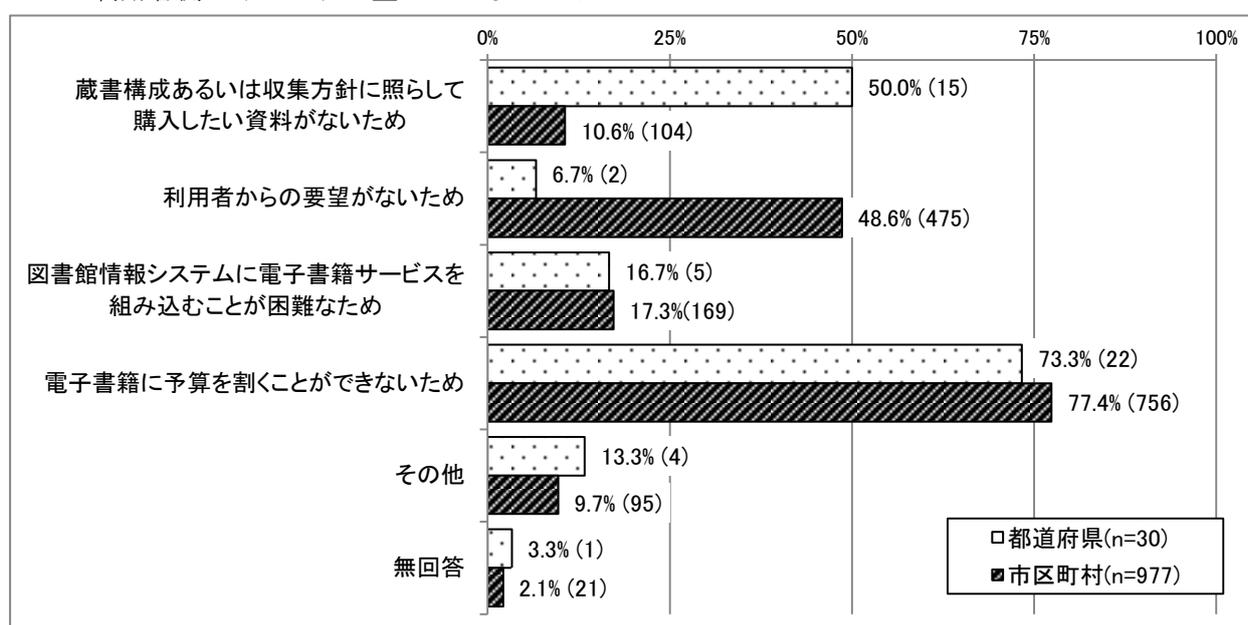


図 2.55 電子書籍サービスを導入しない理由（複数回答可）

## 5 収集（資料選択）全般

本項では、資料の収集に関する研修体制、課題について整理する。

### (1) 資料の収集に関する図書館内での研修

資料の収集に関する図書館内での研修の有無について尋ねた。（図 2.56）

都道府県立図書館では「実施していない」が 68.1%（32 館）、「実施している」が 21.3%（10 館）だった。

市区町村立図書館でも「実施していない」の割合が 81.7%（1,083 館）と高く、「実施している」は 13.3%（176 館）だった。

「その他」として、都道府県立図書館では「主に自己研さん」、「初任者研修のみ実施」、「研究グループを設置」、「県公共図書館協議会主催の図書館職員等研修で実施することがある」といったものがあつた。市区町村立図書館では、特に「図書館外（県立図書館主催や地区別など）の研修に参加している」という回答が多く挙げられていた。他には以下のようなものが挙げられている。

#### （市区町村立図書館の例）

- ・選書会議の際に収集方針や選書の方法について話し合っている
- ・図書館内での研修は行っていないが職員間で資料に関する情報交換を行っている
- ・担当者が各自で必要としている情報を収集し、検討している
- ・指定管理者における社内研修に参加している
- ・実施したことはないが、今後する予定
- ・経験年数の長い職員が見計らいの際指導している
- ・研修は行っていないが、出版等に関する記事等の回覧をしている

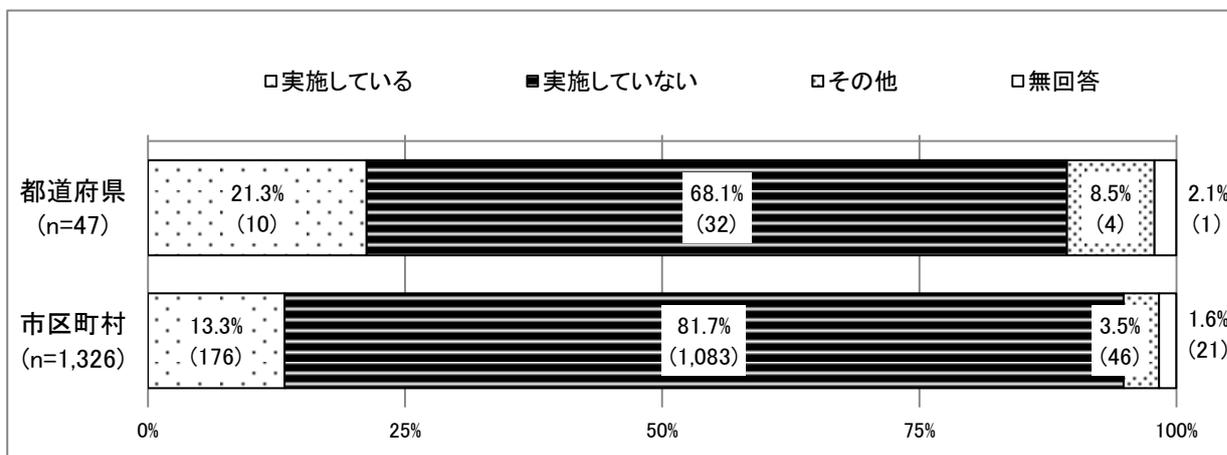


図 2.56 資料の収集に関する図書館内での研修

## (2) 資料の収集に関する課題

資料の収集に関する課題について尋ねた。(図 2.57)

都道府県立図書館では「予算が不足している」が 72.3% (34 館)、「選書にかかる時間が不足している」が 68.1% (32 館) と多く、次いで「担当者の専門知識が不足している」が 27.7% (13 館) だった。

市区町村立図書館では「選書にかかる時間が不足している」が 59.3% (786 館)、「予算が不足している」が 55.7% (738 館) と 5 割を超えた。次いで「担当者の専門知識が不足している」が 35.4% (469 館) で、都道府県立図書館では 0 館だった「選択基準が明確でなく、何を選んでよいかわからない」という回答も 16.7% (222 館) あった。

「その他」として、市区町村立図書館では、特に「配架場所の不足」という回答が多かった。他には以下のようなものが挙げられている。

### (都道府県立図書館の例)

- ・新刊対応に追われ、蔵書構成を見直して行う選書が不足している
- ・以前は見計らいをベースにしてリスト選書で補足していたが、現在はほぼリスト選書なので、発注もれが増加した

### (市区町村立図書館の例)

- ・見計らい等による現物選書の機会がない、あるいは少ない
- ・選書担当の人数不足
- ・担当者の経験や業務継承の不足
- ・収集方針を明文化したいが、その時間が不足している
- ・郷土資料の収集が難しい

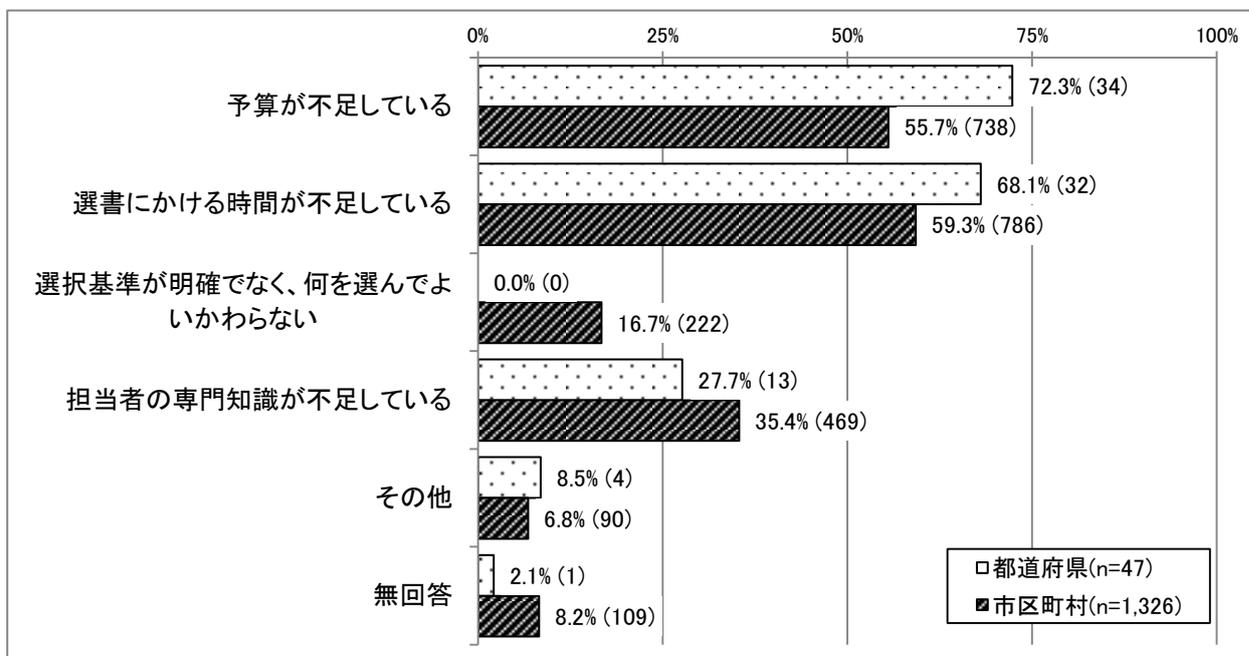


図 2.57 資料の収集に関する課題 (複数回答可)

### 第3章 蔵書評価

本章では、蔵書評価の実施状況や評価者、評価内容、評価方法について調査結果をまとめる。

#### 1 蔵書評価の実施状況

蔵書評価を行っているかどうかについて尋ねた。(図 3.1)

都道府県立図書館では、「行ったことはない。今後も予定はない」が 68.1% (32 館) で最も多く、次いで、「行ったことはないが、今後実施の予定がある、または検討中である」が 17.0% (8 館) だった。「行っている」は 8.5% (4 館) で、「かつて行ったことがあるが、現在は行っていない」の 6.4% (3 館) と合わせても、2割に満たなかった。

市区町村立図書館でも、「行ったことはない。今後も予定はない」が 72.4% (960 館) で最も多く、次いで、「行ったことはないが、今後実施の予定がある、または検討中である」が 14.4% (191 館) だった。「行っている」は 9.9% (131 館)、「かつて行ったことがあるが、現在は行っていない」は 2.6% (34 館) だった。

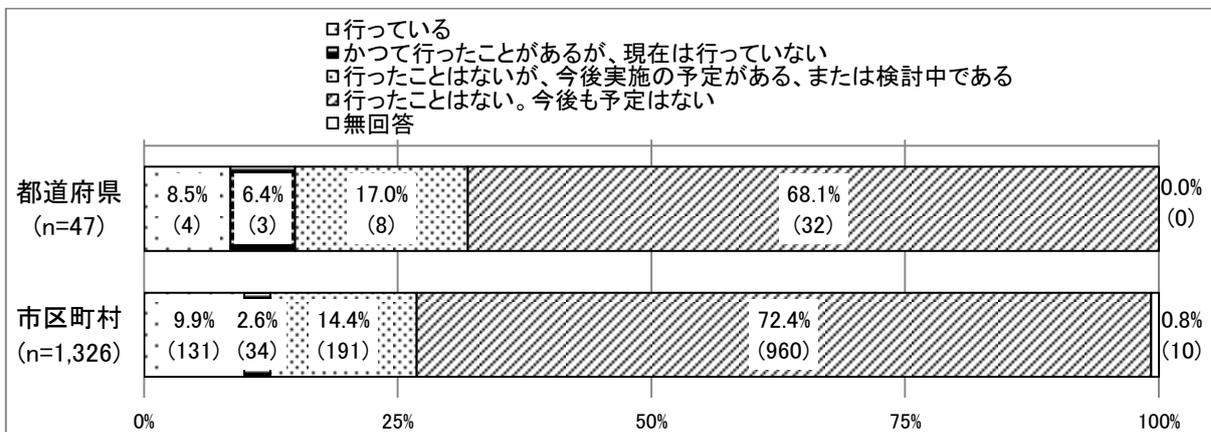


図 3.1 蔵書評価の実施状況

#### 2 蔵書評価の頻度、評価者、評価内容、評価方法

##### (1) 蔵書評価の頻度

1において、蔵書評価を行っていると回答した図書館に、蔵書評価を実施する頻度について尋ねた。(図 3.2)

都道府県立図書館では、「毎年」が 50.0% (2 館)、「その他」が 50.0% (2 館) だった。

市区町村立図書館では、「毎年」が 67.9% (89 館)、「不定期」が 24.4% (32 館)、「2年に1回」は 1.5% (2 館)、「3年に1回」は 2.3% (3 館) だった。

「その他」として、以下のようなものが挙げられている。

##### (都道府県立図書館の例)

- ・毎年、利用者・県内図書館に満足度を聞くアンケートを実施するほか、平成 26 年度から 27 年度にかけては、大規模な調査を実施
- ・毎年 (外部の専門家)、不定期 (一般の利用者、県内市町立図書館)

##### (市区町村立図書館の例)

1カ月に1回／選書時／蔵書整理時／5年に1回

他に、市区町村立図書館では「不定期」として、「開架から閉架への異動時、除籍判断時にその都度行う」もあった。

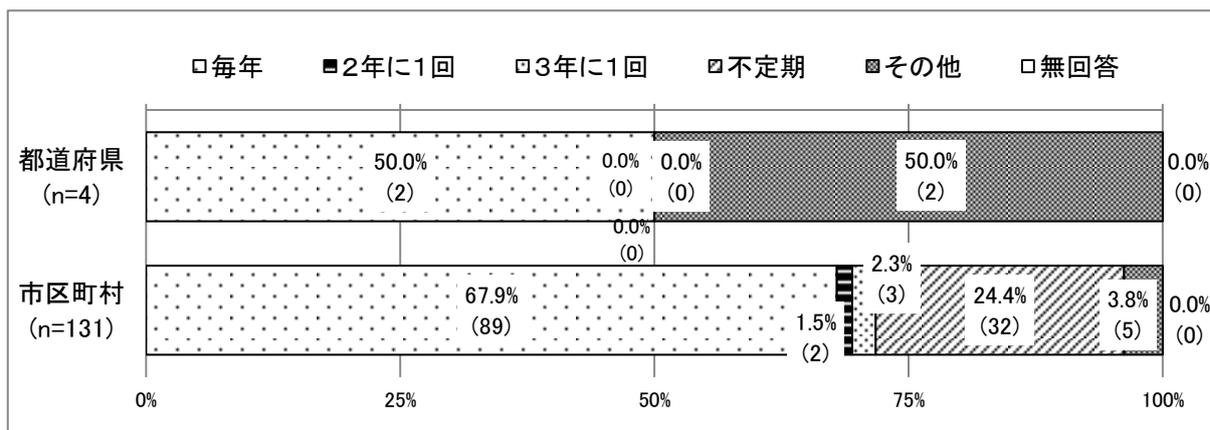


図 3.2 蔵書評価の頻度

## (2) 評価者

1において、「蔵書評価を行っている」または「かつて行ったことがあるが、現在は行っていない」と回答した図書館に、蔵書評価の評価者について尋ねた。(図 3.3)

都道府県立図書館では対象が7館と少ないが、そのうち8割を超える85.7% (6館)が「外部の専門家」と回答した。次いで、「図書館による自己評価」、「一般の利用者」が、それぞれ42.9% (3館)だった。

一方、市区町村立図書館では、「図書館による自己評価」が67.9% (112館)で、最も多かった。「一般の利用者」22.4% (37館)、「教育委員会等の図書館を所管する部署」15.8% (26館)、「外部の専門家」7.3% (12館)が続き、都道府県立図書館とは異なる傾向が見られた。

「その他」として、都道府県立図書館では、「都道府県内の市区町村立図書館」が挙げられている。市区町村立図書館では、「図書館協議会」という回答が極めて多かった。他に、「学識経験者」、「学校教育関係者」、「図書館職員」などが挙げられている。

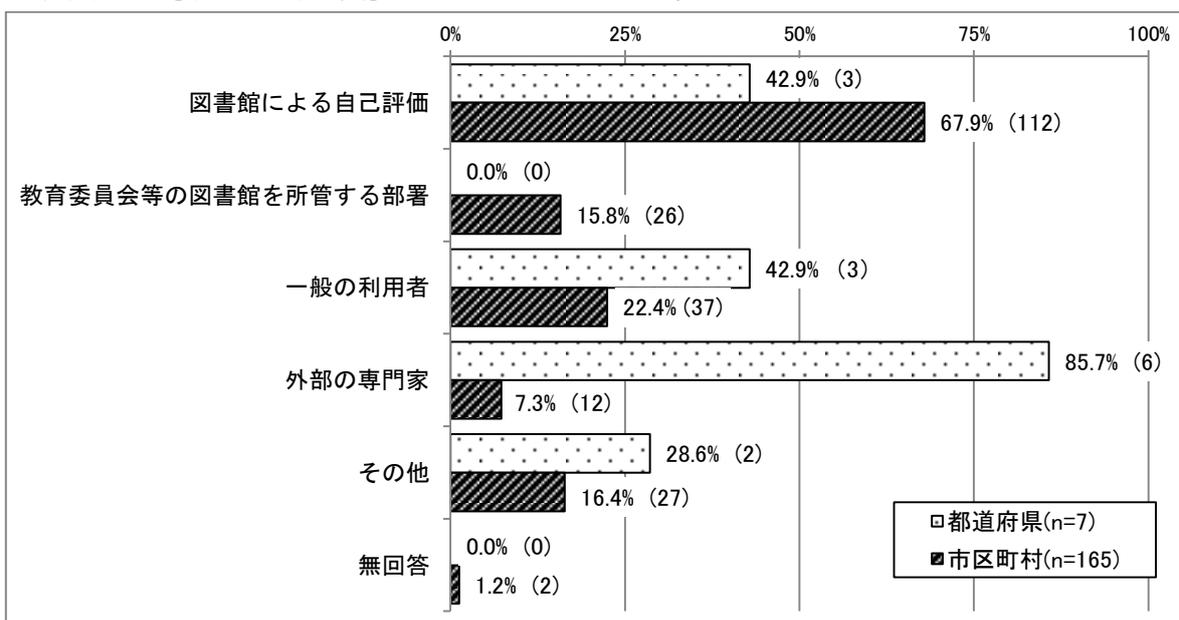


図 3.3 評価者 (複数回答可)

### (3) 評価内容

2 (2) 同様、1において、「蔵書評価を行っている」または「かつて行ったことがあるが、現在は行っていない」と回答した図書館に、蔵書評価の評価内容について尋ねた。(図 3.4)

都道府県立図書館では、半数を超える 57.1% (4 館) が「特定のテーマを決めて評価している」と回答した。次いで、「蔵書全体を評価している」は 28.6% (2 館) だった。

市区町村立図書館では、「蔵書全体を評価している」が 86.7% (143 館) を占め、「特定のテーマを決めて評価している」は 9.1% (15 館) で 1 割に満たなかった。

「その他」として、都道府県立図書館では「全体を評価したものと、特定のテーマのみ評価したものがある」が挙げられている。市区町村立図書館では、「選書した際の購入分類配分」や「前年度購入図書について」が挙げられている。

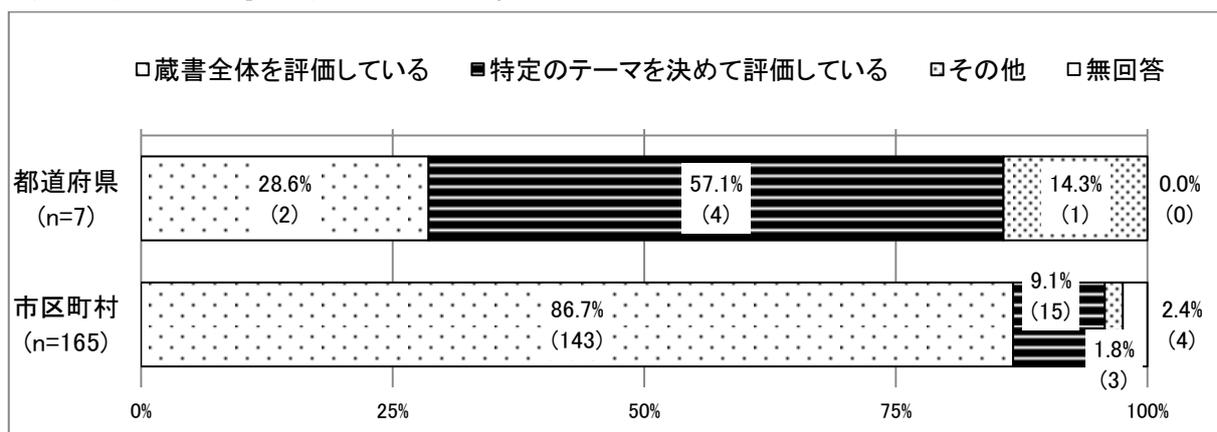


図 3.4 評価内容

### (4) 評価方法

2 (2) (3) 同様、1において、「蔵書評価を行っている」または「かつて行ったことがあるが、現在は行っていない」と回答した図書館に、蔵書評価の評価方法について尋ねた。(図 3.5)

都道府県立図書館では、「館内の視察等の現地調査」が 71.4% (5 館) で、最も多かった。次いで、「利用者へのヒアリング調査」が 57.1% (4 館)、「業務統計等のデータを元にした分析」が 42.9% (3 館) だった。「外部機関との比較」と「職員へのヒアリング調査」を選択した図書館は、それぞれ 14.3% (1 館)、「その他」も 42.9% (3 館) あった。

市区町村立図書館では、「業務統計等のデータを元にした分析」が、70.3% (116 館) で最も多かった。次いで、「利用者へのヒアリング調査」が 32.7% (54 館)、「職員へのヒアリング調査」が 20.6% (34 館)、「館内の視察等の現地調査」が 19.4% (32 館)、「外部機関との比較」が 8.5% (14 館) だった。

「その他」として、以下のようなものが挙げられている。

#### (都道府県立図書館の例)

- ・ 該当分野の蔵書を現場で評価、不足分野は別途リストで情報提供
- ・ 都道府県内市町村立図書館へのアンケート調査

#### (市区町村立図書館の例)

- ・ 評価者の会議での報告に対する質疑応答
- ・ 書架整理時の返却期限票の確認

- ・職員へのヒアリングの他、自館と他図書館の所蔵状況等の検証
- ・購入図書リストを基に、各分野の専門委員による審議会を開催
- ・除籍基準に沿って判断

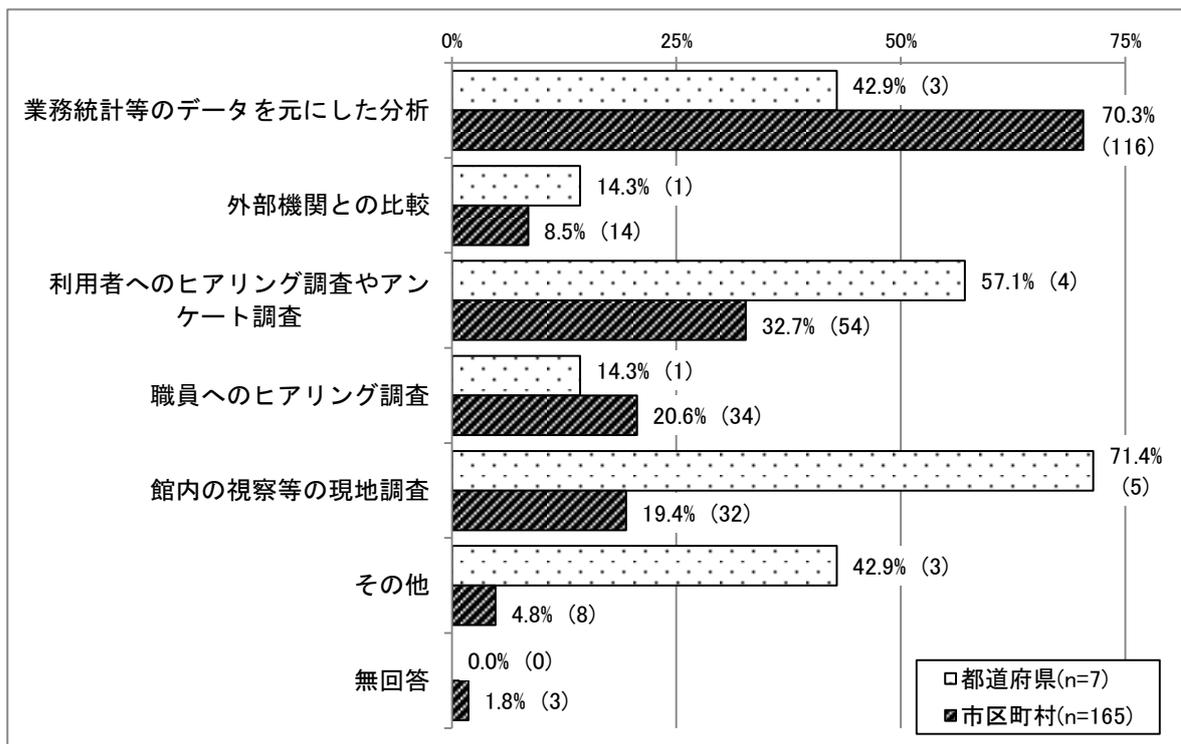


図 3.5 評価方法（複数回答可）

## 第4章 除籍

本章では、不要資料の除籍に関する方針や除籍の内容、除籍体制について調査結果をまとめる。

### 1 除籍に関する方針・基準の明文化及び公開

不要資料の除籍に関する方針や基準の明文化及び公開・非公開について整理する。

#### (1) 方針

不要資料の除籍に関する方針について、都道府県立図書館では、「あり」が46.8%（22館）、「なし」が48.9%（23館）で、ほぼ同数だった。

市区町村立図書館では、「なし」が50.4%（668館）で、「あり」の46.3%（614館）をやや上回った。（図4.1）

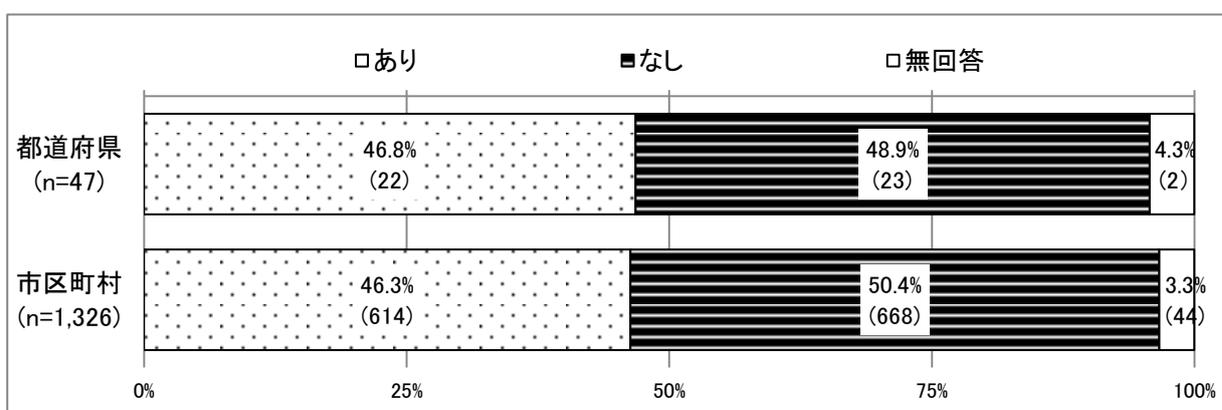


図 4.1 方針の明文化

不要資料の除籍に関する方針があると回答した図書館のうち、方針の公開・非公開について、都道府県立図書館では、「非公開」が77.3%（17館）、「公開」は18.2%（4館）だった。

市区町村立図書館でも、「非公開」が57.5%（353館）と半数を超えたものの、「公開」も41.4%（254館）あった。（図4.2）

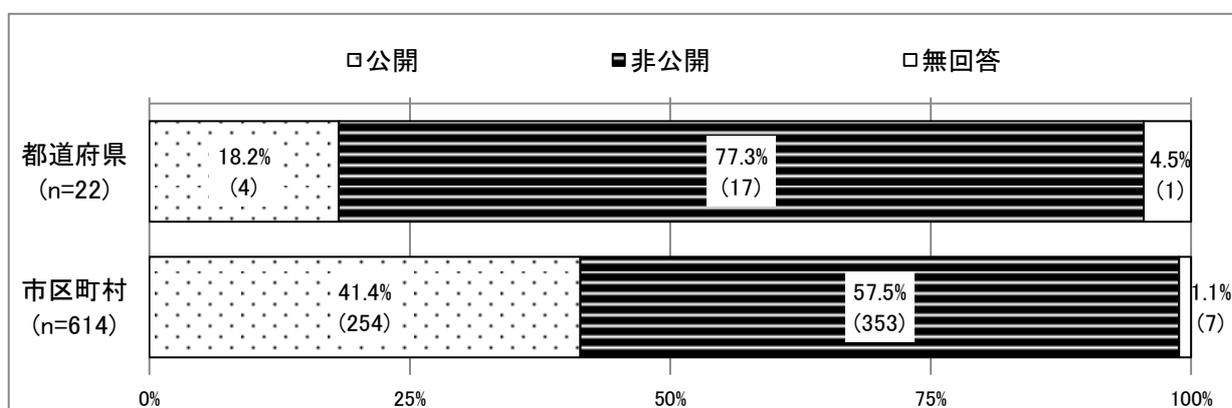


図 4.2 方針の公開

## (2) 基準

不要資料の除籍に関する基準について、都道府県立図書館では、「あり」が83.0%（39館）と8割を超え、「なし」が12.8%（6館）だった。

市区町村立図書館でも、「あり」が72.4%（960館）、「なし」が25.6%（340館）だった。（図4.3）

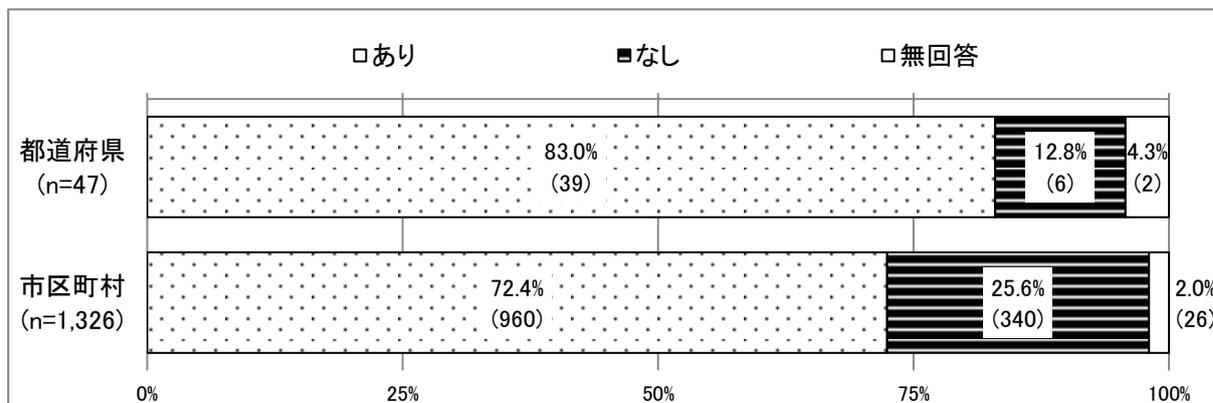


図 4.3 基準の明文化

不要資料の除籍に関する基準があると回答した図書館のうち、基準の公開・非公開について、都道府県立図書館では、「非公開」が79.5%（31館）、「公開」が17.9%（7館）だった。

市区町村立図書館でも、「非公開」が61.0%（586館）と6割を超えたが、「公開」も37.6%（361館）あった。方針同様、市区町村立図書館の方が公開率は高い。（図4.4）

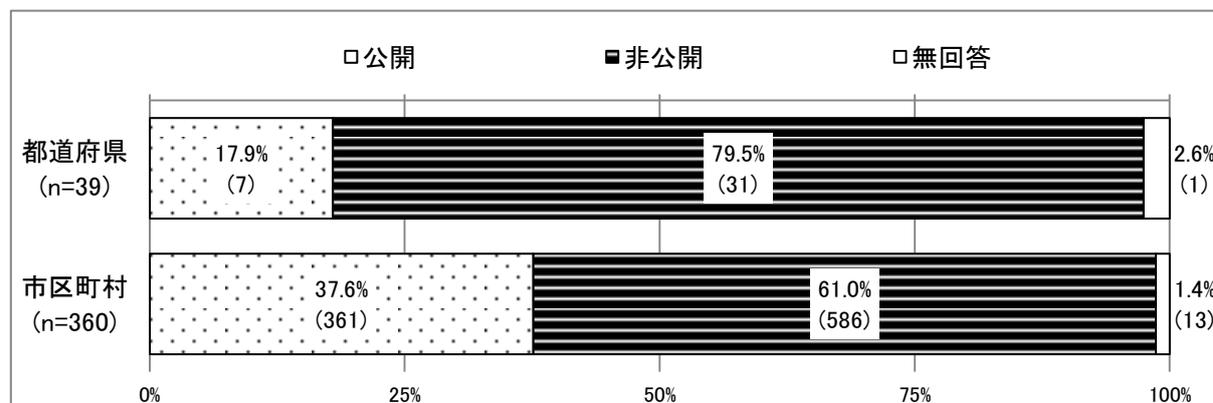


図 4.4 基準の公開

## 2 除籍の内容

本項では、不要資料を除籍する場合の除籍理由、除籍を行う頻度、除籍した資料の処分方法について整理する。1における方針や基準の明文化の有無に関わらず、全館を対象に調査している。

### (1) 除籍の理由

不要資料を除籍する理由について尋ねた。（図4.5）

都道府県立図書館では、「汚破損した資料」、「所在不明、亡失した資料」が、いずれも100.0%（47館）、「未返却、回収不能な資料」が93.6%（44館）と極めて多かった。「館内に複本のある資料」が68.1%（32館）、「あらかじめ定めた保存期間を過ぎた資料」が59.6%（28館）と続いた。

市区町村立図書館では、「汚破損した資料」が97.5%（1,293館）で最も多く、次いで、「所在不明、亡失した資料」が92.8%（1,230館）、「資料内容が古いなど、保存価値が減少したと認められる資料」が91.0%（1,206館）で、これらは9割を超えた。次いで、「未返却、回収不能な資料」が85.1%（1,128館）、「あらかじめ定めた保存期間を過ぎた資料」が79.6%（1,055館）という順番だった。

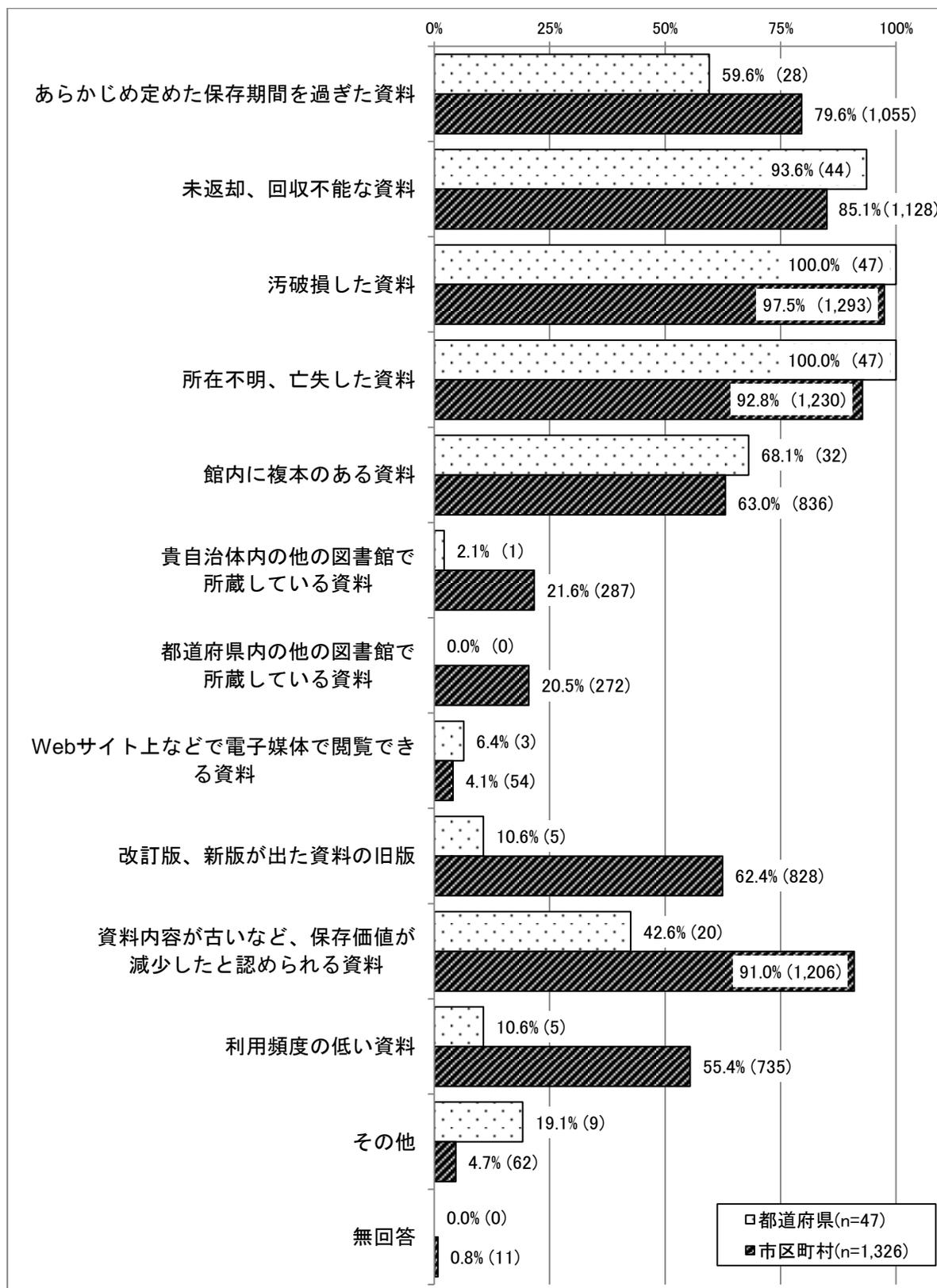


図 4.5 除籍の理由（複数回答可）

「その他」として、以下のようなものが挙げられている。

#### (都道府県立図書館の例)

- ・媒体変換（マイクロ化・デジタル化等）による原資料の廃棄
- ・合冊又は分冊による数量更生
- ・類書を複数所蔵するもの
- ・将来利用の可能性が見込めないと判断されるもの
- ・複本のある資料で、保存価値が認められない資料
- ・再生が困難な非印刷資料
- ・不完全な出版物（乱丁、落丁等）

#### (市区町村立図書館の例)

- ・館長が除籍を必要と認めたもの
- ・シリーズ本やセットもの等の欠本で全体として資料的価値を失ったもの
- ・弁償本を受入れ済のもの
- ・不可抗力による災害その他の事故により利用不能となったもの
- ・合冊又は分冊による数量更正
- ・類書があり、代替できるもの

## (2) 除籍を行う頻度

不要資料を除籍する頻度について尋ねた。(図 4.6)

都道府県立図書館では「その他」が 53.2% (25 館) で、最も多かった。次いで「年 1 回」が 44.7% (21 館)、「半年に 1 回」が 2.1% (1 館) だった。

市区町村立図書館でも、「その他」が 46.6% (618 館) で、最も多かった。次いで、「年 1 回」が 38.3% (508 館)、「半年に 1 回」が 14.0% (186 館) だった。

「その他」として、都道府県立図書館では、「必要に応じて」や「随時」、「その都度」、「特に決まっていない」といった回答が多く挙げられていた。具体的な頻度としては、以下のようなものが挙げられている。

#### (都道府県立図書館の例)

月 1 回／数ヶ月に 1 回／年 4 回程度／除籍理由により異なる

市区町村立図書館でも、「その他」として、「随時」や「適宜」、「都度」、「必要に応じて」、「状況に応じて」、「不定期」、「特に定めていない」といった回答が多く挙げられている。日常業務の書架整理や蔵書管理の一環として「ほぼ毎日行っている」という図書館も複数あった。定期的に除籍を実施している場合、毎月の館内整理日や年 1 回の蔵書点検時というタイミングが比較的多かった。また、資料の除籍は随時行っているが、システム上の処理や決裁等書類上の処理は定期的にまとめて行っているという図書館も複数あった。

具体的に挙げられている頻度も、「週 1 回」、「月 1 ～ 2 回」、「四半期ごと」、「隔年に 1 回」、「数年に 1 回」など、図書館によって様々だった。

他には、資料の種類や除籍理由によって異なるという回答も多く見られた。種類別では、「雑誌は月1回、図書は年1回」のように、雑誌、新聞等の逐次刊行物と図書とで、除籍頻度が異なる図書館が多かった。除籍理由では、基本は年1回の蔵書点検時に行うが、汚破損等は随時除籍するという図書館が多かった。

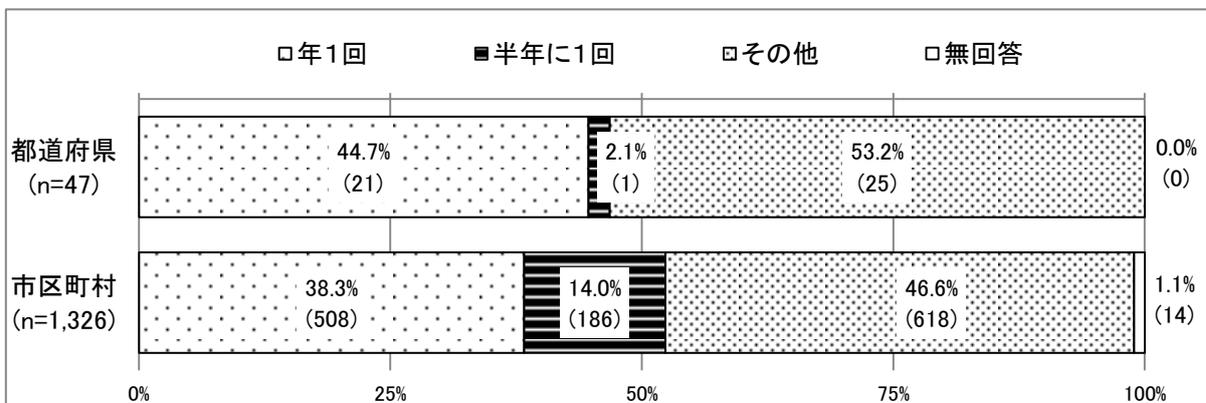


図 4.6 除籍を行う頻度

### (3) 除籍した資料の処分方法

除籍した資料の処分方法について尋ねた。(図 4.7)

都道府県立図書館では、「廃棄」が 87.2% (41 館) で、9 割近くを占めた。次に多かった「他機関への譲渡」は 42.6% (20 館) で、「廃棄」の約半数だった。続いて、「古紙回収業者への売却」が 23.4% (11 館)、「利用者への譲渡」が 10.6% (5 館) だった。

市区町村立図書館では、「利用者への譲渡」が 82.4% (1,092 館) で最も多く、次いで「廃棄」が 80.6% (1,069 館) で、ともに 8 割を超えた。続いて、「他機関への譲渡」が 49.3% (654 館)、「古紙回収業者への売却」が 19.4% (257 館) だった。

「古本業者への売却」を行っているのは市区町村立図書館の 8 館のみで、極めて少数だった。

「その他」として、都道府県立図書館では、「焼却」、「他の方法について検討中」が挙げられている。市区町村立図書館では、以下のようなものが比較的多く挙げられている。

#### (市区町村立図書館の例)

- ・ 古本市やリサイクル市等のイベントで利用者へ譲渡または販売
- ・ 雑誌のみ利用者へ譲渡
- ・ 市内の小中学校や施設等へ譲渡 (資源回収への提供含む)
  - (譲渡先の例: 保育園、幼稚園、児童クラブ、学童保育所、高齢者施設、ボランティア団体等)
- ・ 犯罪被害者支援「ホンデリング」への贈与
- ・ 団体貸出し資料として再利用
- ・ 書庫や倉庫に保管

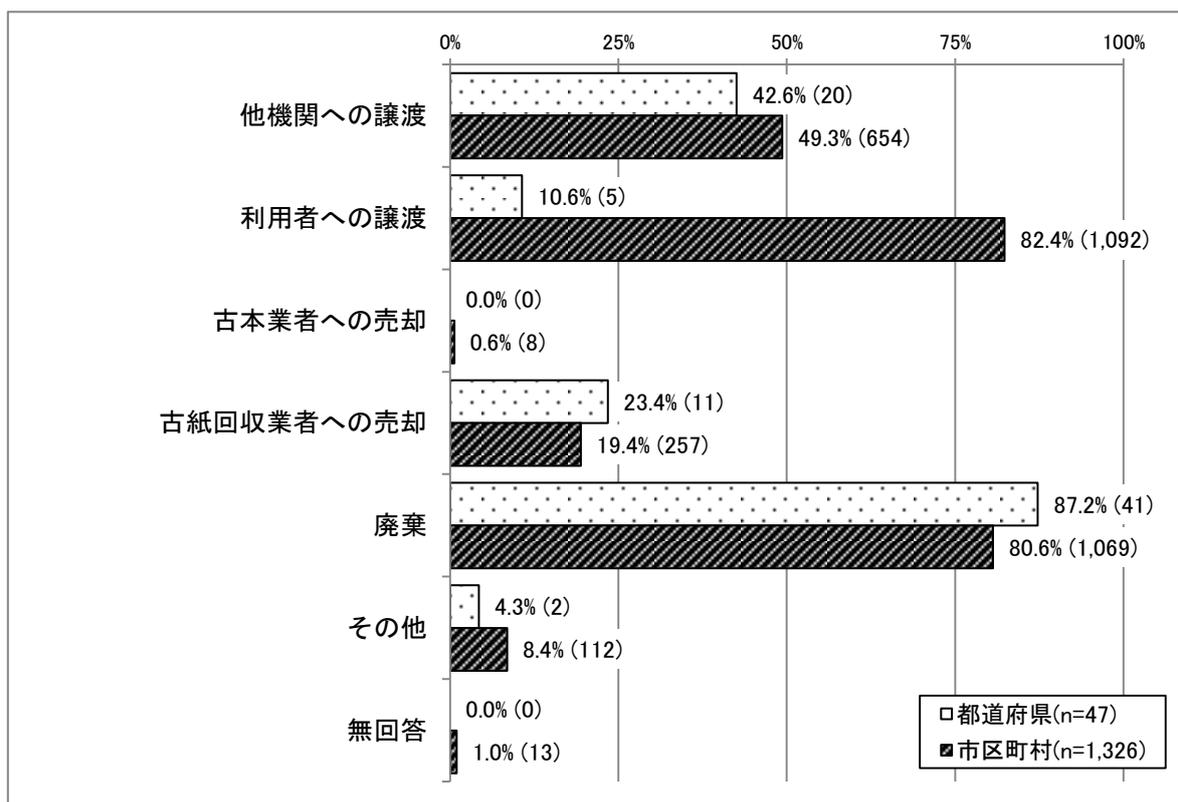


図 4.7 除籍した本の処分方法（複数回答可）

### 3 除籍の体制

本項では、除籍する資料の選定者、除籍資料を決定するための会議の有無・構成員、最終決定者について整理する。

#### (1) 除籍する資料の選定者

除籍する資料の選定者について尋ねた。(図 4.8)

都道府県立図書館では、「正規職員」が 97.9% (46 館) で、極めて多かった。この他には、「非常勤・嘱託職員」、「委託・派遣職員 (指定管理者職員を含む)」と回答した図書館が、それぞれ 2.1% (1 館) あったのみである。

一方、市区町村立図書館では、「正規職員」が 69.4% (920 館) で、最も多かった。「非常勤・嘱託職員」が 41.3% (548 館) で、「臨時職員」20.5% (272 館)、「委託・派遣職員 (指定管理者職員を含む)」20.4% (271 館) という回答も一定数あった。

「その他」として、市区町村立図書館では以下のようなものが挙げられている。

#### (市区町村立図書館の例)

司書有資格者／再任用職員／兼務正規職員／自治体職員／教育委員会／図書館資料選定委員／図書館協議会／図書館友の会／PFI 運営事業者／不明本のための、選定者なし／蔵書点検時に一定基準で自動的に選定

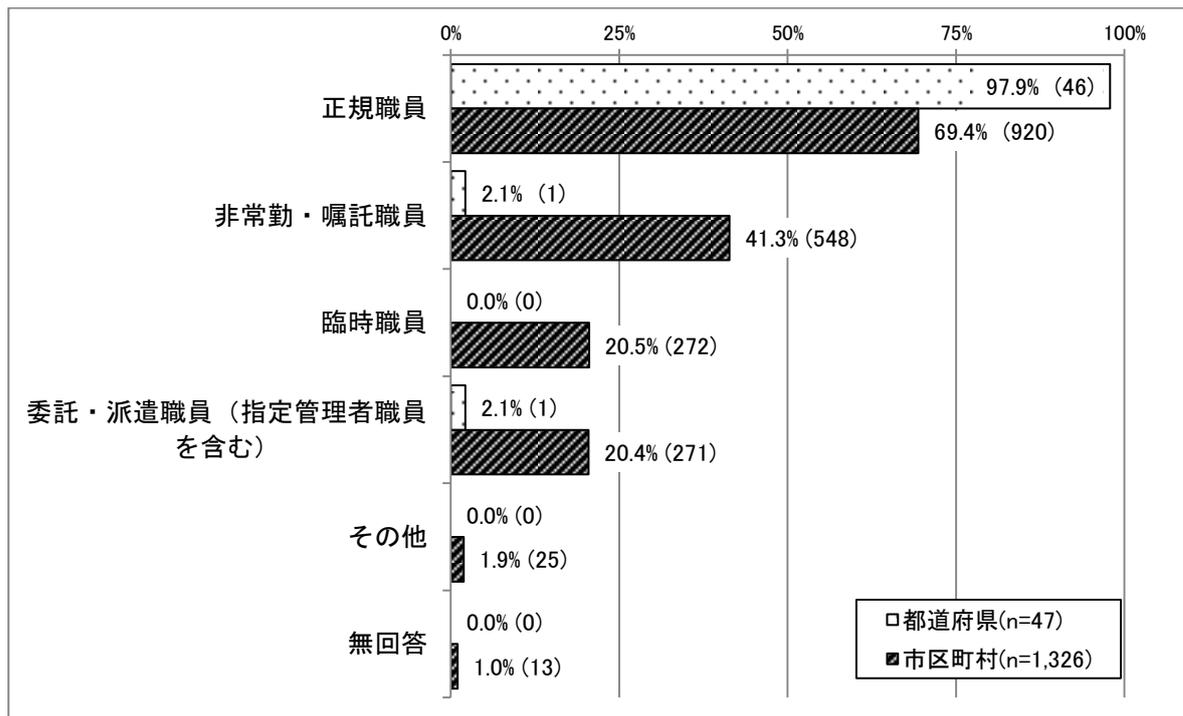


図 4.8 除籍する資料の選定者 (複数回答可)

## (2) 除籍資料を決定するための会議

不要資料の除籍を決定する会議の有無について尋ねた。(図 4.9)

都道府県立図書館では、「会議はないが、書面回付等により合議形式をとっている」が 63.8% (30 館) と、最も多かった。次いで、「除籍資料を決定するための会議がある」が 19.1% (9 館) で、「除籍資料を決定するための会議はない」は 6.4% (3 館) だった。

市区町村立図書館でも、「会議はないが、書面回付等により合議形式をとっている」が 62.7% (831 館) で、最も多かった。次いで、「除籍資料を決定するための会議はない」が 29.1% (386 館)、「除籍資料を決定するための会議がある」が 4.2% (56 館) だった。

「その他」として、以下のようなものが挙げられている。

### (都道府県立図書館の例)

- ・蔵書整理によって除籍する資料を選定するための「蔵書整理会議」がある。それ以外の除籍については書面での決裁による
- ・汚破損、亡失除籍は書面回付等による合議制。それ以外の除籍は、除籍資料を決定するための会議がある
- ・資料選定委員会で除籍図書も検討している
- ・基本的には、書面回付等による合議制による手続きで決定しているが、資料の内容に問題がある場合は会議を開催して決定している
- ・除籍について検討する会議はある。除籍の決定は書面回付等により合議形式をとっている

### (市区町村立図書館の例)

- ・会議はないが、職員等が複数で相談して決定
- ・複本がない除籍候補の資料について、除籍前に復活選書会議を行う
- ・選書会議の場で除籍資料についても検討・決定
- ・除籍予定資料の現物確認を管理職が行ってから書面リストにより決裁
- ・市職員立会いのもと、現物確認を行う
- ・教育委員会へ諮る
- ・自治体担当課による審査・承認をへて決定

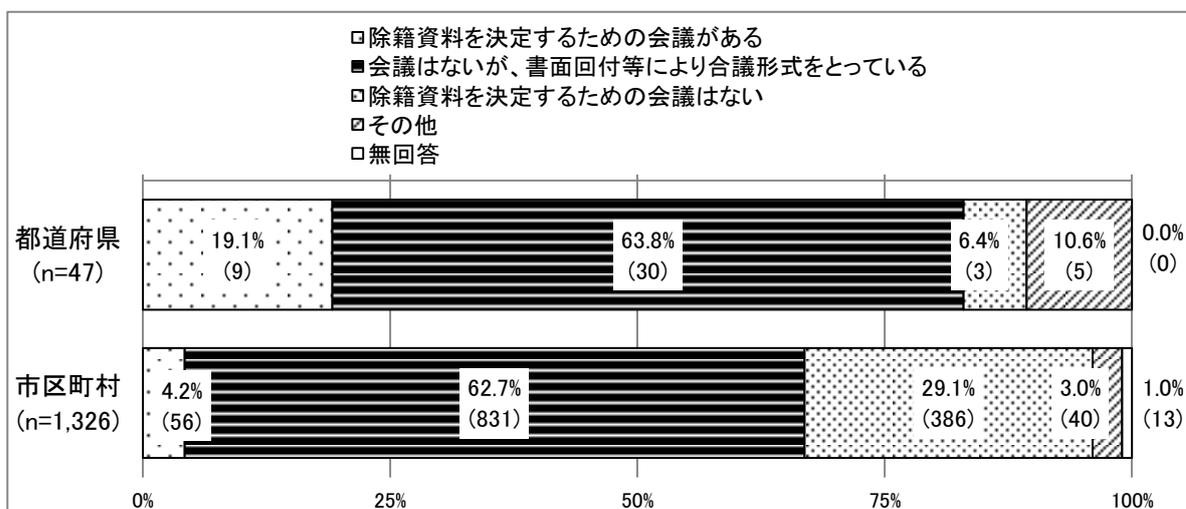


図 4.9 会議の有無

### (3) 会議の構成員

3(2)で「除籍資料を決定するための会議がある」と回答した図書館を対象に、その構成員について尋ねた。(図4.10)

都道府県立図書館では、「収集部門の責任者(管理職以外)」と「正規職員(図書館長、管理職、収集部門の責任者以外)」がそれぞれ88.9%(8館)だった。次いで、「図書館長以外の管理職」が77.8%(7館)、「図書館長」が44.4%(4館)、「正規職員以外」が22.2%(2館)だった。

市区町村立図書館では、「正規職員(図書館長、管理職、収集部門の責任者以外)」が71.4%(40館)で、最も多かった。次いで、「正規職員以外」が55.4%(31館)、「図書館長」が50.0%(28館)、「図書館長以外の管理職」が46.4%(26館)だった。

「その他」として、都道府県立図書館では「館長が指名した者」が挙げられている。市区町村立図書館では、以下のようなものが挙げられている。

#### (市区町村立図書館の例)

図書館協議会委員／市役所担当職員／担当課の司書職員(正規)／  
図書室等運営委員会委員／教育委員会

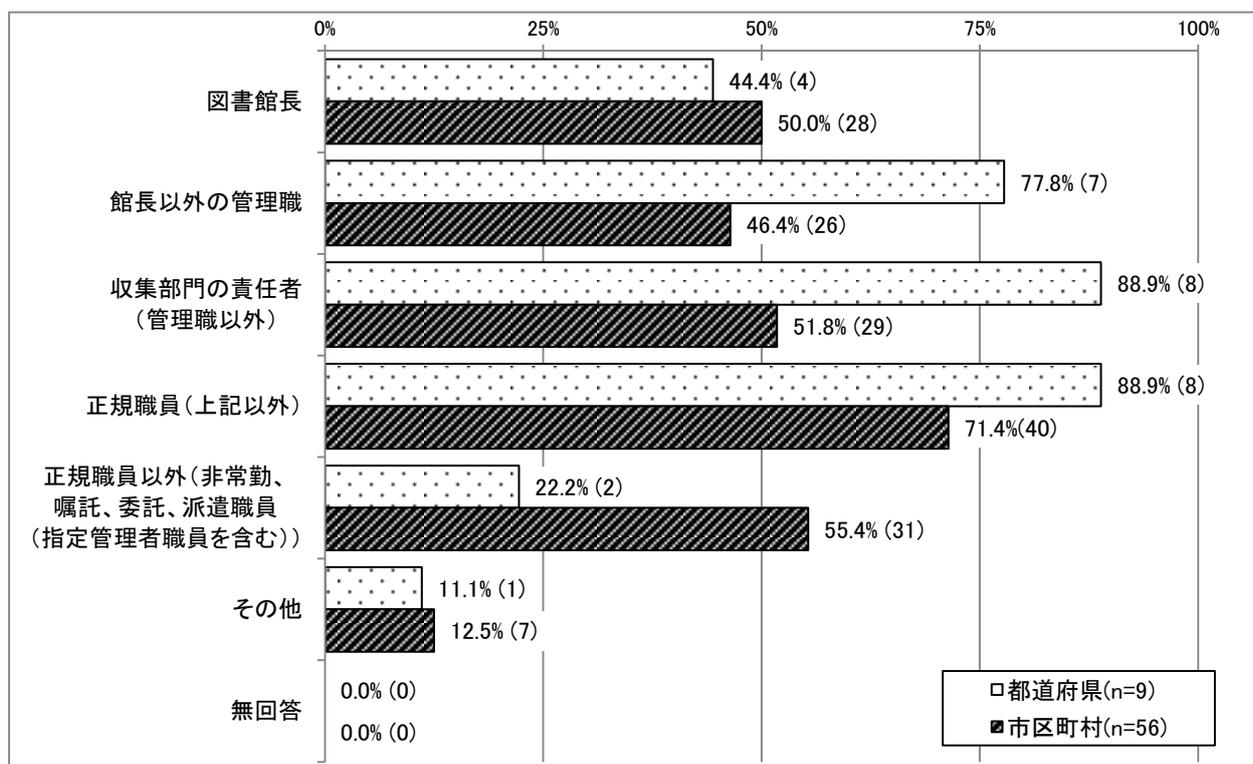


図4.10 会議の構成員(複数回答可)

#### (4) 除籍の最終決定者

会議の有無にかかわらず、除籍の最終決定を誰が行っているかについて尋ねた。(図 4.11)

都道府県立図書館では、「図書館長(中心館で一括)」が74.5%(35館)で最も多かった。次いで、「図書館長(各館ごと)」が12.8%(6館)、「図書館以外の管理職」が2.1%(1館)だった。

一方、市区町村立図書館では、「図書館長(中心館で一括)」が34.2%(454館)が多く、次いで、「教育委員会の長」が27.3%(362館)、「図書館長(各館ごと)」が9.7%(128館)、「図書館長以外の管理職」が8.3%(110館)だった。「決裁の手続きは行わない」6.2%(82館)、「自治体の長」3.7%(49館)という回答もあった。

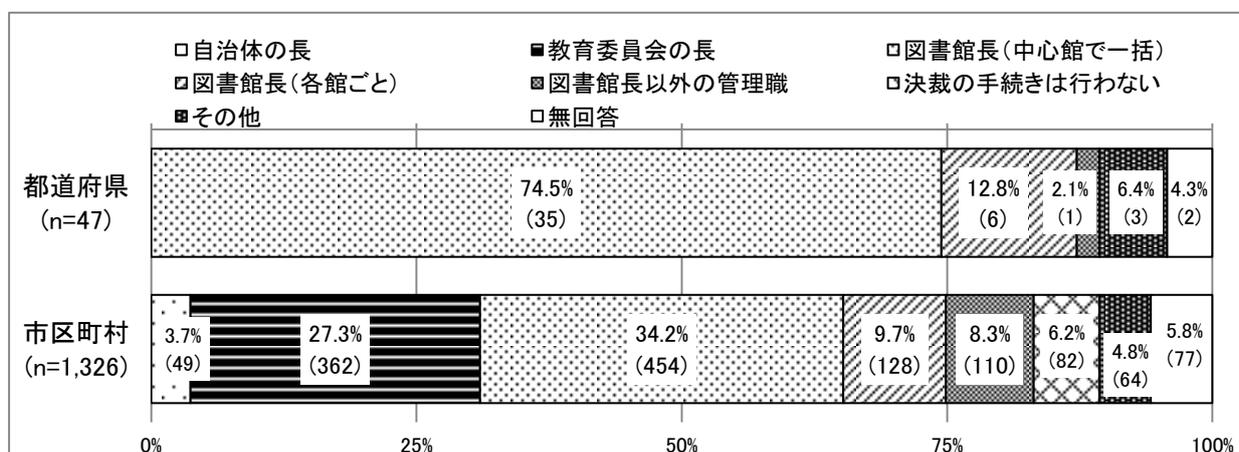
「その他」として、以下のようなものが挙げられている。

##### (都道府県立図書館の例)

- ・ 亡失除籍の場合、決定者は「図書館長以外の管理職」だが、「図書館長(中心館で一括)」から教育委員会の長に対して報告を行っている
- ・ 副館長(規程上は館長だが、非常勤のため、常時副館長が決裁している)
- ・ 出席委員の多数決

##### (市区町村立図書館の例)

- ・ 決裁時の除籍資料合計金額により最終決定者が異なる
- ・ 教育委員会事務局の長(教育部長)
- ・ 教育委員会の図書館所管部署の長(部長、課長)
- ・ 副首長
- ・ 自治体の会計管理者
- ・ 本庁契約課と合議後、図書館長(各館ごと)による最終決定
- ・ 中央館は館長、他の館は館長ではない正規職員
- ・ 年に一度の除籍分は図書館長、破損・汚損等の除籍は図書館職員
- ・ 図書館職員(「司書」との回答含む)
- ・ 図書館資料選定委員会
- ・ 館ごとに図書館長が決断するが、判断に困るものは中央図書館で決定
- ・ 基本的に汚破損の場合、決裁の手続きは行わない
- ・ 除籍の事案が発生したときに検討



※0.0% (0) の記載は省略

図 4.11 除籍の最終決定者

## 第5章 保存

本章では、保存の原則、保存環境及び収蔵の現状に関する課題について調査結果をまとめる。

### 1 保存の原則

本項では、まず、資料保存に関する明文化された方針や基準の状況について整理する。続いて、各館の資料種別ごとの資料保存の原則の状況についてまとめる。

#### (1) 方針・基準の明文化及び公開

資料保存に関する方針や基準の明文化及び公開・非公開について尋ねた。

##### ア 方針

資料保存に関する方針について、都道府県立図書館では、「なし」という回答が 57.4% (27 館)、「あり」が 36.2% (17 館) だった。

市区町村立図書館では、「なし」が 78.4% (1,040 館) と多く、「あり」は 19.2% (254 館) だった。(図 5.1)

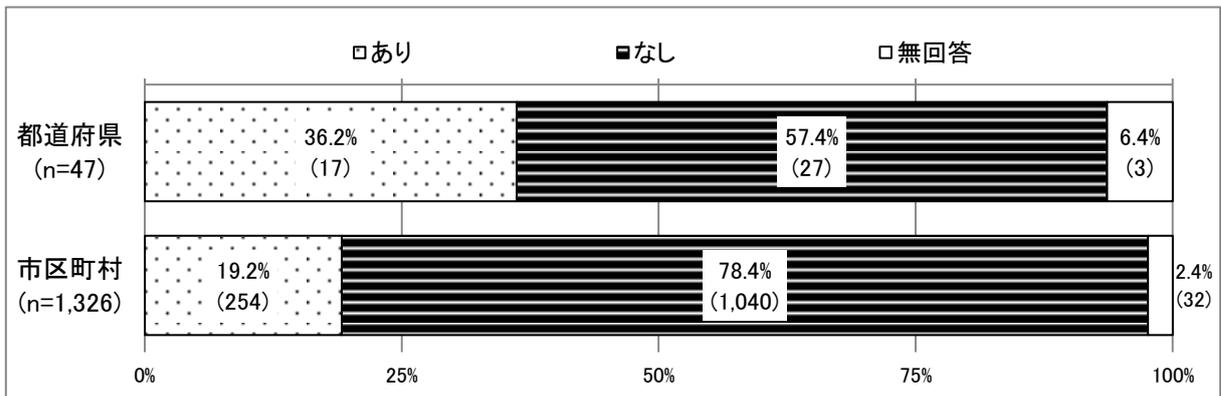


図 5.1 資料保存に関する方針の明文化

資料保存について明文化された方針があると回答した図書館のうち、方針の公開・非公開について、都道府県図書館では、「公開」と「非公開」の回答が同数で、それぞれ 47.1% (8 館) だった。市区町村立図書館では、「非公開」が 53.5% (136 館) で、「公開」の 43.7% (111 館) を上回った。(図 5.2)

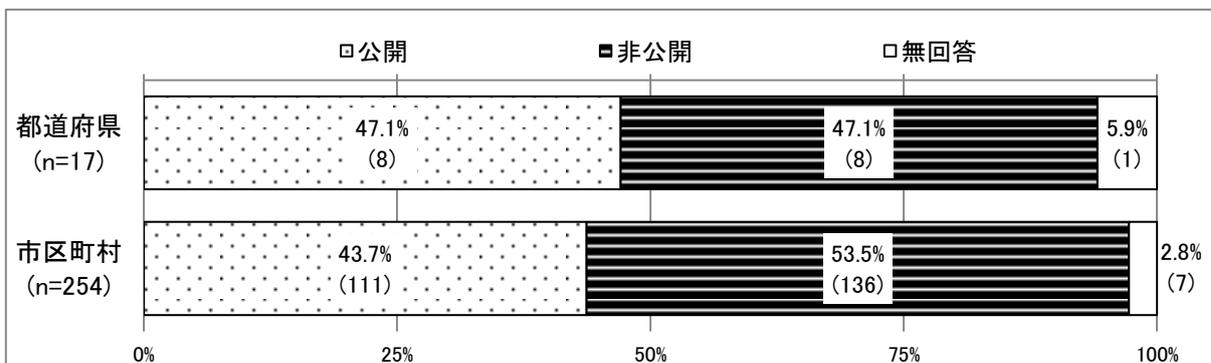


図 5.2 保存方針の公開

## イ 基準

資料保存に関する基準の明文化について、都道府県立図書館では、「なし」の割合が70.2%（33館）と高く、「あり」は27.7%（13館）だった。

市区町村立図書館でも、「なし」が74.3%（985館）で、「あり」は23.3%（309館）だった。（図5.3）

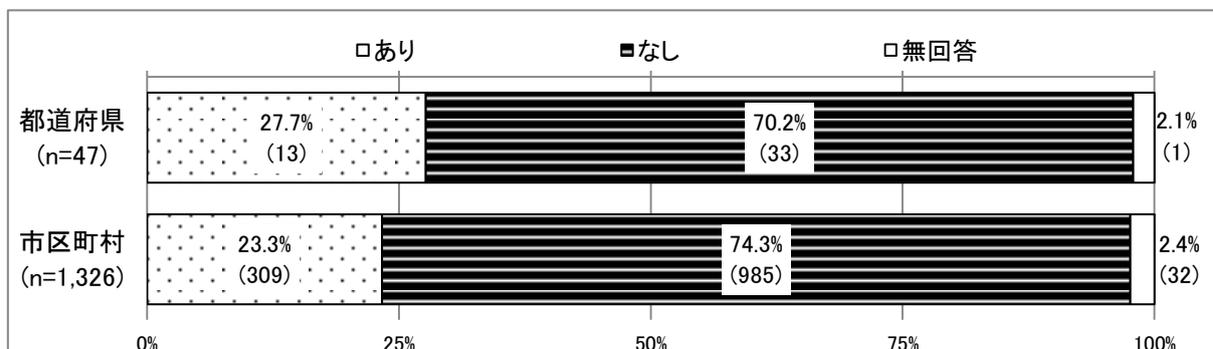


図 5.3 資料保存に関する基準の明文化

資料保存に関する基準があると回答した図書館のうち、基準の公開・非公開について、都道府県立図書館では、「非公開」が76.9%（10館）、「公開」が15.4%（2館）だった。

市区町村立図書館でも、「非公開」が62.5%（193館）と6割を超えたが、「公開」も35.6%（110館）あった。（図5.4）

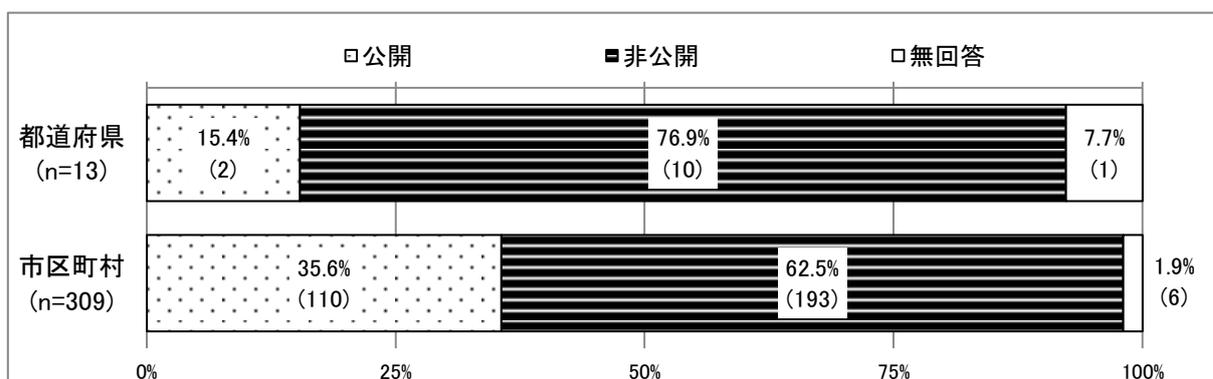


図 5.4 基準の公開

## (2) 資料保存の原則及び保存年数

資料種別ごとの保存の原則及び保存年数について尋ねた。

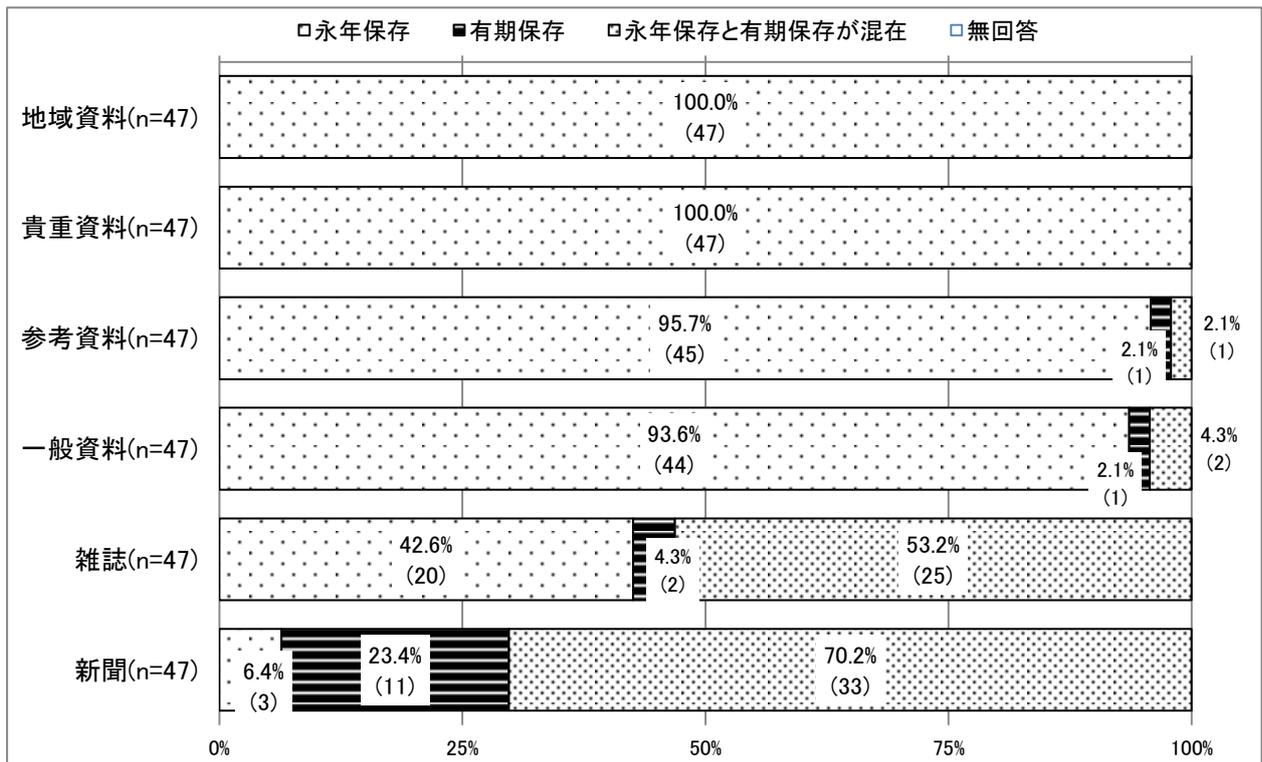
対象とした資料は、「地域資料」、「貴重資料」、「参考資料」、「一般資料」、「雑誌」、「新聞」である。また、「有期保存」または「永年保存と有期保存が混在」という回答に関しては、その年数も尋ねている。

### ア 資料保存の原則

都道府県立図書館では、地域資料及び貴重資料について、全図書館が「永年保存」を行っている」と回答した。また、参考資料の「永年保存」が95.7%（45館）、一般資料の「永年保存」も93.6%（44館）と高い割合を示した。

雑誌については、「永年保存と有期保存が混在」が53.2%（25館）、「永年保存」が42.6%（20館）、「有期保存」が4.3%（2館）となっている。また新聞では、有期保存の割合が高く、「永年

保存と有期保存が混在」が 70.2% (33 館)、「有期保存」が 23.4% (11 館) で、「永年保存」は 6.4% (3 館) だった。(図 5.5)



※0.0% (0) の記載は省略

図 5.5 資料保存の原則 (都道府県立図書館)

市区町村立図書館では、地域資料は「永年保存」という回答が 81.0% (1,074 館) と最も多く、次いで「永年保存と有期保存が混在」が 11.8% (157 館) だった。貴重資料についても「永年保存」が 71.0% (941 館) と最も多く、「永年保存と有期保存が混在」が 11.4% (151 館) だった。

参考資料では、「永年保存と有期保存が混在」が 37.4% (496 館) と最も多く、「有期保存」が 33.7% (447 館)、「永年保存」が 16.1% (214 館) の順となった。

一方、一般図書については、「有期保存」が 46.9% (622 館) と最も多く、「永年保存と有期保存が混在」は 29.9% (396 館)、「永年保存」は 10.5% (139 館) だった。

雑誌については、「有期保存」が 57.5% (762 館) と半数を超え、「永年保存と有期保存が混在」が 36.8% (488 館)、「永年保存」が 0.9% (12 館) だった。

新聞は、全資料種別の中で「有期保存」の割合が最も高く 62.8% (833 館)、「永年保存と有期保存が混在」は 30.7% (407 館)、「永年保存」は 1.6% (21 館) だった。

なお、市区町村立図書館においては、全資料種別で「無回答」が一定数あった。(図 5.6)

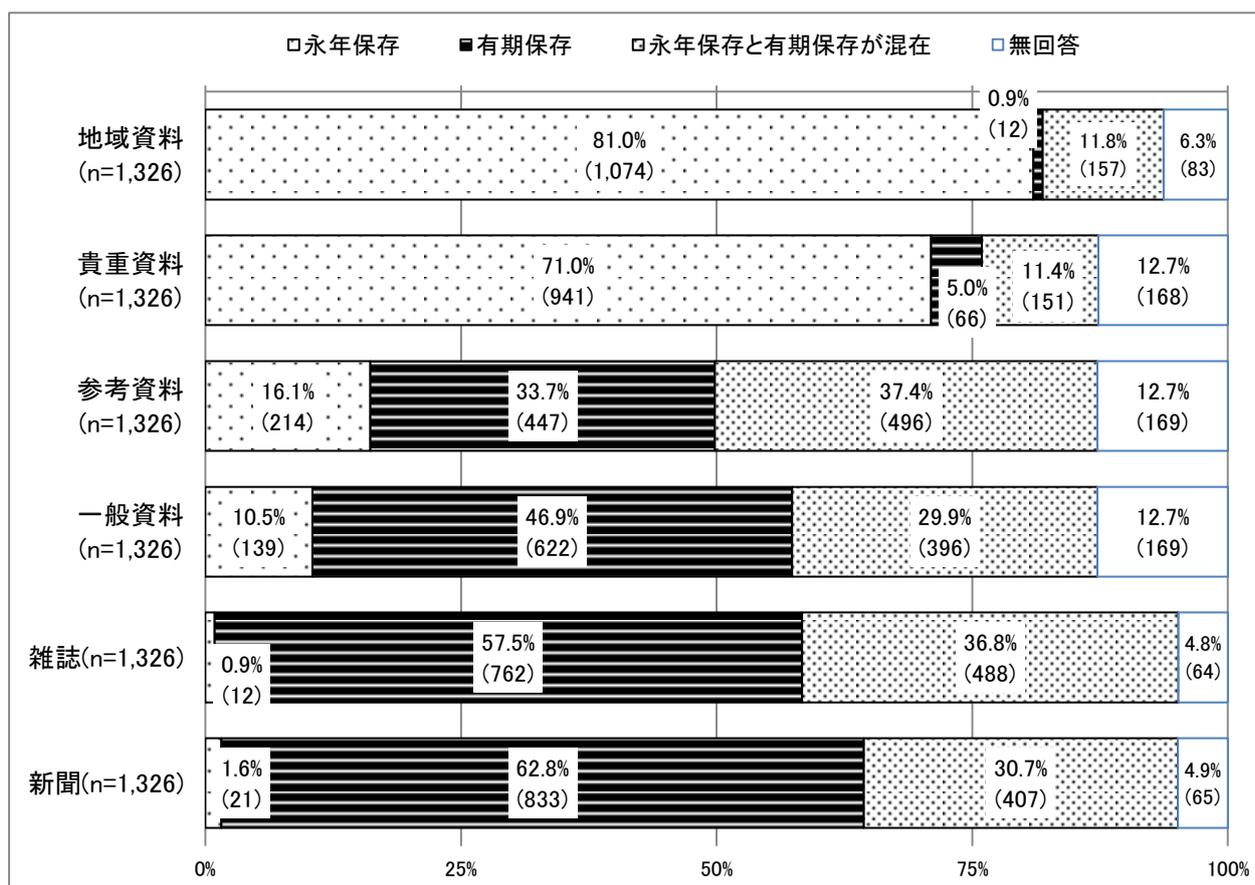


図 5.6 資料保存の原則（市区町村立図書館）

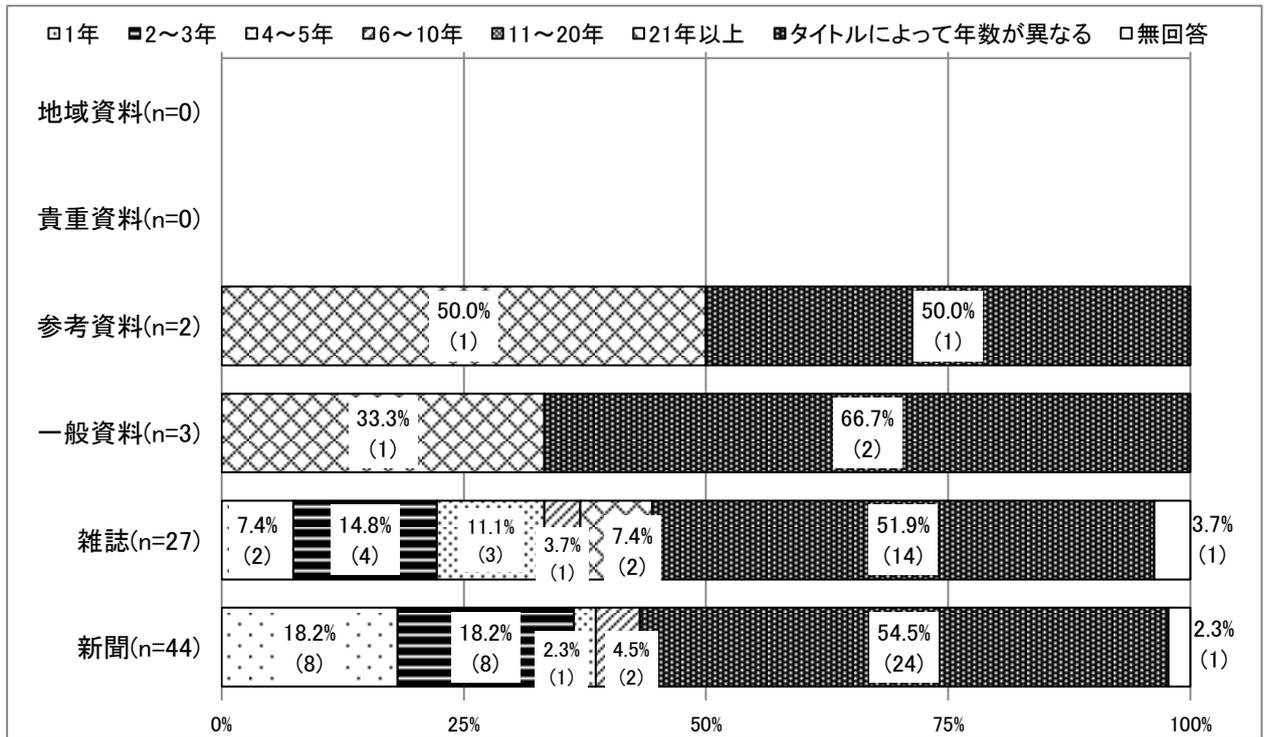
## イ 保存年数

1 (2)ア資料保存の原則について「有期保存」または「永年保存と有期保存が混在」と回答した図書館に、その保存年数を尋ねた。

都道府県立図書館では、参考資料及び一般資料で、その保存年数は「21年以上」もしくは「タイトルによって年数が異なる」のみが選ばれていた。

雑誌については、「タイトルによって年数が異なる」が51.9%（14館）と最も多く、次いで「2～3年」が14.8%（4館）、「4～5年」が11.1%（3館）、「1年」が7.4%（2館）となっている。

新聞は、「タイトルによって年数が異なる」が54.5%（24館）と最も多く、次いで「1年」と「2～3年」がそれぞれ18.2%（8館）だった。（図5.7）



※0.0% (0) の記載は省略

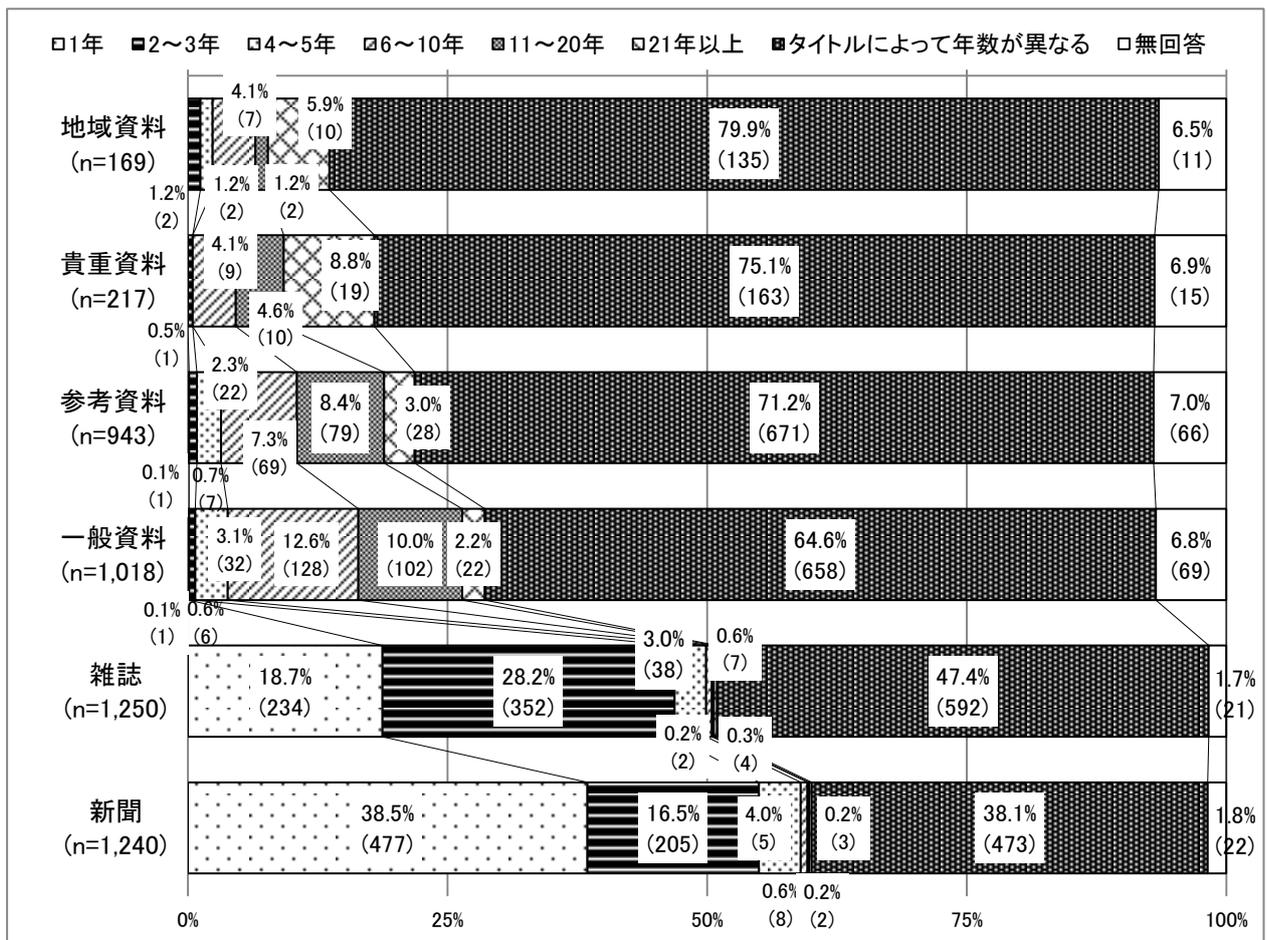
図 5.7 資料別保存年数（都道府県立図書館）

市区町村立図書館では、新聞を除く資料種別において、「タイトルによって年数が異なる」の割合が高かった。特に、地域資料では79.9%（135館）、貴重資料では75.1%（163館）、参考資料では71.2%（671館）と7割を超えた。

次に、「タイトルによって年数が異なる」以外の具体的な年数を示した選択肢に着目して調査結果を整理する。地域資料では「21年以上」が5.9%（10館）、貴重資料でも「21年以上」が8.8%（19館）と多かったが、いずれも1割に満たなかった。参考資料では、「11~20年」が8.4%（79館）、「6~10年」が7.3%（69館）の順に多かった。また、一般資料では、「6~10年」が12.6%（128館）、次いで「11~20年」が10.0%（102館）という結果であった。

雑誌については、「タイトルによって年数が異なる」47.4%（592館）の後に、「2~3年」が28.2%（352館）、「1年」が18.7%（234館）と続き、短期の保存を原則としている図書館が多かった。

新聞では、他の資料種別と異なる結果となった。「1年」が38.5%（477館）と最も多く、「タイトルによって年数が異なる」の38.1%（473館）をわずかながら上回っており、続いて「2~3年」の16.5%（205館）という回答を得た。（図 5.8）



※0.0% (0) の記載は省略

図 5.8 資料別保存年数（市区町村立図書館）

## 2 保存環境

本項では、各図書館の資料保存のための施設及び収蔵の現状について整理する。続いて、収蔵能力確保や保存環境の維持に関する対策・取組についてまとめる。

### (1) 資料保存の施設

資料保存のためにどのような施設を利用しているかについて尋ねた。(図 5.9)

都道府県立図書館では、全館が「建物本体内の書庫」を選択した。加えて「敷地外の収蔵施設」が 12.8% (6 館)、「敷地内の独立した書庫」が 6.4% (3 館)、「自治体内の他図書館の書庫」が 4.3% (2 館) 選択されている。「その他」としては「自治体内の他施設の一部」が挙げられた。

市区町村立図書館でも、「建物本体内の書庫」が 95.3% (1,264 館) と極めて多く、「敷地外の収蔵施設」が 8.3% (110 館)、「自治体内の他図書館の書庫」が 5.5% (73 館)、「敷地内の独立した書庫」が 5.0% (66 館) だった。

「その他」として、以下のような回答が挙げられている。

#### (市区町村立図書館の例)

- ・コミュニティセンター内図書室(敷地外)
- ・複合施設内の倉庫・空きスペース
- ・自治体内学校の空き教室

- ・自治体内の児童館
- ・敷地外の実施設の一室に保管
- ・管理課(教育委員会)の書庫
- ・施錠のできるキャビネット
- ・自治体内学校の部室として使用していた倉庫
- ・美術品用レンタル倉庫
- ・民間の外部倉庫

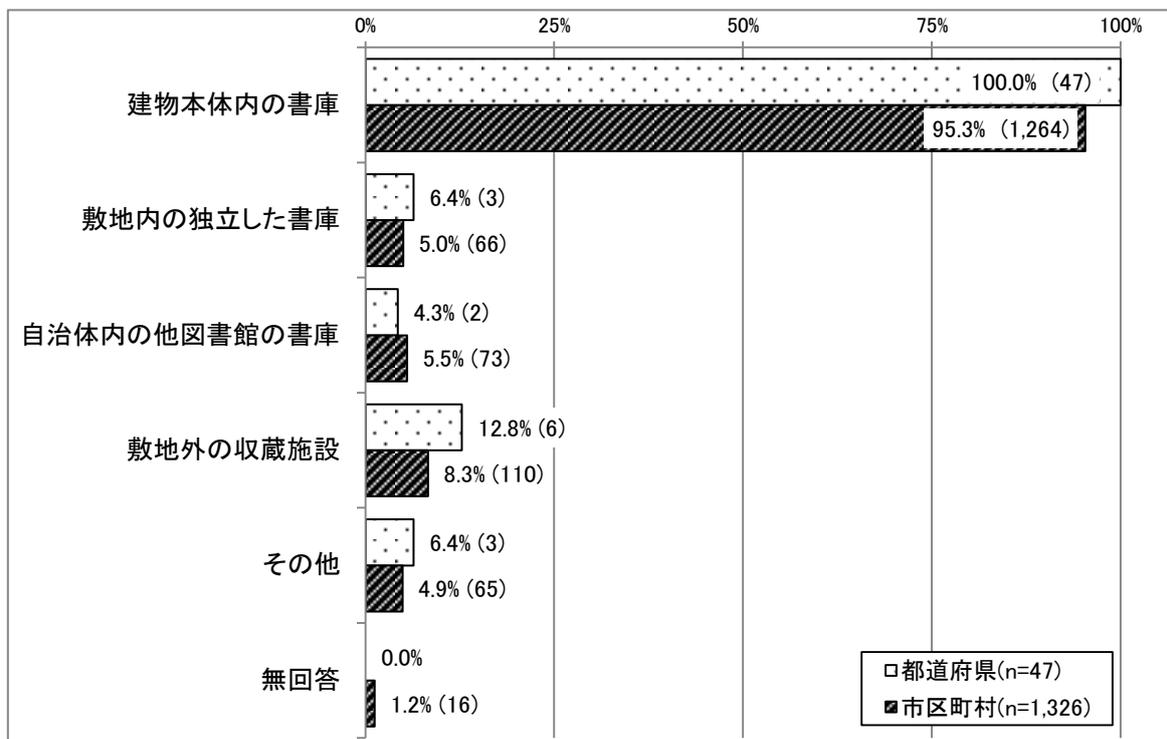


図 5.9 資料保存のために利用している施設（複数回答可）

## (2) 収蔵能力

収蔵能力と実際の配架資料冊数について、開架と閉架、敷地外の書架について分けて尋ねた。

### ア 開架 (図 5.10、5.11)

都道府県立図書館での開架収蔵能力は、「10万～20万冊未満」が48.9% (23館) と最も多く、次いで「20万～50万冊未満」が40.4% (19館)、「5万～10万冊未満」が4.3% (2館) だった。実際の配架資料冊数も「10万～20万冊未満」が48.9% (23館)、「20万～50万冊未満」が38.3% (18館) と、収蔵能力とほぼ同様の割合だった。

市区町村立図書館の開架収蔵能力は、「5万～10万冊未満」が32.6% (432館) と最も多く、次いで「10万～20万冊未満」が23.1% (306館)、「5万冊未満」が17.9% (238館) だった。実際の配架資料冊数については、「5万～10万冊未満」が34.4% (456館) と最も多く、次いで「10万～20万冊未満」が28.3% (375館)、「5万冊未満」が19.0% (252館) だった。

なお、市区町村立図書館においては、開架収蔵能力について「無回答」が17.8% (236館) あったのに対し、配架資料冊数の「無回答」は8.5% (113館) だった。前者には、収蔵能力不明という回答も含まれていると考えられる。

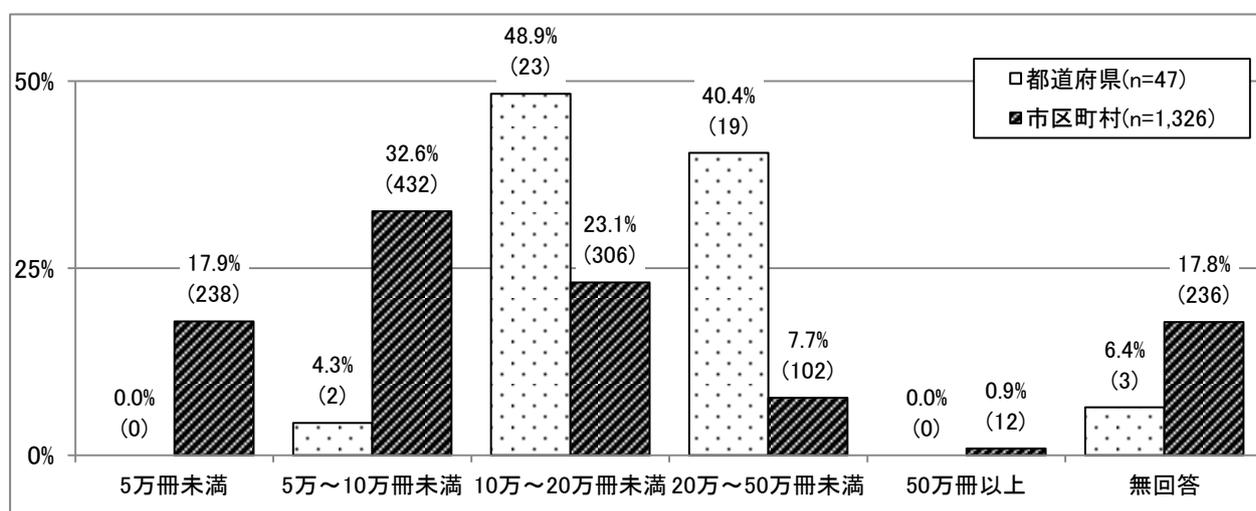


図 5.10 開架の収蔵能力

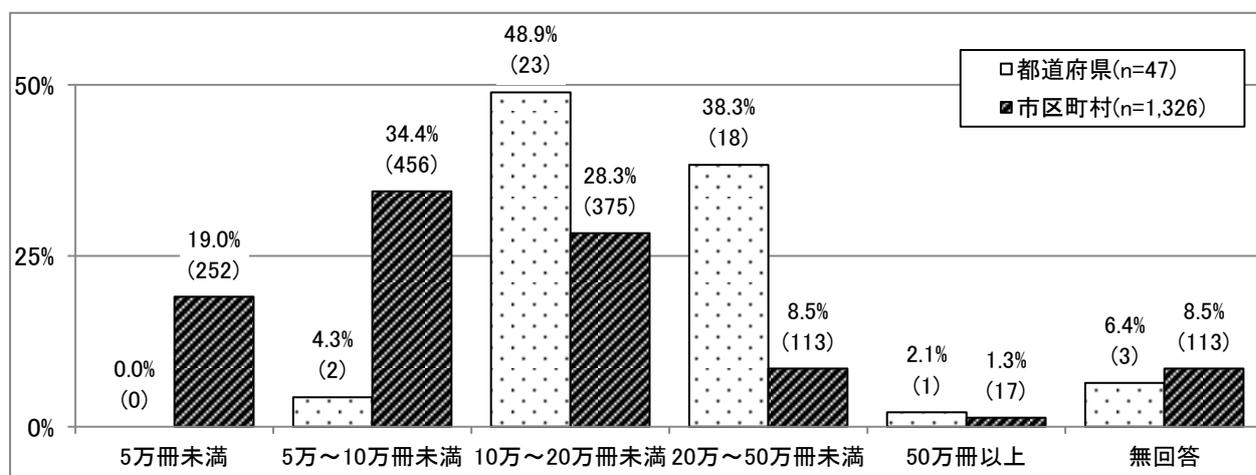


図 5.11 開架の配架資料冊数

イ 閉架 (図 5.12、5.13)

都道府県立図書館の閉架収蔵能力は、「50万冊以上」が89.4% (42館)と極めて多く、「20万～50万冊未満」は4.3% (2館)、20万冊未満の回答を選択した図書館は0館であった。実際の配架資料冊数も「50万冊以上」が87.2% (41館)、「20万～50万冊未満」が4.3% (2館)とほぼ同様の割合を示していた。

市区町村立図書館の閉架収蔵能力は、「5万冊未満」が35.4% (469館)と最も多く、「5万～10万冊未満」が17.0% (226館)、「10万～20万冊未満」が13.0% (173館)だった。実際の配架資料冊数も「5万冊未満」が43.8% (581館)と最も多く、次いで「5万～10万冊未満」が19.2% (255館)、「10万～20万冊未満」が15.1% (200館)という結果になった。

なお、2(2)ア開架同様、区市町立図書館では閉架収蔵能力の「無回答」23.0% (305館)には、収蔵能力不明という回答も含まれていると考えられる。

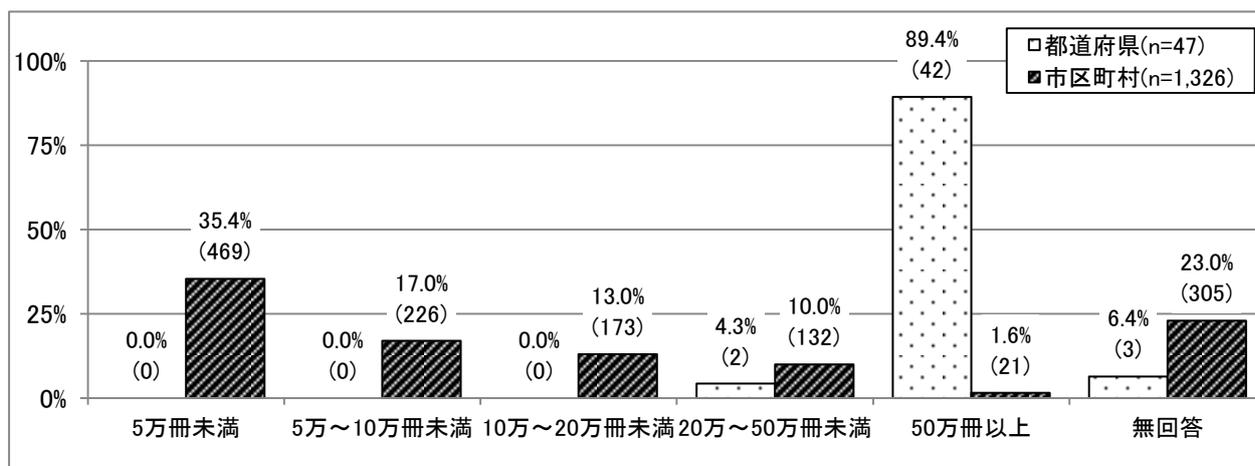


図 5.12 閉架の収蔵能力

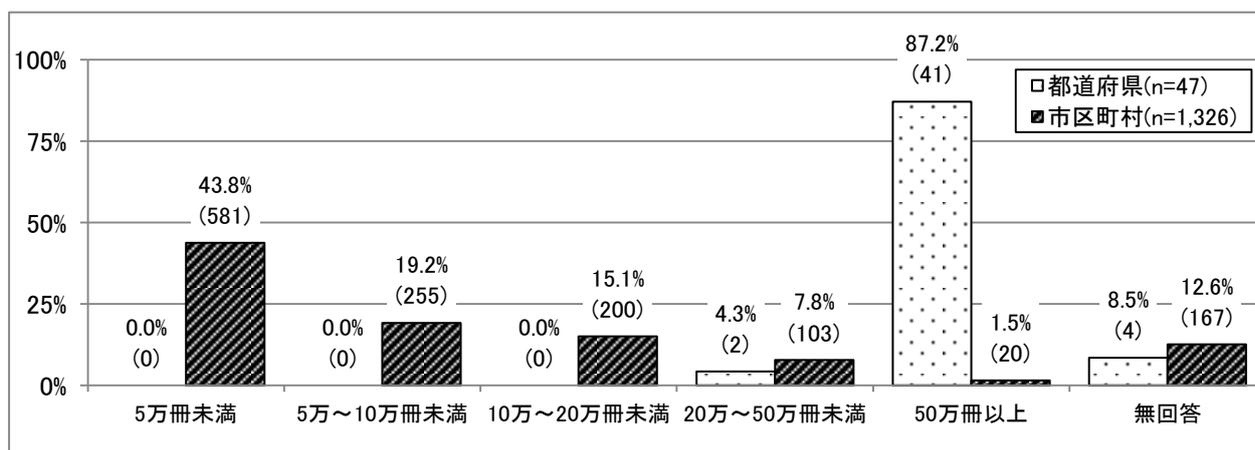


図 5.13 閉架の配架資料冊数

ウ 敷地外の施設 (図 5.14、5.15)

敷地外の収蔵施設の収蔵能力や実際の配架状況について尋ねたところ、「無回答」が8割を超えた。利用している図書館が極めて少なかったため、本項では実数表記のみで整理する。

都道府県立図書館では、収蔵能力は「10万～20万冊未満」が2館、「5万冊未満」と「20万～50万冊未満」がそれぞれ1館だった。実際の配架資料冊数は、「20万～50万冊未満」が5館と最も多く、「10万～20万冊未満」が2館、「5万冊未満」、「5万～10万冊未満」がそれぞれ1館という結果になった。

市区町村立図書館では、収蔵能力は「5万冊未満」が109館と最も多く、「5万～10万冊未満」が11館、「10万～20万冊未満」が10館、「20万～50万冊未満」、「50万冊以上」がそれぞれ3館だった。実際の配架資料冊数は、「5万冊未満」が156館と多く、「5万～10万冊未満」が18館、「10万～20万冊未満」が14館、「20万～50万冊未満」が4館、「50万冊以上」が2館だった。

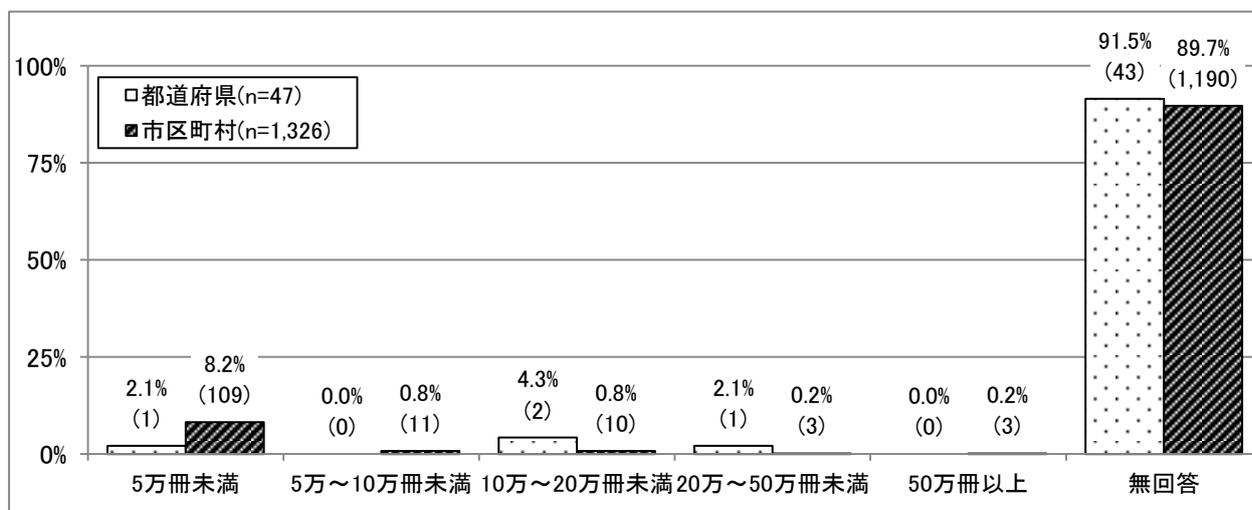


図 5.14 敷地外収蔵施設の収蔵能力

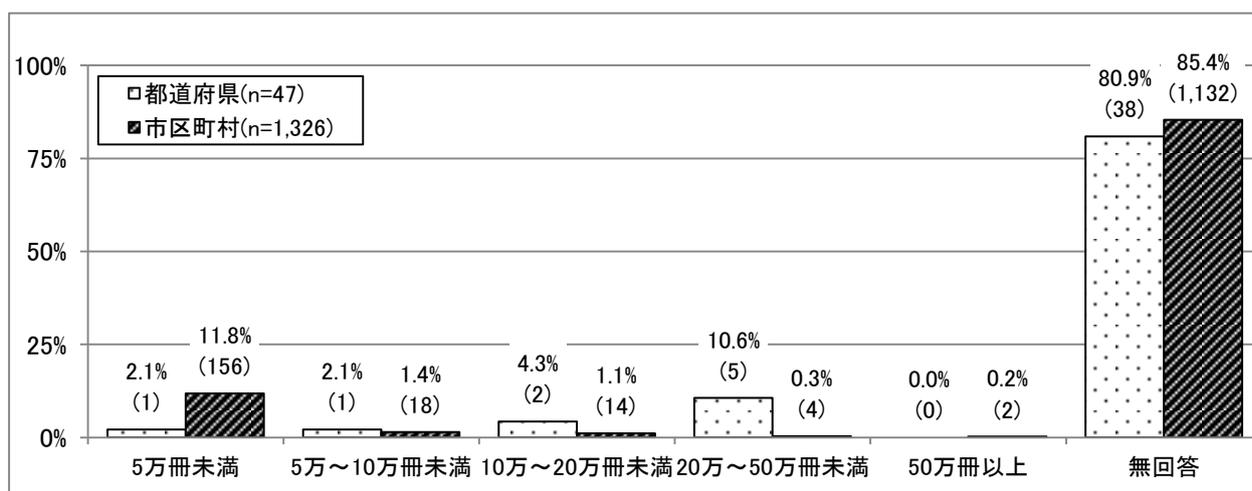


図 5.15 敷地外の収蔵施設の配架資料冊数

### (3) 図書館敷地内の書庫が収蔵能力の限界を迎えると予想される年数

図書館敷地内の書庫が収蔵能力の限界を迎えると予想されるのは何年後かを尋ねた。(図 5.16)  
都道府県立図書館では、「1～5年後」が 29.8% (14 館) と最も多く、次いで「既に限界に達している」が 23.4% (11 館)、「6～9年後」が 21.3% (10 館)、「10～15年後」が 10.6% (5 館) だった。

市区町村立図書館では、「既に限界に達している」が 50.8% (673 館) と最も多く、次いで「1～5年後」が 24.1% (319 館)、「6～9年後」が 8.7% (116 館)、「10～15年後」が 8.4% (112 館) と続いた。

「既に限界に達している」と「1～5年後」とを合計すると、都道府県立図書館で 53.2%、市区町村立図書館では 74.9%と、ともに半数を超える結果となった。

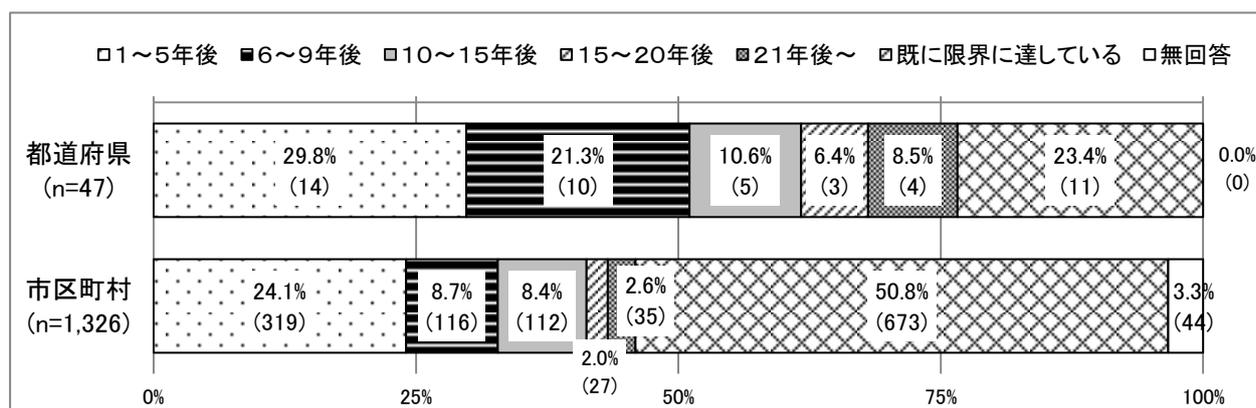


図 5.16 図書館敷地内の書庫が収蔵能力の限界を迎えると予想される年数

### (4) 収蔵能力確保のための対策

収蔵力確保のため、どのような対策を講じているかを尋ねた。(図 5.17)

都道府県立図書館では、「除籍の実施」が 59.6% (28 館) と最も多く、「集密書庫の導入」が 44.7% (21 館)、「図書館内スペースの用途変更による書庫への転用」、「除籍方針 (保存方針) の見直し」がそれぞれ 34.0% (16 館)、「書庫の増設」が 25.5% (12 館) と続いた。

市区町村立図書館では、「除籍の実施」が 89.6% (1,188 館) と最も多く、次いで「図書館内スペースの用途変更による書庫への転用」が 21.1% (280 館) だった。また、「集密書庫の導入」が 17.2% (228 館)、「除籍方針 (保存方針) の見直し」が 14.5% (192 館)、「自治体内での分担収集、分担保存の実施」が 10.9% (145 館) と続いた。

「その他」として、以下のような回答が挙げられている。

#### (都道府県立図書館の例)

寄贈資料の受け入れの制限／事業廃止(長期団体貸出)に伴う除籍  
新館建築／再編整備計画の中で対応予定

#### (市区町村立図書館の例)

複合施設内スペースの活用／寄贈資料の受け入れの制限  
・団体貸出、貸出冊数、開架スペースを増やす取組／学級文庫貸出

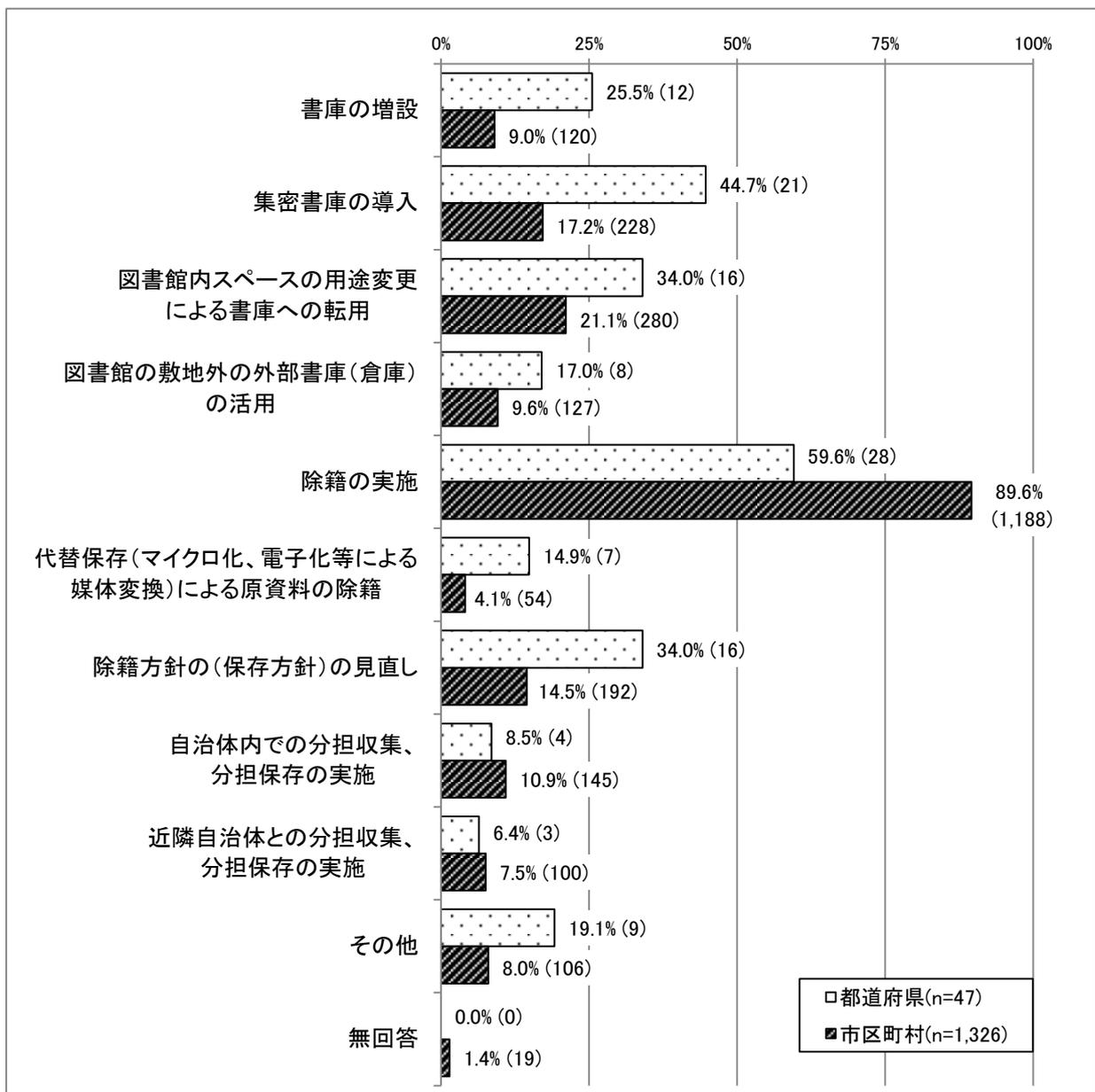


図 5.17 収蔵能力確保のための対策（複数回答可）

#### (5) 資料の保存環境を維持するための取組

資料の保存環境を維持するために、どのような取組を行っているかを尋ねた。(図 5.18)

都道府県立図書館では、「保存箱や保存容器の活用」の 63.8% (30 館)、「貴重資料等を管理するための特別な環境の書庫運用」が 59.6% (28 館)、「定期的な清掃」が 57.4% (27 館) と 5 割を超えたほか、「空調による温湿度管理 (開館時間内)」、「空調による温湿度管理 (24 時間)」がそれぞれ 34.0% (16 館) であり、空調管理についても多くの都道府県立図書館で取り組まれていることがわかった。

市区町村立図書館では、「特別な対策を行っていない」の 37.8% (501 館) が最も多く、資料保存の取組がなかなか進められていない状況がわかる。取組として最も多かったのが「定期的な清掃」の 35.4% (470 館)、次いで「空調による温湿度管理 (開館時間内)」が 21.0% (278 館)、「保存箱や保存容器の活用」が 15.5% (206 館)、「空調による温湿度管理 (24 時間)」が 14.6% (194 館)、「貴重資料等を管理するための特別な環境の書庫運用」が 9.5% (126 館) だった。

「その他」として、以下のような回答が挙げられている。

(都道府県立図書館の例)

- ・カビ対策のための空調設備に紫外線殺菌灯
- ・書庫入口に粘着マットを設置
- ・「資料防災マニュアル」を作成し災害対応について情報共有
- ・貴重資料等管理のための書庫の定期的なくん蒸処理

(市区町村立図書館の例)

- ・貴重な郷土資料については併設の資料館で収集保存
- ・ハロンによる防火対策が施された部屋での貴重資料の保管
- ・定期的な脱酸処理(外部委託)
- ・古文書は管理をするための特別な環境の保管庫を運用
- ・湿度調整に役立つため書庫の壁への木炭埋め込み
- ・オゾン発生装置の導入

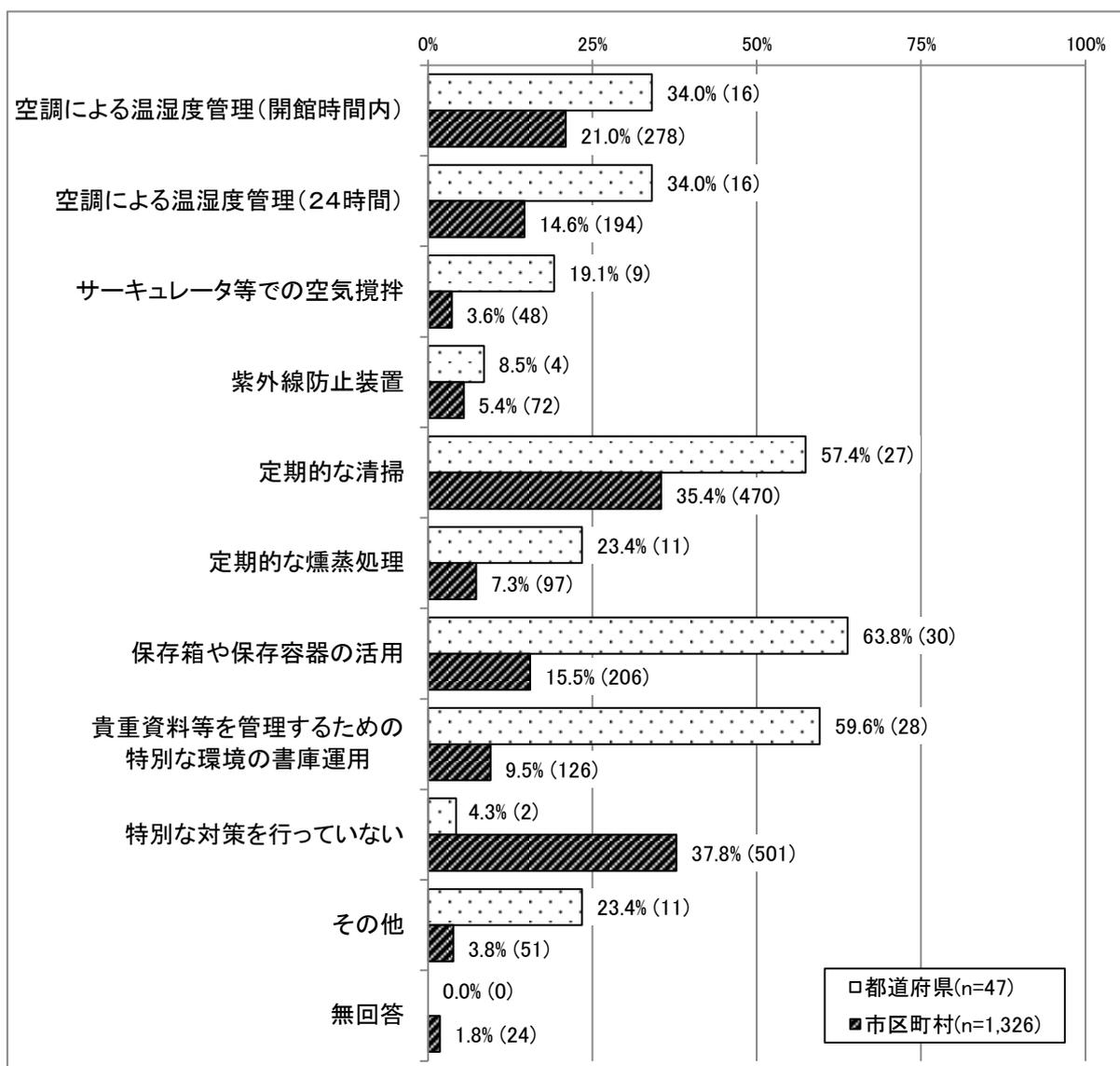


図 5.18 資料の保存環境を維持するための取組 (複数回答可)

## 第6章 都道府県域での資料保存の取組

本章では、都道府県域における資料保存の取組の状況や内容、課題について調査結果をまとめる。

### 1 全国的な状況

都道府県立図書館を対象に、都道府県域での資料保存の取組の有無、その取組に関する協定・申し合わせ等の有無を尋ねた（図 6.1、6.2）。

その結果、48.9%（23 館）と約半数の都道府県において実施されているとの回答を得た。

また、実施していると回答した都道府県立図書館に、取組に関する協定・申し合わせ等の有無を尋ねたところ、23 館のうち 95.7%（22 館）が「あり」と回答した。

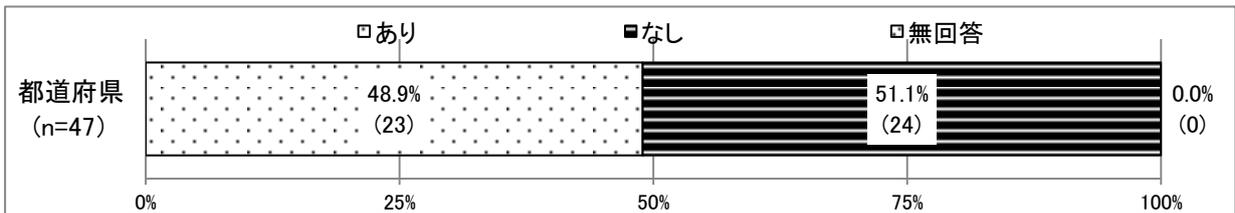


図 6.1 取組の実施状況

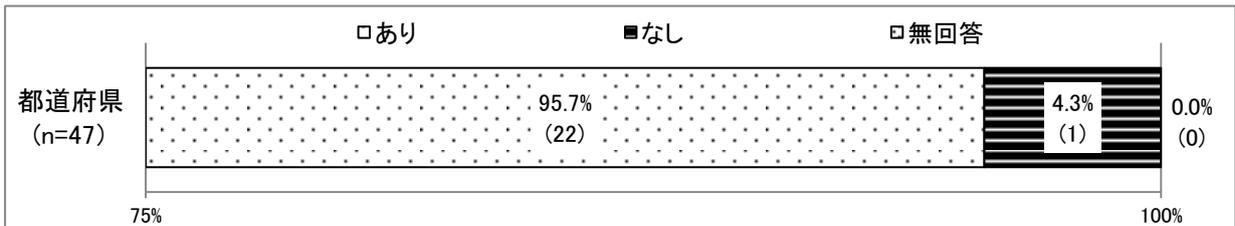


図 6.2 取組に関する協定・申し合わせ等の有無

### 2 取組の実態

取組の実態について、「保存対象」、「参加館」、「保存方式」、「保存場所」、「所有権」、「重複調整」の6項目を示し、選択方式で回答してもらった。（図 6.3～6.8）

複数の資料に対して取組を行っている都道府県もあるため、合計は30件で、上記1で都道府県域での取組が「あり」と回答した館数を上回っている。なお、取組件数が少ないため、本項においてはグラフの単位を「件」のみとし、本文中でも件数を中心に表記する。

保存対象としては、「雑誌」が13件と最も多く、次いで「新聞」が9件、「図書」が6件だった。「地域資料」、「その他」がそれぞれ1件となっている。

参加館は、「都道府県立図書館と市区町村立図書館（全自治体）」が19件で6割を超え、「都道府県立図書館と市区町村立図書館（一部）」が11件、その他の選択肢は選ばれなかった。

保存方式は、「複数館で役割を分担し保存する『分担保存方式』」が23件と7割を超えた。「特定の図書館への移管による『一館集中方式』」は5件で、その他の方式は取られていなかった。

保存場所は、「各所蔵館の書庫」が22件と最も多く、「都道府県立図書館の書庫」が5件、「共同書庫（都道府県立図書館が運営）」が1件だった。

所有権については、「所蔵館で保持」が全体の8割を超える24件、「移管（移譲）」が5件だった。  
 重複調整については、「調整する」が17件、「調整しない」が10件だった。  
 項末に、回答のあった都道府県域での取組例を表にまとめて記載する。（表 6.1）

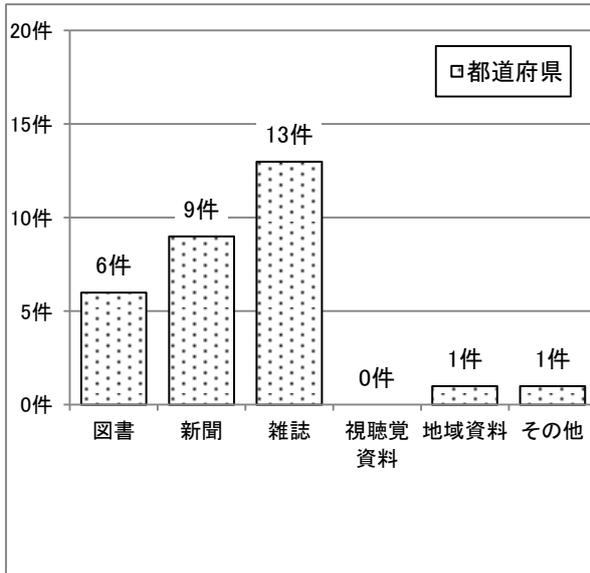


図 6.3 保存対象（複数回答可）

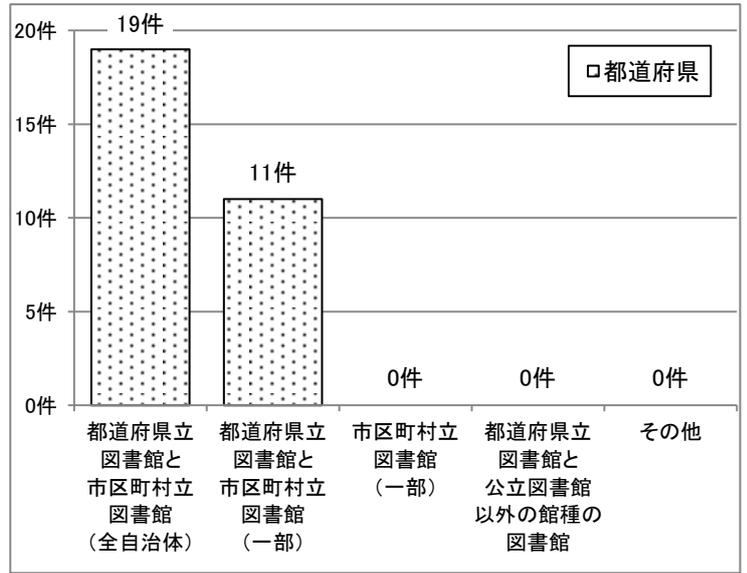


図 6.4 参加館（複数回答可）

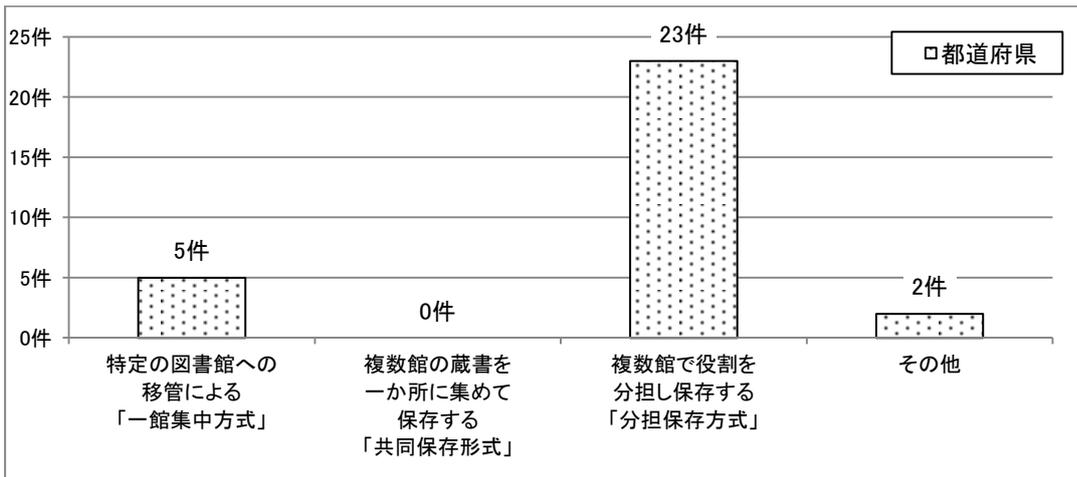


図 6.5 保存方式（複数回答可）

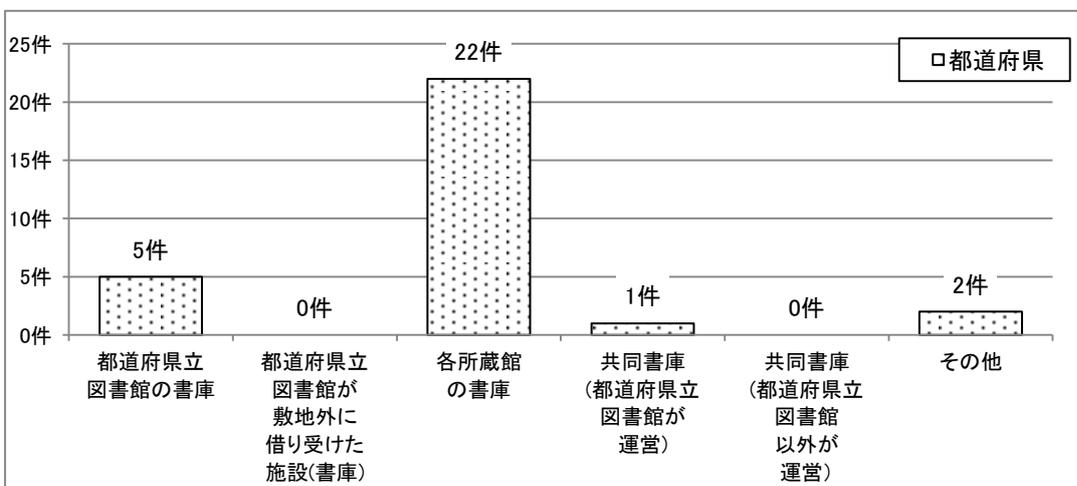


図 6.6 保存場所（複数回答可）

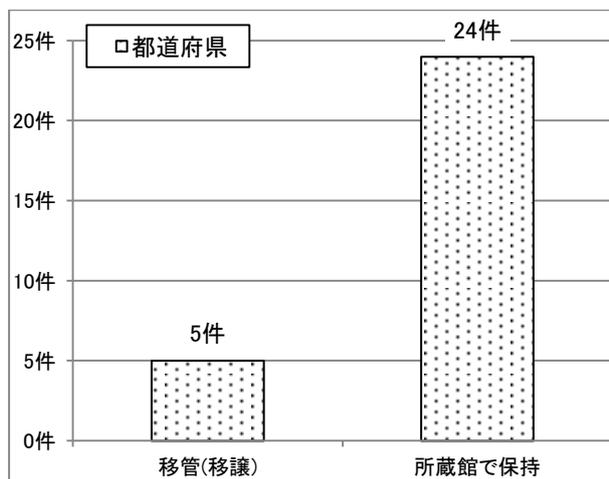


図 6.7 所有権（複数回答可）

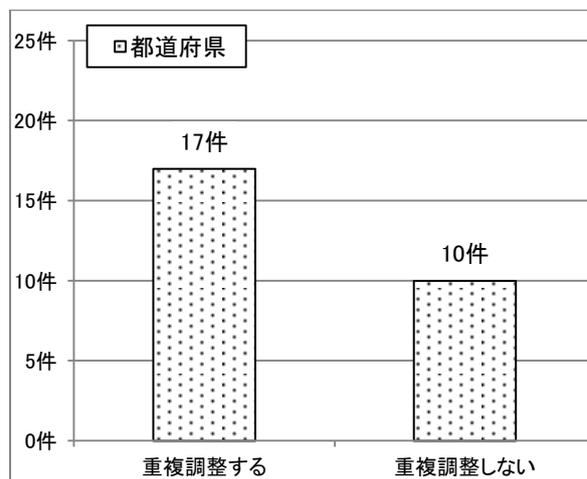


図 6.8 重複調整の有無（複数回答可）

| A 対象 | B 参加館        | C 保存方式 | D 保存場所          | E 所有権 | F 重複調整 | 件数 |
|------|--------------|--------|-----------------|-------|--------|----|
| 図書   | 県 + 市区町村（全）  | 分担保存   | 各所蔵館の書庫         | 保持    | 非調整    | 1  |
|      |              | 一館集中   | 都道府県立図書館の書庫     | 移管    | 調整     | 3  |
|      | 県 + 市区町村（一部） | 分担保存   | その他             | 保持    | 調整     | 1  |
|      |              | 一館集中   | 都道府県立図書館の書庫     | 保持    | 非調整    | 1  |
| 新聞   | 県 + 市区町村（全）  | 分担保存   | 各所蔵館の書庫         | 保持    | 調整     | 4  |
|      |              |        |                 |       | 非調整    | 1  |
|      |              |        |                 |       | —      | 1  |
|      | 県 + 市区町村（一部） | 分担保存   | 各所蔵館の書庫         | 保持    | 調整     | 1  |
|      |              |        |                 |       | 非調整    | 2  |
| 雑誌   | 県 + 市区町村（全）  | 分担保存   | 各所蔵館の書庫         | 保持    | 調整     | 3  |
|      |              |        |                 |       | 非調整    | 2  |
|      |              |        |                 |       | —      | 1  |
|      | 県 + 市区町村（一部） | 一館集中   | 都道府県立図書館の書庫     | 移管    | 調整     | 1  |
|      |              | 分担保存   | 各所蔵館の書庫         | 保持    | 調整     | 3  |
|      |              |        |                 |       | 非調整    | 3  |
| 地域資料 | 県 + 市区町村（全）  | その他    | 共同書庫（都道府県図書館運営） | 移管    | 調整     | 1  |
| その他  | 県 + 市区町村（全）  | その他    | その他             | —     | —      | 1  |

表 6.1 都道府県域での取組例（複数回答可）

### 3 共同保存の実施に当たっての課題、障害

最後に、共同保存の実施に当たっての課題、障害について尋ねた。(図 6.9)

「保存場所の確保」が74.5% (35館)で最も多かった。これ以外の選択肢については、「参加館の理解」、「保存体制確立までの手順」がそれぞれ6.4% (3館)、「その他」が4.3% (2館)、「保存費用の確保」が2.1% (1館)で、いずれも1割に満たなかった。

「その他」を選択した図書館は、2館とも「選択肢のすべてが課題」という回答内容だった。共同保存の取組においても、保存場所の確保が最大の障害となっていることがわかった。

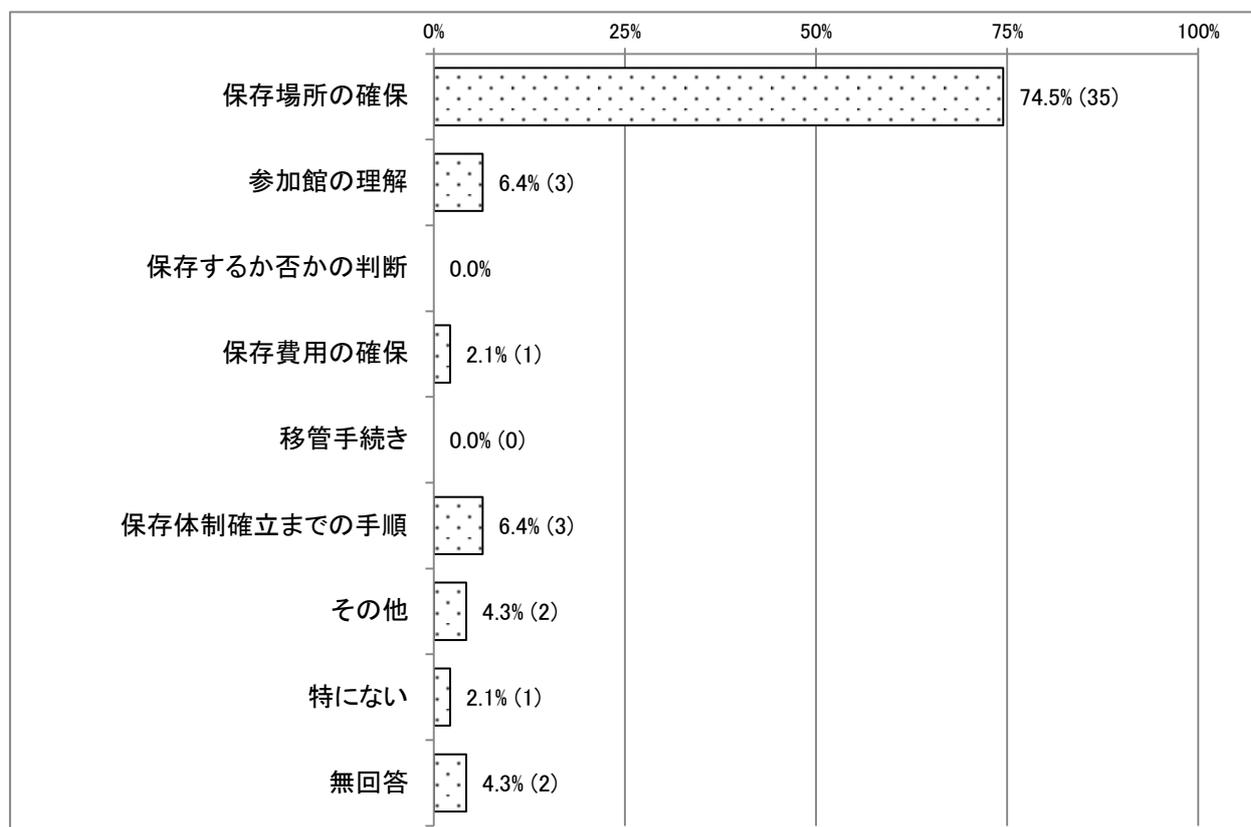


図 6.9 共同保存の実施に当たっての課題、障害 (複数回答可)



# 付録



【1 図書館基本情報】

|               |               |
|---------------|---------------|
| 地方公共団体コード(半角) | 都道府県名<br>市町村名 |
| 図書館名          | 記入者(職・氏名)     |
| 電話番号          | メールアドレス       |

本調査においては、**館舎上の中心館を1館(中央図書館)」、資料の収集や保存等については中心館を担っている図書館(中心館)と定義して調査を行います。**  
**貴自治体において図書館を複数設置している場合は自治体で1館の回答を基本とします。中心館が本館(中央図書館)と別にある場合は、別館において中心館の記入、又は本館が中心館に属している場合は、内容をとりまとめて1つの調査票にて回答くださるようお願いいたします。**

貴自治体に関する基本情報

【問1】 貴自治体について、2018年(平成30年)4月1日現在の状況をお答えください。

(1) 自治体区分を選択肢からお答えください。

《選択肢》

- 1 都道府県
- 2 政令指定都市
- 3 市
- 4 町村
- 5 特別区

|    |
|----|
| 回答 |
|----|

(2) 貴自治体の人口規模について、選択肢からお答えください。

《選択肢》

- 1 1万5千人未満
- 2 1万5千人以上～4万人未満
- 3 4万人以上～10万人未満
- 4 10万人以上～20万人未満
- 5 20万人以上～30万人未満
- 6 30万人以上～50万人未満
- 7 50万人以上～100万人未満
- 8 100万人以上～150万人未満
- 9 150万人以上～200万人未満
- 10 200万人以上～500万人未満
- 11 500万人以上

|    |
|----|
| 回答 |
|----|

(3) 貴自治体が運営している公立図書館数をお答えください。(都道府県の場合は、都道府県立図書館数となります。)

|      |
|------|
| 図書館数 |
|------|

【問2】 2018年度(平成30年度)貴自治体の図書館予算について、お答えください。(図書館費は人件費及び臨時経費を含まない経常的経費とします)

(1) 図書館の予算管理(計上・執行)はどのような方法で行っていますか、該当するものを選択肢からお答えください。

《選択肢》

- 1 自治体内全図書館の予算を1館で一括管理している
- 2 館ごとに管理している
- 3 その他 ⇒備考欄にお書きください。

|    |
|----|
| 回答 |
|----|

|    |
|----|
| 備考 |
|----|

(2) 図書館費、資料費等について、それぞれ予算金額をお書きください(一括管理の場合は全体の金額、館ごとの場合は中心館の金額とします。図書費、雑誌新聞費等の内訳が不明な場合は空欄で可とします)。

|              |    |
|--------------|----|
| 1 図書館費       | 千円 |
| うち 2 資料費     | 千円 |
| うち 3 図書費     | 千円 |
| うち 4 雑誌新聞費   | 千円 |
| うち 3、4以外の資料費 | 千円 |

(3) 資料費の予算金額は5年前、2013年度(平成25年度)からどのように変化していますか、該当するものを選択肢からお答えください。

《選択肢》

- 1 減少している
- 2 増加している
- 3 ほぼ一定

|    |
|----|
| 回答 |
|----|

【問3】 貴自治体の図書館の運営主体についてお答えください。

(1) 貴自治体の全図書館の運営について、該当するものを選択肢からお答えください。

《選択肢》

- 1 全館、自治体職員のみ
- 2 自治体職員中心(一部委託)
- 3 自治体職員中心(一部指定管理)
- 4 指定管理者中心
- 5 PFI事業者中心
- 6 その他 ⇒備考欄にお書きください。

|    |
|----|
| 回答 |
|----|

|    |
|----|
| 備考 |
|----|

(2) 中心館の運営について、該当するものを選択肢からお答えください。

《選択肢》

- 1 自治体職員のみ
- 2 自治体職員中心(一部委託)
- 3 自治体職員中心(一部指定管理)
- 4 指定管理者中心
- 5 PFI事業者中心
- 6 その他 ⇒備考欄にお書きください。

|    |
|----|
| 回答 |
|----|

|    |
|----|
| 備考 |
|----|

【問4】 貴自治体図書館の全職員数と、中心館の職員数について、それぞれお答えください。

| 職員数                | 1 正規職員 | 2 非常勤・嘱託職員 | 3 臨時職員 | 4 委託・派遣職員(指定管理職員を含む) | 5 その他 |
|--------------------|--------|------------|--------|----------------------|-------|
| ①同一自治体の全図書館(合計) ※1 |        |            |        |                      |       |
| ②上記①のうち、中心館全体 ※2   |        |            |        |                      |       |
| ③上記②のうち、可書有資格者     |        |            |        |                      |       |
| ④①～⑤の合計            |        |            |        |                      |       |

《留意事項》

- ※1 同一自治体の図書館【問1】(3)で回答した公立図書館数、全館の職員数についてお答えください。
- ※2 「①同一自治体の全図書館」で回答のうち、中心館に勤務している人数をお答えください。
- ※3 非常勤・嘱託職員、嘱託職員、臨時職員、委託・派遣職員については、2018年(平成30年)4月1日時点での2018年度予定数で年間労働時間の合計を1,500時間を1人として換算(小数点第2位を四捨五入)してください。

以降の設問では、「資料の収集や保存等について中心役割を担っている図書館(中心館)について回答してください。中心役割を担う図書館がない場合は、本館(中央図書館)について回答してください。

【II 図書館に関する基本情報】

【問5】 貴自治体の図書館のうち、資料の収集や保存等について中心役割を担っている図書館(中央図書館)名

中心役割を担っている図書館(または本館(中央図書館))名

記入した図書館を選択肢からお書きください。

回答

1 中心館

2 中央図書館

【問6】 貴館の創設年、現施設の竣工年をお書きください。

創設年(西暦) 年

竣工年(西暦) 年

【問7】 貴館の施設についてお書きください。

(1) 施設の形態について、選択肢からお書きください。

階数:地下まである場合は、B1、B2、…Bnをつけてください。

記入例: 8階建ての 3階から B2階まで ⇒【問7】(2)へ

【選択肢】

1 複合

2 独立

3 その他

階建ての 階から 階まで

回答

(2) 【問7】(1)で「1 複合」と回答した場合、併設・複合している施設の種別を選択肢からお書きください。

【選択肢】

1 文学資料系

2 美術館系

3 博物館系

4 ホール系

5 学校、教育施設系

6 商業施設系

7 その他 ⇒備考欄にお書きください。

備考

回答

(3) 施設の延床面積をお書きください。(複合施設の場合は、施設全体の延床面積もお書きください。)

図書館の延床面積 m<sup>2</sup>

施設全体の延床面積 m<sup>2</sup>

【問8】 貴館の蔵書数をお書きください。(視聴覚資料や視聴覚書者用資料(録音図書やデザイン等)は除く。)

図書 冊

雑誌 タイトル

新聞 タイトル

※ 色のセルは未回答の可能性がありますが、再度ご確認ください。  
 【I 図書館基本情報】は終了です。引き続き、【II 収集(資料選択)】調査にお書きください。ー

【II 収集(資料選択)】

■ 収集の方針

資料収集の方針についてお書きください。

【問9】 資料収集に関して、方針や基準等、明文化されたものがありますか。ある場合は、それらの公開状況、策定年、改定状況についてお書きください。

|           |      |    |         |    |            |      |
|-----------|------|----|---------|----|------------|------|
| 選択肢       | 1 あり | 公開 | 策定年(西暦) | 改定 | 直近の改定年(西暦) |      |
|           | 2 なし |    |         |    | 1 あり       | 2 なし |
| 収集方針      |      |    | 年       |    |            | 年    |
| 選定基準      |      |    | 年       |    |            | 年    |
| 希題資料の受入規程 |      |    | 年       |    |            | 年    |

【問10】 下記の資料収集に関して、方針や基準等に記述があるかどうかをお書きください。該当する場合は、そのOをつけてください。また、(1)に該当する場合のみ、「選択・収集の程度」についても選択肢からお書きください。

| 資料種別等              | 選定基準 |      | 公開   |       | 策定年(西暦) |      | 改定   |      | 直近の改定年(西暦) |      |
|--------------------|------|------|------|-------|---------|------|------|------|------------|------|
|                    | 1 あり | 2 なし | 1 公開 | 2 非公開 | 1 あり    | 2 なし | 1 あり | 2 なし | 1 あり       | 2 なし |
| ①各部門の参考図書          |      |      |      |       |         |      |      |      |            |      |
| ②地域資料              |      |      |      |       |         |      |      |      |            |      |
| ③児童資料・絵本資料         |      |      |      |       |         |      |      |      |            |      |
| ④YA(ヤングアダルト)       |      |      |      |       |         |      |      |      |            |      |
| ⑤外国語資料             |      |      |      |       |         |      |      |      |            |      |
| ⑥視聴覚資料             |      |      |      |       |         |      |      |      |            |      |
| ⑦電子資料              |      |      |      |       |         |      |      |      |            |      |
| ⑧専門書               |      |      |      |       |         |      |      |      |            |      |
| ⑨実用書               |      |      |      |       |         |      |      |      |            |      |
| ⑩主要文学賞の受賞書         |      |      |      |       |         |      |      |      |            |      |
| ⑪ベストセラー(受賞書以外の旅行書) |      |      |      |       |         |      |      |      |            |      |
| ⑫マンガ               |      |      |      |       |         |      |      |      |            |      |
| ⑬障害者サービス用資料        |      |      |      |       |         |      |      |      |            |      |
| ⑭その他(特徴的なもの)       |      |      |      |       |         |      |      |      |            |      |
| ⑮選定基準・選定サービス関係の資料  |      |      |      |       |         |      |      |      |            |      |
| ⑯種本の取扱い            |      |      |      |       |         |      |      |      |            |      |

(1)に該当する場合は、右欄「選択・収集の程度」に「1」もしくは「2」を選択肢からお書きください。

| 資料種別等              | 選定基準 |      | 公開   |       | 策定年(西暦) |      | 改定   |      | 直近の改定年(西暦) |      |
|--------------------|------|------|------|-------|---------|------|------|------|------------|------|
|                    | 1 あり | 2 なし | 1 公開 | 2 非公開 | 1 あり    | 2 なし | 1 あり | 2 なし | 1 あり       | 2 なし |
| ①各部門の参考図書          |      |      |      |       |         |      |      |      |            |      |
| ②地域資料              |      |      |      |       |         |      |      |      |            |      |
| ③児童資料・絵本資料         |      |      |      |       |         |      |      |      |            |      |
| ④YA(ヤングアダルト)       |      |      |      |       |         |      |      |      |            |      |
| ⑤外国語資料             |      |      |      |       |         |      |      |      |            |      |
| ⑥視聴覚資料             |      |      |      |       |         |      |      |      |            |      |
| ⑦電子資料              |      |      |      |       |         |      |      |      |            |      |
| ⑧専門書               |      |      |      |       |         |      |      |      |            |      |
| ⑨実用書               |      |      |      |       |         |      |      |      |            |      |
| ⑩主要文学賞の受賞書         |      |      |      |       |         |      |      |      |            |      |
| ⑪ベストセラー(受賞書以外の旅行書) |      |      |      |       |         |      |      |      |            |      |
| ⑫マンガ               |      |      |      |       |         |      |      |      |            |      |
| ⑬障害者サービス用資料        |      |      |      |       |         |      |      |      |            |      |
| ⑭その他(特徴的なもの)       |      |      |      |       |         |      |      |      |            |      |
| ⑮選定基準・選定サービス関係の資料  |      |      |      |       |         |      |      |      |            |      |
| ⑯種本の取扱い            |      |      |      |       |         |      |      |      |            |      |

中心館以外で収集しているなど特記事項がございましたら、備考欄にお書きください。

備考

【問11】 選書の担当者について、選択肢からお書きください。(複数回答可)

【選択肢】

1 正社員

2 非常勤・嘱託職員

3 臨時職員

4 委託・派遣職員(指定管理者職員を含む)

5 職員以外の第三者

6 その他 ⇒備考欄にお書きください。

回答(複数回答可)

**資料選定**  
**■ 具体的な資料選定の状況についてお尋ねします。**

【問12】 2017年度（平成29年度）の総受入（図書1冊数と、そのうちの購入冊数、購入以外（寄贈等）冊数をそれぞれお答えください。総受入図書冊数に占める割合は自動計算されます（小数点第一位で四捨五入）

| 2017年度 受入図書冊数合計 | 冊            | #DIV/0! |
|-----------------|--------------|---------|
| うち、購入冊数         | 冊（約 #DIV/0!） |         |
| 購入以外 冊数         | 冊（約 #DIV/0!） |         |

【問13】 自治体内に複数の図書館がある自治体のみにお尋ねします。選書はどのような方式で行っていますか。

《選択肢》

|  |    |
|--|----|
| 1 中心館が一括で選書を行う                           | 回答 |
| 2 各館の担当者が集まる選書会議等を開催して行う                 |    |
| 3 各館でそれぞれ選定するが、中心館が調整を担い、蔵書が偏らないよう留意している |    |
| 4 各館で独自に選定を行う                            |    |
| 5 その他 ⇒備考欄にお書きください。                      |    |

【問14】 通常行っている購入資料選定の方法についてお尋ねします。資料選定の方法が1種類の場合には、主たる方法の欄にのみ、複数ある場合には2番目に多い方法の欄までお答えください。

主たる方法

|    |                   |
|----|-------------------|
| 回答 | 備考（14その他の場合は具体的に） |
|    |                   |

2番目に多い方法

|    |  |
|----|--|
| 回答 |  |
|    |  |

《選択肢》

- 見計らいによる現物選書
- 選定ツールによる選定・発注
- 店頭にて選定
- その他 ⇒備考欄にお書きください。

【問15】 選書を行う際に、補足のための情報源として用いているものをお答えください。（複数回答可）

《選択肢》

- 紙媒体のカatalog、パンフレット
- 新聞・雑誌の書評
- Web情報
- MARC情報
- その他 ⇒備考欄にお書きください。

|           |  |  |  |  |
|-----------|--|--|--|--|
| 回答（複数回答可） |  |  |  |  |
|           |  |  |  |  |

【問16】 選書のための会議はありますか。

《選択肢》

- 選書のための会議があり、定期的に開催している ⇒【問17】へ
- 会議はないが書面回付等による合議形式をとっている
- 選書のための会議はない
- その他 ⇒備考欄にお書きください。

|    |  |
|----|--|
| 回答 |  |
|    |  |

【問17】 【問16】で「1 選書のための会議があり、定期的に開催している」を選択した図書館のみお答えください。

《選択肢》

- 週に1回程度
- 2週に1回程度
- 月に1回程度
- 年に数回程度
- その他 ⇒備考欄にお書きください。

|    |  |
|----|--|
| 回答 |  |
|    |  |

備考

|  |
|--|
|  |
|--|

(2) 選書のための会議の構成員について、該当するものを選択肢からお答えください。（複数回答可）

《選択肢》

- 図書館長
- 館長以外の管理職
- 収集部門の責任者（管理職以外）
- 正副職員（1～3以外）
- 正副職員以外（非常勤、嘱託、委託、派遣職員（指定管理者職員を含む））
- その他 ⇒備考欄にお書きください。

|           |  |  |  |  |
|-----------|--|--|--|--|
| 回答（複数回答可） |  |  |  |  |
|           |  |  |  |  |

備考

|  |
|--|
|  |
|--|

【問18】 選書の最終決定は誰が行っていますか。

《選択肢》

- 自治体の長
- 教育委員会の長
- 図書館長（中心館で一括）
- 図書館長（各館ごと）
- 図書館長以外の管理職
- 図書館長以外の管理職
- 決裁の最終手続は行わない
- その他 ⇒備考欄にお書きください。

|    |  |
|----|--|
| 回答 |  |
|    |  |

備考

|  |
|--|
|  |
|--|

【問19】 寄贈資料についてお尋ねします。

《選択肢》

- 購入を補完するものとして、積極的に寄贈を呼びかけ受け入れている
- 積極的に寄贈を呼びかけはしないが、持ち込まれたものについては受け入れを検討する
- 郷土資料や欠本・欠号補充にあたるもの等、図書館が求める資料が持込まれた場合のみ、寄贈資料の受け入れを検討する
- 予め寄贈希望資料リストを作成・公表し、新品の寄贈を受け入れている（スポンサー制等）
- 寄贈資料は原則として受け入れない
- その他 ⇒備考欄にお書きください。

|           |  |  |  |  |
|-----------|--|--|--|--|
| 回答（複数回答可） |  |  |  |  |
|           |  |  |  |  |

備考

|  |
|--|
|  |
|--|

【問20】 貴館で運営されているサービスと関連して、特に重点的に収集している分野等はありませんか。該当するものを選択肢からお答えください。（複数回答可）

《選択肢》

- 行政支援に資する資料
- 学校支援に資する資料
- 子育て支援に資する資料
- 高齢者支援に資する資料
- ビジネス支援に資する資料
- 法律情報サービスに資する資料
- 健康・医療情報サービスに資する資料
- その他 ⇒備考1欄にお書きください。
- 特になし

|           |  |  |  |  |
|-----------|--|--|--|--|
| 回答（複数回答可） |  |  |  |  |
|           |  |  |  |  |

備考

|  |
|--|
|  |
|--|

備考2欄に収集しているなど特記事項がありましたら、備考2欄にお書きください。

備考1

|  |
|--|
|  |
|--|

備考2

|  |
|--|
|  |
|--|

備考

|  |
|--|
|  |
|--|

【問21】 文庫本及び新書の受入についてお尋ねします。

(1) 文庫本及び新書の受入状況、受入理由について、それぞれの選択肢からお答えください。

① 文庫本

|        | 回答 | 備考 |
|--------|----|----|
| A 受入状況 |    |    |
| B 受入理由 |    |    |

② 新書

|        | 回答 | 備考 |
|--------|----|----|
| A 受入状況 |    |    |
| B 受入理由 |    |    |

《選択肢A》受入状況

- 受け入れる(購入する) ⇒ 選択肢B、【問21】(2)へ
- 受贈のみ受け入れる
- 受け入れない
- その他 ⇒ 備考欄にお書きください。

《選択肢B》受入理由

- 本の形態を理由とした選定は行わない(文庫本/新書でも、ハードカバーでも同じ扱いで選定する)
- 安価だから
- 利用者の要望が多いから
- サイズが小さいから(収録スペースを節約できる)
- その他 ⇒ 備考欄にお書きください。

(2) 【問21】(1)で「1」受け入れる(購入する)を選択した図書館のみお答えください。文庫本、新書それぞれについて、原則として全点購入を行っているレベルがあれば、主なもの5つまで以下に挙げてください。

| <記入例> | A 種別   |        | B レーベル |      |
|-------|--------|--------|--------|------|
|       | (1) 文庫 | (2) 新書 | 1 文庫   | 2 新書 |
| ①     |        |        |        |      |
| ②     |        |        |        |      |
| ③     |        |        |        |      |
| ④     |        |        |        |      |
| ⑤     |        |        |        |      |

リ ク エ ス ト

■図書館が所蔵していない資料に対して、貸出や閲覧の希望があった場合への対応状況(以下「リクエスト」といふ)についてお尋ねします。

【問22】 リクエストを受け付けていますか。

《選択肢》

|            | 回答             |
|------------|----------------|
| 1 受け付けている  | ⇒【問23】へ        |
| 2 受け付けていない | ⇒【問24(電子情報源)】へ |

【問23】 【問22】で「1」受け付けているを選択した図書館は以下の(1)から(4)までの設問についてお答えください。(複数回答可)

《選択肢》

|                          | 回答 (複数回答可) |
|--------------------------|------------|
| 1 制限なし(誰からでも)            |            |
| 2 図書館の登録者のみ              |            |
| 3 在住、在勤、在学者(登録・非登録は問わない) |            |
| 4 その他 ⇒ 備考欄にお書きください。     |            |

備考

(2) リクエストを受け付けていない資料種別について、選択肢からお答えください。(複数回答可)

《選択肢》

|                      | 回答 (複数回答可) |
|----------------------|------------|
| 1 外国語図書              |            |
| 2 雑誌                 |            |
| 3 新聞                 |            |
| 4 視聴覚資料              |            |
| 5 電子資料               |            |
| 6 マンガ                |            |
| 7 学習参考書・問題集          |            |
| 8 その他 ⇒ 備考欄にお書きください。 |            |

備考

(3) リクエスト資料を購入する際、上限金額を設定していますか。

《選択肢》

|  | 回答 |
|--|----|
| 1 設定していない                                  |    |
| 2 1点あたりの上限金額を設定している                        |    |
| 3 1点あたりの上限はないが、年間予算の中でリクエスト購入のための金額が決まっている |    |
| 4 その他 ⇒ 備考欄にお書きください。                       |    |

上記の選択肢で2または3を選択した場合は、  
 それぞれの金額をお書きください。  
 2⇒上限金額 / 3⇒リクエスト購入のための金額  
 ⇒ 備考欄にお書きください。

備考

(4) リクエストを受けた資料を購入しない(絶版などで購入できない)理由として、該当するものを選択肢からお答えください。(複数回答可)

《選択肢》

|                                   | 回答 (複数回答可) |
|-----------------------------------|------------|
| 1 資料収集方針あるいは蔵書構成に合致しないから          |            |
| 2 購入しないこととしている資料種別だから             |            |
| 3 金額の問題から(予算不足から、上限金額を超えているから、など) |            |
| 4 近隣図書館で所蔵している冊があるため(借受で提供できるため)  |            |
| 5 その他 ⇒ 備考欄にお書きください。              |            |

備考

電子情報源

■電子情報源の導入状況についてお尋ねします。

【問24】有料のオンラインデータベースあるいはOD媒体などのパッケージ系有料データベースを導入していますか。(国立国会図書館の図書館向けデジタル化資料送信サービス、ONiitは除く)

《選択肢》

|                       |         |
|-----------------------|---------|
| 1 導入している ⇒導入数をお書きください | ⇒【問25】へ |
| 2 導入していない             | ⇒【問26】へ |

|    |     |
|----|-----|
| 回答 | 導入数 |
|    |     |

【問25】【問24】で「1」導入している/導入した図書館にお尋ねします。どのような種類のデータベースを導入しているか、該当するものを選択肢からお答えください。(複数回答可)

《選択肢》

|                      |           |
|----------------------|-----------|
| 1 新聞記事               | 回答(複数回答可) |
| 2 雑誌記事索引             |           |
| 3 雑誌記事(全文)           |           |
| 4 百科事典、言語辞典          |           |
| 5 人物情報               |           |
| 6 法律・判例情報            |           |
| 7 企業・経営情報            |           |
| 8 医学・医療関係情報          |           |
| 9 音楽・音声情報            |           |
| 10 文学情報              |           |
| 11 その他 ⇒備考欄にお書きください。 |           |

|    |
|----|
| 備考 |
|    |

【問26】【問24】で「1」導入している/導入した図書館にお尋ねします。どのような種類のデータベースを導入しているか、該当するものを選択肢からお答えください。(複数回答可)

《選択肢》

|                        |         |
|------------------------|---------|
| 1 導入している               | ⇒【問27】へ |
| 2 2019年度(平成31年度)から導入予定 | ⇒【問29】へ |
| 3 導入について検討中(時期は未定)     |         |
| 4 過去に導入していたが、現在は行っていない | ⇒【問28】へ |
| 5 導入しておらず、予定もない        |         |

|    |
|----|
| 回答 |
|    |

【問27】【問26】で「1,2」を選択した図書館にお尋ねします。

(1) 電子情報の導入時期と利用している(あるいは導入予定の)電子情報のシステム、タイトル数をお答えください。また、導入費用、年間維持費(システム関連費用とコンテンツ購入数の合計額)についてもお答えください。

|        |          |   |   |
|--------|----------|---|---|
| 導入時期:  | 西暦       | 年 | 月 |
| システム:  | 導入費用: 円  |   |   |
| タイトル数: | 年間維持費: 円 |   |   |
|        | タイトル     |   |   |

(2) 電子書籍サービスの方式についてお答えください。

《選択肢》

|                                    |    |
|------------------------------------|----|
| 1 電子書籍の個人貸出を行っている                  | 回答 |
| 2 図書館が用意した端末で館内でのみ利用することができる(貸出不可) |    |
| 3 個人が所有する端末で、館内でのみ利用することができる(貸出不可) |    |
| 4 その他 ⇒備考欄にお書きください。                |    |

(3) 電子書籍サービスを利用できる対象者について、選択肢からお答えください。(複数回答可)

《選択肢》

|                          |           |
|--------------------------|-----------|
| 1 制限なし(誰でも)              | 回答(複数回答可) |
| 2 図書館の登録者のみ              |           |
| 3 在任・在勤・在学者(登録・未登録は問わない) |           |
| 4 その他 ⇒備考欄にお書きください。      |           |

|    |
|----|
| 備考 |
|    |

(4) 電子書籍サービス導入の理由として、該当するものを選択肢からお答えください。(複数回答可)

《選択肢》

|                      |           |
|----------------------|-----------|
| 1 非来館型サービスを充実させるため   | 回答(複数回答可) |
| 2 読者サービスの一環として       |           |
| 3 利用者から要望があったため      |           |
| 4 購入したいコンテンツが多くなったため |           |
| 5 その他 ⇒備考欄にお書きください。  |           |

|    |
|----|
| 備考 |
|    |

【問28】【問26】で「5」導入しておらず、予定もない/選択した図書館にお尋ねします。電子書籍サービスを導入しない理由として、該当するものを選択肢からお答えください。(複数回答可)

《選択肢》

|                                   |           |
|-----------------------------------|-----------|
| 1 蔵書構成あるいは収集方針に照らして購入したい資料がないため   | 回答(複数回答可) |
| 2 利用者からの要望がないため                   |           |
| 3 図書館情報システムに電子書籍サービスを組み込むことが困難なため |           |
| 4 電子書籍に予算を割くことができないため             |           |
| 5 その他 ⇒備考欄にお書きください。               |           |

|    |
|----|
| 備考 |
|    |

収集(資料選択)全般

■資料の収集に関する研修体制、課題についてお尋ねします。

【問29】資料の収集に関して担当者の能力向上のために図書館内で研修を実施していますか。

《選択肢》

|                     |    |
|---------------------|----|
| 1 実施している            | 回答 |
| 2 実施していない           |    |
| 3 その他 ⇒備考欄にお書きください。 |    |

|    |
|----|
| 備考 |
|    |

【問30】資料の収集に関して課題があればお答えください。(複数回答可)

《選択肢》

|                            |           |
|----------------------------|-----------|
| 1 予算が不足している                | 回答(複数回答可) |
| 2 選定にける時間が不足している           |           |
| 3 選定基準が明確でなく、何を選んでよいかわからない |           |
| 4 担当者の専門知識が不足している          |           |
| 5 その他 ⇒備考欄にお書きください。        |           |

|    |
|----|
| 備考 |
|    |

※色のセルは未回答の可能性がありますが、再をご確認ください。  
 【Ⅱ収集(資料選択)】は終了です。引き続き、【Ⅲ蔵書評価】調査にお進みください。

【Ⅲ 蔵書評価】

蔵書評価

■蔵書評価についてお尋ねします。

【問31】蔵書評価(蔵書構成や選書に対する評価)を行っていますか。

|                                    |    |
|------------------------------------|----|
| 《選択肢》                              | 回答 |
| 1 行っている ⇒【問32】以降へ                  |    |
| 2 かつて行ったことがあるが、現在は行っていない ⇒【問33】以降へ |    |
| 3 行ったことではないが、今後実施の予定がある、または検討中である  |    |
| 4 行ったことはない、今後とも予定はない ⇒【Ⅳ除籍】へ       |    |

【問32】【問31】で1を選択した図書館にお尋ねします。蔵書評価の頻度について、該当するものを選択肢からお答えください。

|                     |    |
|---------------------|----|
| 《選択肢》               | 回答 |
| 1 毎年                |    |
| 2 2年に1回             |    |
| 3 3年に1回             |    |
| 4 不定期               |    |
| 5 その他 ⇒備考欄にお書きください。 |    |

|    |
|----|
| 備考 |
|----|

※以降は、【問31】で1または2のいずれかを選択した図書館にお尋ねします。

【問33】評価者について、該当するものを選択肢からお答えください。(複数回答可)

|                     |            |
|---------------------|------------|
| 《選択肢》               | 回答 (複数回答可) |
| 1 図書館による自己評価        |            |
| 2 教育委員会等の図書館を所管する部署 |            |
| 3 一般の利用者            |            |
| 4 外部の専門家            |            |
| 5 その他 ⇒備考欄にお書きください。 |            |

|    |
|----|
| 備考 |
|----|

【問34】評価内容について、該当するものを選択肢からお答えください。

|                                      |    |
|--------------------------------------|----|
| 《選択肢》                                | 回答 |
| 1 蔵書全体を評価している                        |    |
| 2 特定のテーマを決定して評価している ⇒「備考1」欄にお書きください。 |    |
| 3 その他 ⇒「備考2」欄にお書きください。               |    |

|     |
|-----|
| 備考1 |
| 備考2 |

【問35】評価方法について、該当するものを選択肢からお答えください。(複数回答可)

|                        |            |
|------------------------|------------|
| 《選択肢》                  | 回答 (複数回答可) |
| 1 業務統計等のデータを元にした分析     |            |
| 2 外部機関との比較             |            |
| 3 利用者へのヒアリング調査やアンケート調査 |            |
| 4 職員へのヒアリング調査          |            |
| 5 館内の視察等の現地調査          |            |
| 6 その他 ⇒備考欄にお書きください。    |            |

|    |
|----|
| 備考 |
|----|

※ 色のセルは未回答の可能性があります。再度ご確認ください  
 【Ⅲ蔵書評価】は終了です。引き続き、【Ⅳ除籍】調査にお進みください。

【Ⅳ 除籍】

除籍

■除籍に関する方針についてお尋ねします。

【問36】不要資料の除籍に関する方針や基準を明文化、公開していますか。

|     |      |       |
|-----|------|-------|
| 選択肢 | 明文化  | 公開    |
|     | 1 あり | 1 公開  |
| 方針  | 2 なし | 2 非公開 |
|     |      |       |
| 基準  |      |       |

■除籍の内容についてお尋ねします。 ※方針の明文化の有無にかかわらずお答えください。

【問37】除籍理由に該当するものを選択肢からお答えください。(複数回答可)

|   |            |
|---|------------|
| 《選択肢》   | 回答 (複数回答可) |
| 1 あらかじめ定めた保存期間を過ぎた資料  |            |
| 2 未返却、回収不能な資料   |            |
| 3 汚損損じた資料   |            |
| 4 所在不明、亡失した資料   |            |
| 5 館内に複本のある資料  |            |
| 6 県自治体内の他の図書館で所蔵している資料                                      |            |
| 7 都道府県内の他の図書館で所蔵している資料                                      |            |
| 8 Webサイトなどで電子媒体で閲覧できる資料 (NDLデジタル化送信サービス、e-Gov(電子政府の総合窓口)など) |            |
| 9 改訂版、新版が出た資料の旧版  |            |
| 10 資料内容が古いなど、保存価値が減少したと認められる資料                              |            |
| 11 利用頻度の低い資料  |            |
| 12 その他 ⇒備考欄にお書きください。  |            |

1 からじめ定めた保存期間を過ぎた資料  
 2 未返却、回収不能な資料  
 3 汚損損じた資料  
 4 所在不明、亡失した資料  
 5 館内に複本のある資料  
 6 県自治体内の他の図書館で所蔵している資料  
 7 都道府県内の他の図書館で所蔵している資料  
 8 Webサイトなどで電子媒体で閲覧できる資料 (NDLデジタル化送信サービス、e-Gov(電子政府の総合窓口)など)  
 9 改訂版、新版が出た資料の旧版  
 10 資料内容が古いなど、保存価値が減少したと認められる資料  
 11 利用頻度の低い資料  
 12 その他 ⇒備考欄にお書きください。

|    |
|----|
| 備考 |
|----|

【問38】除籍を行う頻度について該当するものを選択肢からお答えください。

|                     |    |
|---------------------|----|
| 《選択肢》               | 回答 |
| 1 年1回               |    |
| 2 半年に1回             |    |
| 3 その他 ⇒備考欄にお書きください。 |    |

|    |
|----|
| 備考 |
|----|

【問39】除籍した資料の処分方法について選択肢からお答えください。(複数回答可)

|                     |            |
|---------------------|------------|
| 《選択肢》               | 回答 (複数回答可) |
| 1 他機関への譲渡           |            |
| 2 利用者への譲渡           |            |
| 3 古本業者への売却          |            |
| 4 古紙回収業者への売却        |            |
| 5 廃棄                |            |
| 6 その他 ⇒備考欄にお書きください。 |            |

|    |
|----|
| 備考 |
|----|

■除籍の体制についてお尋ねします。

【問40】除籍する資料を選定するのは誰ですか。(複数回答可)

|                       |            |
|-----------------------|------------|
| 《選択肢》                 | 回答 (複数回答可) |
| 1 正社員                 |            |
| 2 非常勤・嘱託職員            |            |
| 3 臨時職員                |            |
| 4 委託・派遣職員(指定管理者職員を含む) |            |
| 5 その他 ⇒備考欄にお書きください。   |            |

|    |
|----|
| 備考 |
|----|

【問41】【問40】で選定した資料の除籍を決定するための会議はありますか。

|    |
|----|
| 回答 |
|----|

- 《選択肢》
- 1 除籍資料を決定するための会議がある ⇒ 【問42】へ
  - 2 会議はないが、書面回付等により合議形式をとっている
  - 3 除籍資料を決定するための会議はない ⇒ 【問43】へ
  - 4 その他 ⇒ 備考欄にお書きください。

|    |
|----|
| 備考 |
|----|

【問42】【問41】で「1 除籍資料を決定するための会議がある」を選択した図書館のみお答えください。会議の構成員について選択肢からお答えください。(複数回答可)

|            |  |  |  |  |
|------------|--|--|--|--|
| 回答 (複数回答可) |  |  |  |  |
|------------|--|--|--|--|

- 《選択肢》
- 1 図書館長
  - 2 図書館長以外の管理職
  - 3 収集部門の責任者(管理職以外)
  - 4 正規職員(上記1～3以外)
  - 5 正規職員以外(非常勤、臨時、委託、派遣職員(指定管理者職員を含む))
  - 6 その他 ⇒ 備考欄にお書きください。

|    |
|----|
| 備考 |
|----|

【問43】除籍の最終決定は誰が行っていますか。

|    |
|----|
| 回答 |
|----|

- 《選択肢》
- 1 自治体の長
  - 2 教育委員会の長
  - 3 図書館長(中心館で一括)
  - 4 図書館長(各館ごと)
  - 5 図書館長以外の管理職
  - 6 決裁の手続きは行わない
  - 7 その他 ⇒ 備考欄にお書きください。

|    |
|----|
| 備考 |
|----|

※ 色のセルは未回答の可能性があります。再度ご確認ください。  
 一【W除籍】は終了です。引き続き【V保存】調査にお進みください。

【 V 保 存 】

保 存

■保存の施設や保存環境、収蔵の現状についてお尋ねします。  
 (本調査では、資料の修理、製本、劣化対策、災害対策は対象外としています。)

【問44】資料保存に関する方針や基準を明文化、公開していますか。

|     |              |               |
|-----|--------------|---------------|
| 選択肢 | 明文化          | 公開            |
| 方針  | 1 あり<br>2 なし | 1 公開<br>2 非公開 |
| 基準  |              |               |

【問45】資料保存の原則について、資料種別ごとに選択肢Aから選んでお答えください。「有期保存」を選択した場合、具体的な年数が定められている場合は、その年数に最も該当する資料が多い保存年数を選択肢Bからお答えください。

| 保存年数<br>(選択肢A) | 地域資料 |      | 貴重資料 |      | 地域資料以外 |            |
|----------------|------|------|------|------|--------|------------|
|                | 参考資料 | 一般資料 | 参考資料 | 一般資料 | 雑誌     | 新聞<br>(原紙) |
| 年数<br>(選択肢B)   |      |      |      |      |        |            |

《選択肢A》

- 1 永年保存
- 2 有期保存 → 選択肢Bから該当する年数を選択
- 3 永年保存と有期保存が混在 → 選択肢Bから該当する年数を選択

《選択肢B》

- 1 1年
- 2 2～3年
- 3 4～5年
- 4 6～10年
- 5 11～20年
- 6 21年以上
- 7 タイトルによって年数が異なる

【問46】資料保存のためにどのような施設を利用していますか。(複数回答可)

|            |  |  |  |  |
|------------|--|--|--|--|
| 回答 (複数回答可) |  |  |  |  |
|------------|--|--|--|--|

- 《選択肢》
- 1 建物本体内の書庫
  - 2 敷地内の独立した書庫
  - 3 自治体内の他図書館の書庫
  - 4 敷地外の収蔵施設
  - 5 その他 ⇒ 備考欄にお書きください。

|    |
|----|
| 備考 |
|----|

【問47】収蔵能力、実際の配架資料冊数をお答えください。

| 図書館敷地内  | 収蔵能力 |   | 配架資料冊数 |
|---------|------|---|--------|
|         | 開架   | 冊 |        |
| 敷地内     | 開架   | 冊 | 冊      |
| 敷地外の施設等 | 冊    | 冊 | 冊      |

【問48】図書館敷地内の書庫が収蔵能力の限界を迎えるとき想定されるのは何年後ですか。

《選択肢》

- 1 1～5年後
- 2 6～9年後
- 3 10～15年後
- 4 15～20年後
- 5 21年後～
- 6 既に限界に達している

|    |
|----|
| 回答 |
|----|



《選択肢E》 所有権

- 1 移管(移譲)
- 2 所蔵館で保持

《選択肢F》 重複調整

- 1 重複調整する
- 2 重複調整しない

※共同保存の発施、未実施にかかわらず回答してください。

【問54】共同保存の実施に当たっての課題、障害となることは何ですか。

《選択肢》

- 1 保存場所の確保
- 2 参加館の理解
- 3 保存するか否かの判断
- 4 保存費用の確保
- 5 移管手続き
- 6 保存体節節立までの手順
- 7 その他 ⇒備考欄にお書きください
- 8 特になし

|    |
|----|
| 回答 |
|----|

|    |
|----|
| 備考 |
|----|

※ 色のセルは未回答の可能性がありますが、再度ご確認ください。  
 一【Ⅶ 都道府県域での資料保存の取組】は終了です。引き続き、【Ⅷ 自由意見】へお進みください。 一

【Ⅶ 自由意見】

【問55】蔵書構成・管理に関してのご意見があれば、ご自由にお書きください。

|    |
|----|
| 回答 |
|----|

——これで「蔵書構成・管理」全調査終了です。ありがとうございます。——

「公立図書館における蔵書構成・管理」実態調査結果データの公開について

この度は「公立図書館における蔵書構成・管理」実態調査に御協力いただきまして、ありがとうございます。  
 今回の調査研究事業「公立図書館における蔵書構成・管理」は、平成30-31年度の2年計画で行われます。

1年目の平成30年度は、今回御回答いただいた実態調査の集計結果を報告書にまとめる予定です。

2年目(平成31年度)には、今回の調査結果を分析し、結果を報告書にまとめる予定です。

各調査報告書は、都道府県立図書館、市区町村立図書館(本館)、都道府県教育委員会等に配布するとともに、全国公共図書館協議会ウェブサイトにも掲載されます。

なお、調査終了後は、皆様が調査結果を利用できるように、今回の実態調査のマスターデータ及び集計データを、全国公共図書館協議会ウェブサイトで公開する予定です。

※公開するマスターデータは、個々の図書館が特定できないよう加工を行います。

皆様の御理解・御協力をお願いいたします。

## 全国調整委員会委員・編集委員会委員 名簿

| 地区名   | 所属図書館                    | 委員氏名          |
|-------|--------------------------|---------------|
| 北日本   | 福島県立図書館                  | 杉浦 孝幸         |
| 関東    | 千葉県立中央図書館                | 安宅 仁志         |
|       | 神奈川県立図書館                 | 柿澤 淳子         |
| 東海・北陸 | 福井県立図書館                  | 高村 美由紀        |
| 近畿    | 大阪府立中央図書館                | 西林 正人         |
| 中国    | 広島県立図書館                  | 植田 佳宏         |
| 四国    | 愛媛県立図書館                  | 中村 由紀         |
| 九州    | 佐賀県立図書館                  | 緒方 良行         |
| 事務局   | 全国公共図書館協議会<br>東京都立中央図書館内 | 事務局次長 黒澤 宏明 * |
|       |                          | 事務局担当 堀合 儀子 * |
|       |                          | 事務局担当 浅沼 真紀 * |

\* 編集委員を兼ねる

|      |           |        |
|------|-----------|--------|
| 編集委員 | 千葉県立中央図書館 | 山本 香澄  |
|      | 埼玉県立久喜図書館 | 星野 翼   |
|      | 神奈川県立図書館  | 瀬戸 清香  |
|      | 東京都立中央図書館 | 長谷川 和美 |

## 助言者

| 所属        | 委員氏名  |
|-----------|-------|
| 実践女子大学図書館 | 伊藤 民雄 |

---

公立図書館における蔵書構成・管理に関する実態調査報告書

発行日 平成31年3月31日

編集発行 全国公共図書館協議会  
〒106-8575 東京都港区南麻布5-7-13  
東京都立中央図書館内  
03-3442-8451(代)

印刷所 東京都同胞援護会事務局  
東京都墨田区両国4-1-8田中ビル

---